

**第2期 伊万里市
子ども・子育て支援事業計画**

はじめに

近年、全国的に出生数は減少を続けており、昨年末に発表された令和元年の出生数は86万4千人と推計され、明治32年の統計開始以来、初めて90万人を下回りました。このように少子化が急激に進行している状況の中で、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て中の家庭においては、誰にも相談できない孤立感や、発達障害、医療的ケアを必要とする子どもへの対応など、抱える悩みや不安も多様化しています。

伊万里市では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から令和元年度までを第1期とした「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、“みんなでつくる「楽しい子育て 元気な子育てのまち」いまり”を基本理念に、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育つ環境の整備に取り組んできました。

この第1期計画の期間が令和元年度で終了することから、新たに令和2年度から令和6年度までを事業期間とし、“すべての人々が相互に協力し合い子どもを育てるまち いまり”を基本理念とした「第2期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもは、伊万里の未来をつくる大切な存在です。安心して子どもを生き育てることができるよう、産前産後の健診や相談体制の充実、保育サービスや留守家庭児童クラブの充実など、切れ目ない子育て支援の施策を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政が一体となって、子どもの健やかな成長を支えることが大変重要でありますので、施策の推進にあたっては、保護者や地域など、子どもに係るすべての皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「伊万里市子ども・子育て会議」の委員の皆さま、「アンケート調査」や「パブリックコメント」など、子育て支援に関して貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

伊万里市長 深 浦 弘 信

目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって.....	1
1 子ども・子育て支援事業計画の概要.....	1
(1) 計画策定の背景と趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画の期間.....	2
(4) 計画の対象.....	2
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について.....	3
(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針 (基本指針)の改正.....	3
(2) 次世代法に基づく行動計画策定指針の改正.....	4
(3) 幼児教育・保育無償化の開始.....	5
第2章 伊万里市の現状と課題.....	7
1 子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測.....	7
(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測.....	8
(3) 出生数.....	8
(4) 婚姻件数・婚姻率.....	9
(5) 離婚件数・離婚率.....	9
(6) 男性未婚率.....	10
(7) 女性未婚率.....	10
(8) 女性の就労状況.....	11
2 ニーズ調査結果にみる本市の特徴.....	12
(1) 調査の概要.....	12
(2) 就学前児童保護者調査結果.....	13
(3) 小学生児童保護者調査結果.....	14
3 第1期計画の見込みと実績.....	15
(1) 教育・保育事業.....	15
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	16
4 第1期計画の取組状況と課題.....	20
基本的視点1 親と子どもの健康の確保と増進.....	20
基本的視点2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.....	22
基本的視点3 子育て支援の充実.....	24
基本的視点4 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実.....	27
基本的視点5 子育てと社会参画の両立への支援.....	28
基本的視点6 安全・安心まちづくりの推進.....	29

第3章 伊万里市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 基本的視点	32
4 計画の体系	34
第4章 主要施策の展開	36
基本的視点1 親と子どもの健康の確保と増進	36
基本的視点2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	38
基本的視点3 子育て支援の充実	40
基本的視点4 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実	42
基本的視点5 子育てと社会参画の両立への支援	44
基本的視点6 安全・安心まちづくりの推進	46
第5章 計画の目標値等（量の見込みと確保方策）	48
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	48
2 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	49
(1) 認定区分	49
(2) 目標事業量（供給目標量）	49
3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策	52
(1) 対象事業	52
(2) 目標事業量（供給目標量）	52
資料編	61
1 アンケート調査主要結果	62
2 実施事業一覧	94
3 伊万里市子ども・子育て会議条例	102
4 計画策定の経緯	104
5 伊万里市子ども・子育て会議委員名簿	106
6 伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員	108
7 ワーキンググループ員	108

第 1 章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成 24 年に保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量などを盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、2015 年度(平成 27 年度)から 2019 年度(令和元年度)を計画期間とする「伊万里市子ども・子育て支援事業計画(以下「第 1 期計画」という。)」を策定し、本市の豊かな自然の保全、地域の歴史や文化の伝承、既存の施設などの社会資源の活用を通して、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

この間、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加、子どもの貧困率の上昇、ひとり親家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

それに対応して、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となったさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

このような時代の流れを踏まえ、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ地域社会の支援を一層受けながら、第 1 期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため「第 2 期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組をみんなで推進する国民運動計画「すこやか親子 21(第 2 次)」(2015 年度(平成 27 年度)～2024 年度(令和 6 年度))の趣旨を踏まえたものとしします。

さらに、本計画は、「伊万里市総合計画」の個別計画として位置付け、「伊万里市障害者計画」「伊万里市障害福祉計画」「伊万里市男協働参画基本計画」「伊万里市食育推進計画」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
子ども・子育て支援事業計画	第1期計画					第2期計画(本計画)				

(4) 計画の対象

本計画の対象は、すべての子ども(18歳未満)とその家庭、地域、企業、関係機関等すべての個人及び団体となります。第1期計画と同様、これら市民と行政が連携しながら、子どもを生き育てやすいまちづくりを進めていきます。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

日本における合計特殊出生率は、1975年に2.0を下回って以来、低下傾向で推移し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、2018年時点において1.42となっています。

子育てに関連する法律についてみると、平成17年から10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が10年延長され、「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化される一方で、平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、新たなステージへと移行しました。

また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されるなど、子どもの貧困削減に向けた取組が今まで以上に求められています。

これらを踏まえた第2期計画策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正

- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
 - ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるように、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二 2(二)(1)関係）
 - ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二 2(二)(1)関係）
 - ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。（第三の三 2(三)関係）
 - ・障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四 5(四)関係）
 - ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援第2期計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六 3関係）

- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二 4 関係)
- 平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項についての見直し。
・ 平成 28 年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成 30 年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三 2(一)、四 5(一)・(二)関係)
- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一 6、別表第三の三関係)

(2) 次世代法に基づく行動計画策定指針の改正

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」の改正については、次のとおりです。

- 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、2014 年 11 月に告示し、2015 年 4 月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができることとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5 年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、「前期行動計画に係る必要な見直しを 2019 年度までに行った上で、2020 年度から 2024 年度を期間とする後期行動計画を策定することが望ましい」とされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するに当たり、指針の見直しを行う。
- 新・放課後子ども総合プランの策定等、2015 年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針(基本指針)の改正と同様のスケジュールで進める予定。

【次世代育成支援対策推進法の趣旨】

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10 年間の集中的・計画的な取組を推進

(3) 幼児教育・保育無償化の開始

①総論

○「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、令和元年5月10日に「子ども・子育て支援法」が改正された。

○幼児教育の無償化の趣旨等

- ・令和元年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置による少子化対策が重要となる。
- ・現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象外である幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する。
- ・就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

②対象者・対象範囲等

○幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

○幼稚園の預かり保育

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額との差額である上限月額1.13万円までの範囲で無償化
- 満3歳：住民税非課税世帯であり、保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額との差額である上限月額1.63万円までの範囲で無償化（※満3歳とは、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある児童）

○認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、全国平均額（月額4.2万円）までの利用料を無償化
- 認可外保育施設における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - ・市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置 ほか

③財源

○負担割合

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

※ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等 10/10

○財政措置等

- 初年度の取扱：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目は全額国費で負担。認可外保育施設等の5年間（2023年度まで）の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

④就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

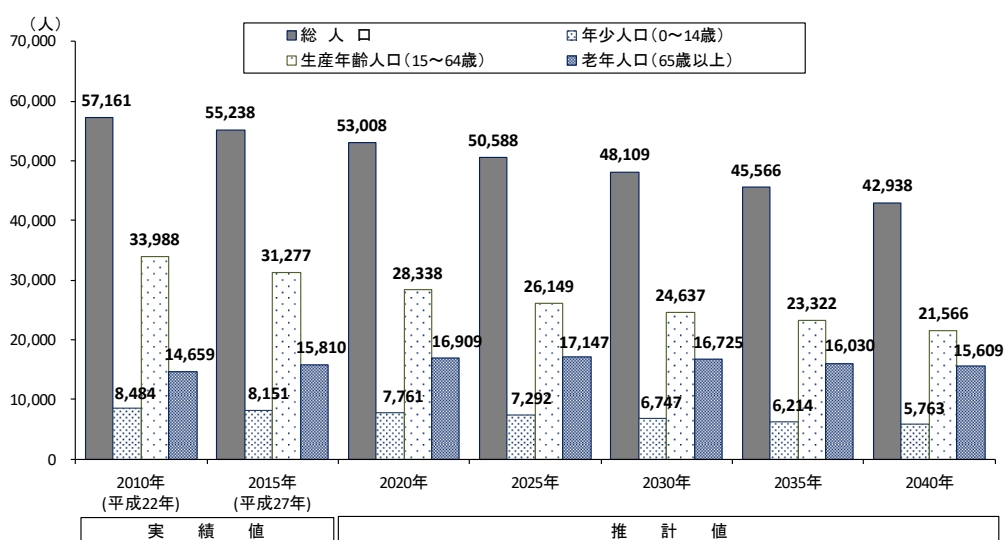
第2章 伊万里市の現状と課題

1 子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

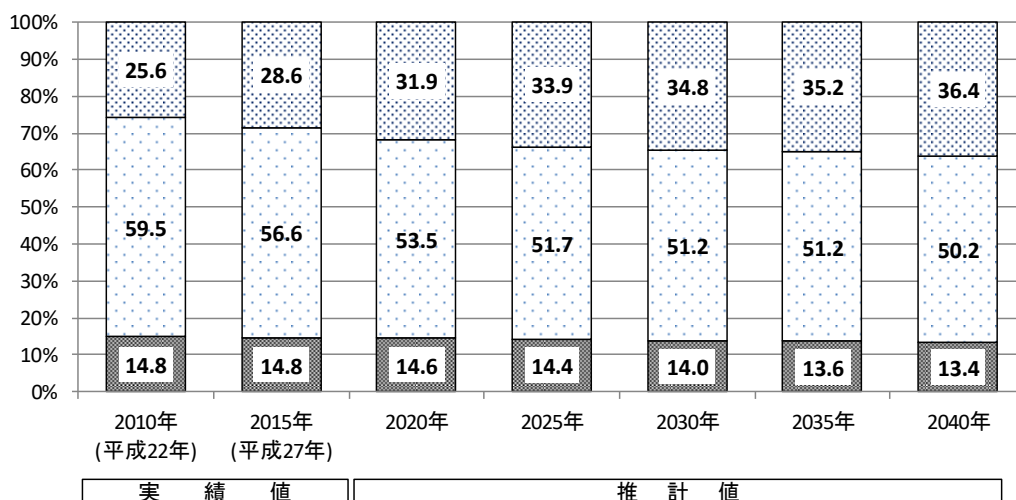
- 本市の総人口は、2015年（平成27年）には55,238人ですが、その後は一貫して減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の老年人口は2025年をピークに減少傾向で推移すると推計されています。
- 2040年には高齢化率が36.4%になると推計されています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



資料:2015年までは国勢調査実績値、2020年以降は社人研推計値

■老年人口(65歳以上) □生産年齢人口(15~64歳) ▨年少人口(0~14歳)

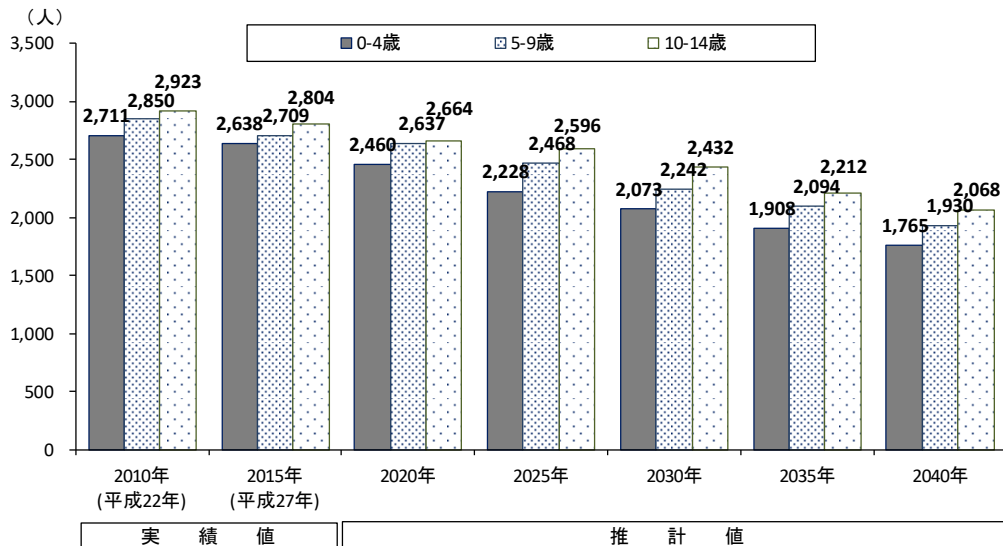


資料:2015年までは国勢調査実績値、2020年以降は社人研推計値

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 本市の2015年（平成27年）の0～4歳人口は2,638人、5～9歳人口は2,709人、10～14歳人口は2,804人ですが、3区分ともにその後は一貫して減少していきます。

■14歳以下3区分別人口の推移と予測■



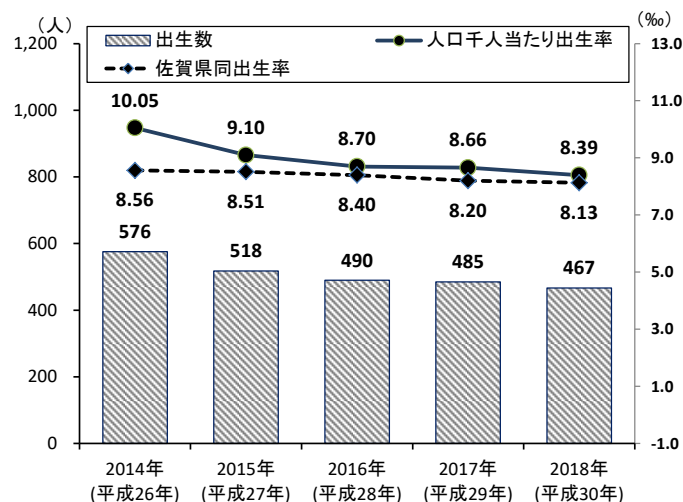
資料:2015年までは国勢調査実績値、2020年以降は社人研推計値

(3) 出生数

- 本市の出生数は、2014年（平成26年）の576人から2018年（平成30年）の467人に一貫して減少しています。
- 人口千人当たり出生率は、平成30年は8.39%で各年ともに佐賀県に比べると高くなっています。

※%（パーミル）：千分率のこと。全体を1000としたときの割合

■出生数の推移■

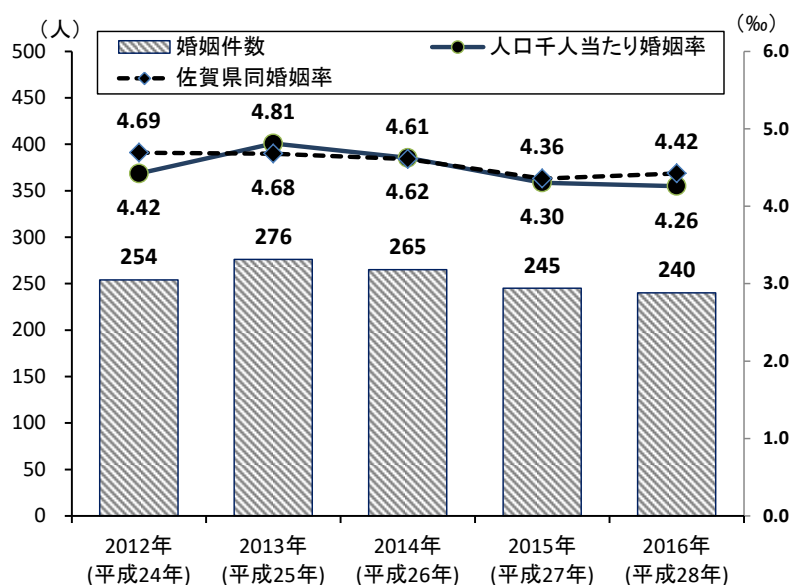


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

(4) 婚姻件数・婚姻率

- 本市の婚姻件数は、2013年（平成25年）の276件をピークに減少し、2016年（平成28年）は240件となっています。
- 人口千人当たり婚姻率は、2013年（平成25年）の4.81%をピークに減少し、2016年（平成28年）は4.26%となっており、佐賀県とほぼ同様の推移となっています。

■婚姻件数・結婚率の推移■

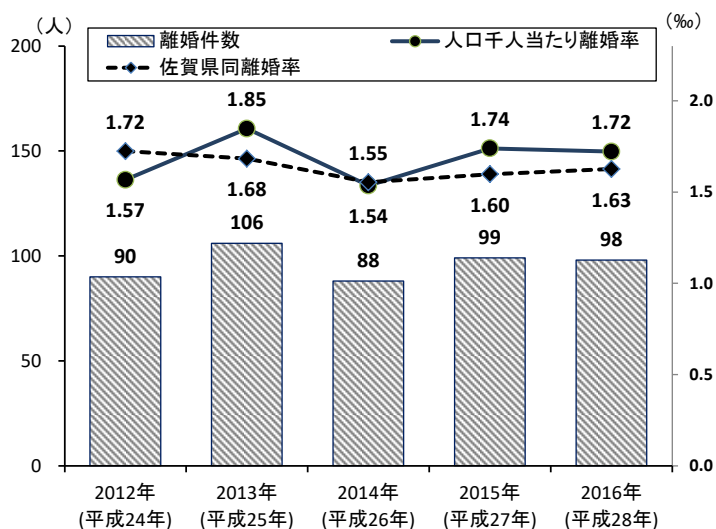


資料:佐賀県保健統計

(5) 離婚件数・離婚率

- 本市の離婚件数は、おおむね 100 件前後で推移しています。
- 人口千人当たり離婚率は、1.55%~1.85%となっており、佐賀県に比べるとやや高く推移しています。

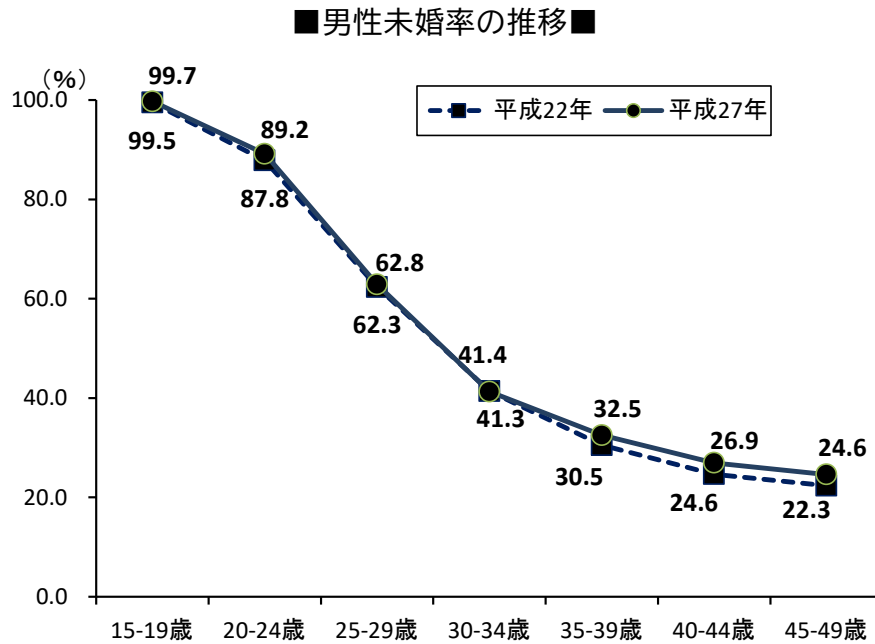
■離婚件数・離婚率の推移■



資料:佐賀県保健統計

(6) 男性未婚率

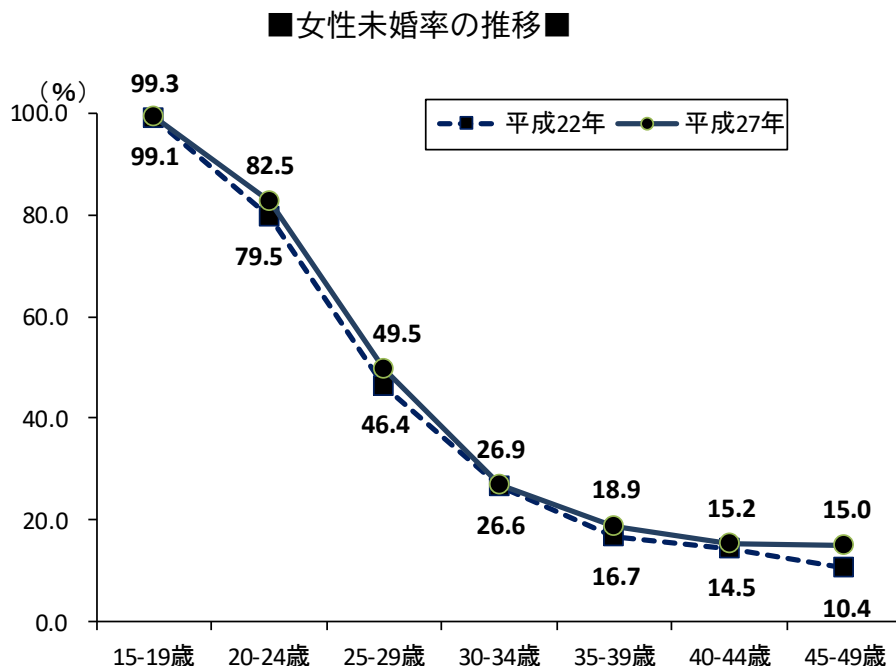
●本市の男性未婚率は、5年間でいずれの年齢層も上昇しており、未婚化が進んでいます。



資料：国勢調査

(7) 女性未婚率

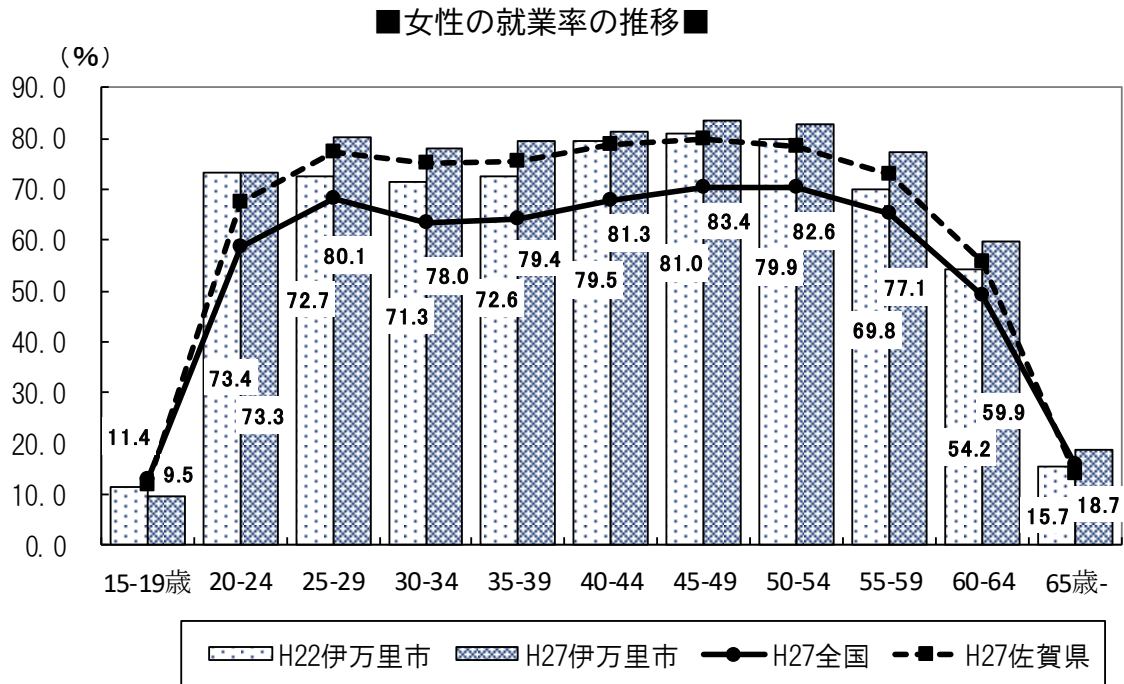
●本市の女性未婚率も、男性と同様に、5年間でいずれの年齢層も上昇し、特に子育て世代の中心となる20-29歳の年齢層の未婚化が進んでいます。



資料：国勢調査

(8) 女性の就労状況

- 平成 22 年から平成 27 年にかけて、15-24 歳までは就業率が低下傾向ですが、25-29 歳以降はいずれの年代においても就業率が上昇しています。
- 特に 25-29 歳、55-59 歳の就業率の上昇が顕著になっています。



資料：国勢調査

2 ニーズ調査結果にみる本市の特徴

(1) 調査の概要

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1. 調査対象者と抽出方法	<p>市内に居住する就学前児童のいる世帯の保護者を対象とし、1,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。</p> <p>なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。</p>	<p>市内に居住する小学生のいる世帯（就学前児童のいる世帯を除く）の保護者を対象とし、1,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。</p> <p>なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。</p>
2. 調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
3. 調査期間	平成30年11月12日から 平成30年11月30日まで	平成30年11月12日から 平成30年11月30日まで
4. 回収状況	配布数 1,000世帯 回収数 490世帯 回収率 49.0%	配布数 1,000世帯 回収数 461世帯 回収率 46.1%

(2) 就学前児童保護者調査結果

前回結果と比較して特徴的なものについて整理しました。

①母親の就労について

- ・「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は減少
【前回 28.8%、今回 20.2%】
- ・産休・育休・介護休業の取得の有無に関わらず「フルタイム」の割合は増加
【前回 29.3%、今回 38.0%】

②教育・保育事業の利用状況と今後の利用意向について(注)

- ・現在の教育・保育事業の利用状況では、「認定こども園」、「保育園」が増加し、幼稚園が減少
認定こども園 【前回 6.6%、今回 9.6%】
保育園 【前回 41.3%、今回 45.3%】
幼稚園 【前回 7.8%、今回 7.1%】
- ・今後の利用意向では、「認定こども園」が増加
【前回 17.3%、今回 27.8%】

③留守家庭児童クラブの利用意向について

○小学校低学年

- ・留守家庭児童クラブの利用意向は増加 【前回 41.4%、今回 55.8%】
- ・放課後の過ごし方は、「自宅」「習い事」が減少
自宅 【前回 42.3%、今回 33.3%】
習い事 【前回 27.0%、今回 21.7%】

○小学校高学年

- ・留守家庭児童クラブの利用意向は増加 【前回 27.0%、今回 30.2%】
- ・放課後の過ごし方は、「自宅」が増加 【前回 51.4%、今回 55.8%】

④母親の育児休業の取得状況について

- ・母親の育児休業の取得経験は、取得中も含め増加 【前回 35.5%、今回 48.8%】

⑤子育てに役立つ情報の入手先について

- ・「インターネットや電子メール」が大幅に増加 【前回 39.7%、今回 52.4%】

⑥市の子育て支援の施策について

- ・相対的に満足度が低く、重要度が高い主な施策は、「子育て費用への支援」「働きながら子育てできる環境づくり」
「子育て費用への支援」 【前回 50.6%、今回 59.2%】
「働きながら子育てできる環境づくり」 【前回 59.6%、今回 56.7%】

(注) 前回調査は教育・保育事業利用者のみを 100%として各事業の割合を算出しているが、今回調査と合わせるため、回答者全体を 100%として再算出した。

(3) 小学生児童保護者調査結果

前回結果と比較して特徴的なものについて整理しました。

①母親の就労について

- ・産休等の取得の有無に関係なく「フルタイム」で就労している母親が増加
フルタイム 【前回 48.3%、今回 56.2%】

②今後希望する就労形態について

- ・パートタイム、アルバイトが大幅に減少し、フルタイムが増加
パートタイム、アルバイト 【前回 77.1%、今回 61.1%】
フルタイム 【前回 16.7%、今回 22.2%】

③留守家庭児童クラブの利用状況について

○小学校低学年

- ・留守家庭児童クラブの利用状況は、土曜日は 4.1 ポイント、長期休業期間中は 3.9 ポイントの増加
土曜日 【前回 38.4%、今回 42.5%】
長期休業期間中 【前回 87.9%、今回 91.8%】

○小学校高学年

- ・留守家庭児童クラブ利用意向は横ばい 【前回 35.6%、今回 34.8%】
- ・放課後の過ごし方は、「自宅」が減少し、「習い事」が増加
自宅 【前回 66.3%、今回 54.9%】
習い事 【前回 40.9%、今回 49.5%】

④子育てに役立つ情報の入手先について

- ・「インターネットや電子メール」が大幅に増加 【前回 23.4%、今回 33.6%】

⑤市の子育て支援の施策について

- ・相対的に満足度が低く、重要度が高い主な施策は、「子育て費用への支援」
「子育て費用への支援」 【前回 49.4%、今回 50.5%】

3 第1期計画の見込みと実績

本市における第1期計画で策定した目標事業量に対する達成状況は、次のとおりです。
 なお、実績値は「放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）」以外は数字が確定している2018年度（平成30年度）までを表記しています。

「放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）」については各年度5月1日現在で計上しています。

（1）教育・保育事業

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、 特定地域型保育

■教育事業【1号認定】■

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	327人	319人	313人	311人	303人
	確保の内容	350人	350人	350人	350人	350人
実績値		323人	309人	298人	279人	

■保育事業【2号認定】■

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	1,258人	1,256人	1,252人	1,248人	1,246人
	確保の内容	1,366人	1,366人	1,366人	1,366人	1,366人
実績値		1,303人	1,247人	1,258人	1,216人	

■保育事業【3号認定（0歳児）】■

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	229人	245人	261人	277人	297人
	確保の内容	192人	192人	192人	192人	192人
実績値		191人	188人	226人	183人	

■保育事業【3号認定（1・2歳児）】■

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	674人	670人	666人	662人	656人
	確保の内容	599人	597人	597人	597人	597人
実績値		669人	698人	648人	716人	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業■

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	

■地域子育て支援拠点事業■

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	1,546人日	1,490人日	1,379人日	1,258人日	1,126人日
	確保の内容	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
実績値		948人日	816人日	786人日	972人日	

※第1期のアンケート調査では利用を希望する保護者が多く、その結果に基づき量の見込みを行いましたが、実績値は少なくなっています。

■妊婦健康診査事業■

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	6,300人回	6,237人回	6,175人回	6,113人回	6,052人回
	確保の内容	6,300人回	6,237人回	6,175人回	6,113人回	6,052人回
実績値		5,803人回	5,964人回	5,347人回	5,168人回	

※妊娠届出者数の減少に伴い、実績は見込みを若干下回る結果となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業■

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	518人	507人	491人	477人	464人
	確保の内容	518人	507人	491人	477人	464人
実績値		444人	488人	434人	418人	

■養育支援訪問事業■

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	150人	150人	150人	150人	150人
	確保の内容	150人	150人	150人	150人	150人
実績値		316人	255人	203人	237人	

※過去の実績に基づいて量の見込みを行いました。それ以上の実績値となっています。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）■

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の内容	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
実績値		0人日	0人日	0人日	0人日	

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）■（単位：人日/年）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

低学年		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	104人日	104人日	104人日	104人日	104人日
	確保の内容	104人日	104人日	104人日	104人日	104人日
実績値		17人日	22人日	52人日	8人日	
高学年		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	52人日	52人日	52人日	52人日	52人日
	確保の内容	52人日	52人日	52人日	52人日	52人日
実績値		37人日	71人日	32人日	0人日	

※2018年度においては、利用回数の多い児童の卒業や転出があり、実績値は少なくなっています。

■一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定・2号認定で幼稚園希望■

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う、また、共働き世帯で幼稚園を利用している子どもを定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	1,553人	1,547人	1,510人	1,473人	1,472人
	確保の内容	1,686人	1,686人	1,686人	1,686人	1,686人
実績値		496人	424人	385人	412人	

※第1期のアンケート調査では利用を希望する保護者が多く、その結果に基づき量の見込みを行いました。実績値は少なくなっています。

■一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）■

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育園で保育を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	63人	58人	52人	46人	40人
	確保の内容	53人	53人	53人	53人	53人
実績値		186人	161人	139人	112人	

※推計児童数に基づき量の見込みを行いました。それ以上の実績値となっています。

■時間外保育事業（延長保育）■

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	110人	115人	120人	125人	130人
	確保の内容	130人	130人	130人	130人	130人
実績値		133人	127人	123人	107人	

■病児・病後児保育事業■

病児あるいは病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	86人日	111人日	143人日	184人日	237人日
	確保の内容	480人日	480人日	480人日	480人日	480人日
実績値		43人日	34人日	28人日	20人日	

※過去実績に基づいて量の見込みを行いました。2014年度に、それまで病院内に併設されていた施設が移転したこと等により、実績値は少なくなっています。

■放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）■ （単位：人/年）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業期間中に、小学校の余裕教室や専用施設において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

低学年		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	808人	834人	829人	839人	809人
	確保の内容	916人	916人	916人	916人	916人
実績値		647人	656人	708人	756人	749人

高学年		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
計画値	量の見込み	267 人	262 人	264 人	270 人	277 人
	確保の内容	12 人	70 人	130 人	190 人	250 人
実績値		24 人	27 人	24 人	98 人	160 人

※高学年について、2017 年度までは、施設と支援員の体制が整った児童クラブのみで受入れを行っていたため、実績値は少なくなっています。(2018 年度から全クラブで受入開始)

■実費徴収に係る補足給付を行う事業■

- ・未実施

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業■

- ・未実施

4 第1期計画の取組状況と課題

基本的視点1

親と子どもの健康の確保と増進

①安心して妊娠、出産できる環境の確保

取組状況

- 平成28年度に子育て世代包括支援センターを設置し、母子健康手帳の交付時に保健師による面接を行いました。
- 妊娠初期からの関わりができ、妊婦への支援計画に基づいた、きめ細かな相談支援を行いました。
- 産後うつ予防のため、市内産婦人科に委託して産後4か月未満の産婦に対する産婦保健指導・産後ケア事業を実施しました。

課題

- 早期の妊娠届出率が85.1%と全国平均の93%より低いため、関係機関と連携を図りながら、妊婦等に対して積極的な普及啓発に取り組む必要があります。
- 今後も産婦保健指導・産後ケア事業を通して、産後早期から産婦人科との連携を図り、産婦の適切な支援に努める必要があります。
- 母子の健康を守るため、妊婦健康診査や乳幼児の各種健診については、高い受診率を維持していく必要があります。

②親子の健康への支援

取組状況

- 身近な子育て応援団として、地区の母子保健推進員による赤ちゃん訪問では、子育て世代包括支援センターや子育て支援サービスの紹介、乳幼児健診のお知らせ等を行い、母親の育児不安の軽減に努めました。また、訪問結果から支援が必要な家庭に対し、再度保健師等が訪問し、養育支援訪問事業等へ結びつけています。
- 就学に不安を感じる保護者を支援するために、5歳児わんぱく相談を新たにスタートし、3歳児健診後から就学時健診までの切れ目のない支援を行いました。
- 3歳児健診では、耳鼻科医師による診察を全員に実施し、早期発見早期治療の体制が充実しました。

課題

- 3歳児健診の結果、「むし歯のある者」の割合が22.8%と県平均の19.8%より高く、今後、事業のさらなる充実に努める必要があります。

③食育の推進

取組状況

(健康づくり課)

- 子どもを対象とした料理教室を開催し、エプロンシアターや紙芝居等の媒体を利用して、食品の選び方やバランスのとれた食生活の大切さを普及しました。
- 料理教室では、伊万里の食文化を継承するため、献立の一部に「いまりの郷土料理」を取り入れました。

(学校給食センター)

- 伊万里市教育研究会栄養部会では、望ましい食習慣の定着と食事に関する自己管理能力の向上を目的として、市内の学校において栄養教諭による食に関する指導を計画的に行いました。(小学校においては、5年生の家庭科(食分野)に関連できるように市内全ての小学3年生、4年生は同じテーマで食育の授業を実施。)
- 食文化の継承、郷土愛の醸成につながるよう、毎月1回「ふるさと食材伊万里の日」を設け、伊万里市内で収穫される「旬」の食材を学校給食で提供するとともに、献立の中に「郷土料理」や「行事食」を月に2、3回程度取り入れ、校内放送やお便り等で周知する取り組みを行いました。

課題

- 平成28年度の意識調査では、郷土料理を食べたことがない、郷土料理という認識がない子どもたちが多くいたため、引き続き給食を通した郷土料理の周知・普及を推進する必要があります。
- 望ましい食習慣の定着とバランスのとれた食生活を送るよう取り組む必要があります。また、食への感謝の気持ちをもち、郷土料理等、特色ある食文化を継承する必要があります。
- 平成30年度に児童生徒を対象として実施された朝食等実態調査では、登校日に毎日朝食を食べている市内の児童・生徒の割合は小学校で87%(県90%)、中学校では85%(県88%)と県平均を下回る結果でした。また、朝食の内容についても単品ですませている児童生徒も少なくない状況です。このため、家庭での望ましい朝食内容の実践化に向けて、引き続き朝食についての指導や家庭への情報発信を充実させていくことが重要です。

①学校における教育環境の整備

取組状況

- 子どもたちの豊かな心の育成、学力向上、健やかな体づくりの3本柱を通して「生きる力」を育てていくための、教育環境の整備に取り組みました。

課題

- それぞれの柱が相互に絡み合うことで「生きる力」につながると考えますが、新学習指導要領の実施による、新たな教育に向けての準備が必要です。

②家庭の教育力の向上

取組状況

- 親子家読の推進、家庭学習とつながる授業の工夫等、家庭教育へのアプローチを各学校で行いました。

課題

- 就労保護者が増加する中、学校と家庭が連携して家庭学習の在り方、正しい生活習慣の在り方を探る必要があります。

③思春期の心と体の健康づくり

取組状況

(健康づくり課)

- 学校、地域、行政が連携し、思春期の性と心に向き合う保健事業に取り組みました。

(学校教育課)

- 子どもたちが、安全にインターネットを使うルールを覚えていくため、正しい知識を持ち、適切な対応をとれるように普及活動や環境づくりに努めました。

課題

- 情報化社会の中で、子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応をとれるよう、さらに対策を図る必要があります。
- 子どもたちを対象に SNS を利用したインターネットを正しく、安全に使うことができるよう、正しい知識を持って適切な対応を身につけさせるための対策が必要です。
- 性教育については、学校が教科を超えて、関係機関等と組織的、継続的に連携していく必要があります。

④体験活動の機会の創出

取組状況

- 学校と地域社会でそれぞれ体験活動を実施しました。
- 地区（町）公民館や学校を活用し、地域住民の参画による学習・体験活動プログラムを実施する放課後子ども教室事業に取り組んでおり、留守家庭児童クラブを利用する児童も参加するなど、放課後等に児童の安全・安心な居場所を確保しています。

課題

- 取組を継続して行うためには、学校・家庭・地域が十分連携する必要があります。そのために、コミュニティ・スクール（学校・家庭・地域がより一体となって子どもを育む制度）の体制づくりに取り組みます。
- 全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童クラブと放課後子ども教室の両事業が、連携をより一層深めていく必要があります。



①子育て支援サービスの充実

取組状況

【子育て支援サービスの充実】

(子育て支援課)

- 子育て支援センター「ぽっぽ」において、地域子育て支援拠点の4つの基本事業に沿って子育て中の保護者の支援を行いました。
- 特に、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進として行っている「わくわく広場」では、親同士・子ども同士・親子と地域のつながりをより深めることで、自主サークルの立ち上げにもつながりました。ぽっぽママのつどいでは、子育てのノウハウを学ぶ講座を実施し、子育てに自信を持ち、楽しみを見いだせるよう支援を行いました。
- 一時休日保育を実施し、不定期の保育ニーズに対応しました。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）では、依頼会員の様々な保育ニーズに対応できるよう、提供会員登録講習会の内容をより充実させ実施しました。

(健康づくり課)

- 妊産婦・乳幼児相談を月1回開催し、子育ての相談（保健師）、食事の相談（管理栄養士）、母乳の相談（助産師）、歯の相談（歯科衛生士）をそれぞれ個別で行いました。成長の確認をいっしょに行い、育児に関する不安の軽減に努めました。
- 妊娠届や赤ちゃん訪問時に、子育て情報冊子「いまりん子育てサポートブック」を配付し、子育てに関する基礎的な知識と市のサービスについての情報提供に努めました。

【子育て支援センターでの相談体制、情報提供の充実】

- 子育て支援センターについては、毎月の市報、市のホームページ、ケーブルテレビ、つくしんぼ通信等で子育て家庭に周知を図りました。
- 子育て支援センターでは、電話・来所・訪問・わくわく広場において相談を受けています。広場では子育ての悩みや心配に寄り添った支援を行い、保育士に気軽に相談できるように心がけました。また、親同士が情報交換を行い、悩みを共有することで安心感を得ることができています。深刻なケースについては、他の関係機関との連携を図りながら対応しました。

課題

- ニーズ調査結果による利用状況をみると、就学前では「健康づくり課の発達支援相談」が28.0%、「子育て支援センター「ぽっぽ」での子育て相談」が14.1%となっていますが、それ以外の子育て支援サービスは利用率が低いため、各種子育てサービスに関する事業の周知徹底を図る必要があります。
- ファミリー・サポート・センターは、地域の住民相互の援助活動であり、援助を行う人材の確保とサポートの質の向上が必要となっています。

②経済的負担の軽減

取組状況

(子育て支援課)

- 保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や子どもの医療費助成を実施しました。
- 子どもの医療費助成(通院)については、助成対象者を就学前児童から中学生まで拡充し、支援の充実を図りました。

(健康づくり課)

- 平成29年度の不妊に関する相談件数は45件、支給件数は35件とここ数年横ばいで推移しています。
- 母子健康手帳交付時の保健師による面談において、不妊治療の有無の確認を行い、治療を把握した場合には、県・市の助成制度を紹介しました。
- 不妊に関する相談や申請受付は、担当保健師が専任で行い、プライバシーの保護に努めました。

(学校教育課)

- 経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者の負担を軽減するため、就学に要する経費を援助しました。
- 多子世帯における子育てを支援するため、小学校から満18歳に達する学年までに4人以上の兄弟姉妹がいる保護者に対して、小学校及び中学校に通う4人目以降の給食費を助成しました。

課題

- 不妊治療を受ける夫婦の心理的なストレスの軽減については、今後も佐賀県不妊専門相談センターを紹介し、心身の不安の軽減を図る必要があります。

③相談体制、情報提供の充実

取組状況

(子育て支援課)

- 子育て支援センターについては、市報、市ホームページ、ケーブルテレビ、つくしんぼ通信で周知を行いました。
- 子育て支援センターでは、電話、わくわく広場の中で相談を受けました。親同士が情報交換を行い、悩みを共有することで、子育ての不安を軽減する取組に努めました。

(健康づくり課)

- 妊娠中から支援が必要な妊婦に対しては、支援計画に基づいて保健師が電話や家庭訪問等を行いました。
- 出産や子育ての不安を軽減するため、妊婦わくわくクラブを年4クール開催し、夫婦で参加できるよう夜間の開催も行いました。
- 精神的な疾患や連絡がとれない等の支援が難しいケースについては、福祉課や子育て支援課、児童相談所、産婦人科等の医療機関と連携を図り、支援者が統一した対応をとれるよう情報共有をしながらサービスの提供に努めました。
- 子育てに不安がある母親については、少人数で開催している子育てサロンを紹介し、助産師や保育士がマンツーマンでの相談に応じました。
- このほか、助産師による養育支援訪問では、母親が納得するまで訪問を重ねる等丁寧な支援が提供できました。

課題

- 各種子育て情報等の発信については、既存の公開情報に加え、子育てに関する情報や事業を取りまとめた新たな媒体やスマートフォンを活用した情報の掲載について検討する必要があります。

基本的視点 4

支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

①児童虐待の防止策の充実

取組状況

- 児童虐待を含めた家庭児童相談に係る相談内容は複雑化しており、家庭児童相談員を1名増員し、3名体制で児童虐待を含めた相談対応を行いました。

課題

- 関係機関との連携や支援体制の在り方について検討していく必要があります。
- 児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、児童虐待防止対策の取組は重要です。このため、関係機関や地域等が緊密に連携し、児童虐待の早期発見に努める必要があります。

②障害のある子どもがいる家庭への支援

取組状況

- 障害のある子どもを受け入れる障害児通所支援事業所（児童発達支援や放課後等児童デイサービス等）が増加するとともに、短期入所事業所の数も増加する等、計画期間内において支援体制は充実してきました。
- 発達障害についても、佐賀県により「西部発達障害者支援センター蒼空」が新たに設置される等、支援体制の整備が進みました。
- 市内小、中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、給食費や学用品費などの経費の一部を補助しています。

課題

- 学校等において、より細かい対応ができるよう支援員の配置等の充実を図る必要があります。
- たん吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする子ども（医療的ケア児）の受け入れ可能な事業所が少なく、そうした子どもを養育する家庭への支援が必要となっています。
- 特別支援教育への理解が深まるにつれ、特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、補助に係る経費も増加傾向となっています。支援の充実を図るためにも、しっかりと財源を確保する必要があります。

③ひとり親家庭の自立支援

取組状況

- ひとり親家庭は、子育てや生計を一人で担うことが多いことから、経済的支援や就労支援、相談体制の充実を図る取組を行いました。

課題

- ひとり親家庭が、安定した経済基盤を確保するための支援が必要です。

①就業環境の確保

取組状況

- 男女が互いに責任を分かち合い、仕事と家事、育児、介護等を両立し、あらゆる分野において活躍できる環境づくりのため、事業主や労働者を対象とした講演会やセミナー等を開催し、意識改革の取組を進めました。

課題

- 多くの職場は男性中心の職場環境となっており、男性の家事、育児等への積極的な参画を妨げる原因となっていることから、職場環境の整備が必要です。
- 働きながら子育てがしやすい環境づくりのため、職場の「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組が必要です。

②保育サービスの充実

取組状況

- 保護者の多様な保育ニーズに対応すべく延長保育や一時預かり、休日保育を実施しました。
- 通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図りました。延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めました。

課題

- 公立保育所の運営については、建物の老朽化に伴い、民間への移譲も視野に入れた検討を進め、効率的な保育所運営を図る必要があります。

③留守家庭児童クラブの充実

取組状況

- 支援員不足を解消し、事業の充実を図るため、平成 30 年 4 月から、民間事業者に児童クラブの運営を委託しました。
- 平成 30 年度より、受け入れ対象学年を、従来の小学校 3 年生までから 6 年生までに拡大し、児童の健全育成を図る取組を行いました。
- 保護者の子育てと仕事の両立支援を図るため、令和元年度より、児童クラブの終了時間を午後 6 時までから午後 7 時までに延長しました。
- 保護者へのアンケート調査を実施し、ニーズを把握するとともに、アンケートの結果を踏まえ、事業の改善に努めています。

課題

- 本計画策定のためのアンケート調査の結果をみると、留守家庭児童クラブへの要望として、利用時間の延長を望む声が 40.3%と多く、次いで、施設・設備の改善が 23.1%となっており、今後、ニーズへの対応を検討する必要があります。
- 利用児童の増加と受け入れ対象学年の拡大により、待機児童が見込まれる状況にあることから、今後は待機児童への対応が求められます。

①子育てを支える地域社会の形成

取組状況

(子育て支援課)

- 保育園では各種地域行事に参加することで、地域の人たちとのふれあいを大切に、「地域での子育て支援」の意識の高揚を図りました。
- 高齢者とのふれあいの場(芋苗植え・七夕飾りつけ・芋ほり・敬老会等)を設けており、世代間の交流も図りました。

(学校教育課・生涯学習課)

- 学校、地域社会において、それぞれ体験活動の取組を行いました。

課題

- 体験活動が学校・家庭・地域のそれぞれで実施できていることから、今後は、家庭・学校・地域が連携できるよう、活動を支援する仕組みづくりが必要です。

②子どもの安全の確保

取組状況

(子育て支援課)

- 保育園において、交通安全教室の開催、紙芝居での交通安全指導等を行い交通安全意識の高揚に努めました。
- 交通安全教室へ保護者も参加してもらい、保護者への交通安全に対する意識づけの取組を行いました。

(学校教育課)

- 学校において、情報メディアの特性や適切な利用方法を学ぶ情報モラル教育に取り組んでいます。

課題

- 情報化社会において、子どもたちに情報モラル教育をさらに推進し、今後の自己目的を達成するための確かな情報リテラシーを身につけさせることは、喫緊の課題です。小学校、中学校及び高等学校の発達段階に応じた情報モラル等に関する指導を地域や家庭と連携してさらに推進する必要があります。

③子育てを支援する生活環境の整備

取組状況

- 子どもを連れた親が、安心して市役所を利用できるよう市役所内に授乳室を整備したり、市主催の大型イベントであるハーフマラソンにおいて託児所を開設する等、子育てにやさしい環境を整備しました。

課題

- 子どもと同伴で安心して楽しく遊べる場所や安心して買い物ができる環境の整備が必要です。

第3章 伊万里市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の将来ビジョンである「第6次伊万里市総合計画（平成31年3月）」では、「時代に柔軟に適応し みんなで支えるまちづくり」を基本理念として各事業の推進が図られています。

この総合計画における重点施策の一つとして「将来を見据えた人づくり」が掲げられており、人口減少が続く本市において「人づくり」が計画の最優先課題として位置づけられ、そのための重要な取組として、「学習環境の充実」と「子育て支援の充実」が重視されています。

「第1期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」においては、『みんなでつくる「楽しい子育て 元気な子育てのまち いまり」』を基本理念として事業に取り組んできました。「第2期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」においては、第6次伊万里市総合計画の「子育て支援の充実」の「施策の目指す姿」に基づいて、基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

「すべての人々が相互に協力し合い子どもを育てるまち いまり」
～伊万里の未来を担う子どもたちの幸せづくりのために～

2 基本目標

『すべての人々が相互に協力し合い子どもを育てるまち いまり』の実現のために3つの基本目標を掲げ、具体的な取組を進めていきます。

掲げられた3つの基本目標は、「第1期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標に沿ったものです。

基本目標1 未来を担う子どもたちを育む環境づくり

基本目標1は、子どもたちを支える取組の方向を示したものです。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの健やかな成長と発達が保障されるような環境整備を図ります。

基本目標2 すべての子どもと家庭を支える体制の充実

基本目標2は、家庭を支える取組の方向を示したものです。

保護者の子育てについての負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子育てができるよう、すべての子どもと子育て家庭への支援体制の充実を図ります。

基本目標3 社会全体で子どもと子育てを支援する

基本目標3は、社会全体で子どもたちとその家庭を支える取組の方向を示したものです。

親族、地域社会、学校、企業など社会のあらゆる分野の構成員が、子どもと子育て支援について理解を深め、各々が協働して子どもや子育て家庭を支えていく取組を進めます。

3 基本的視点

3つの基本目標を具現化するため、6つの基本的視点を定め施策の展開を図ります。
6つの基本的視点は以下のとおりです。

基本的視点1 親と子どもの健康の確保と増進

安心して出産し、子どもを健やかに育てるために、妊娠期からの安定した環境づくりのため母親に対する支援を行います。併せて、親子の健康維持・健やかな成長のための支援、子どもの成長段階に応じた健康教育や適切な食習慣づくりを進めます。

基本的視点2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

目まぐるしく変化する現代社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」や「豊かな人間性」を育てることが求められています。

学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、「生きる力」「豊かな人間性」を育みます。

いじめや、不登校の問題については、学校、家庭、地域及び関係機関と連携して対応を図っていきます。

また思春期の子どもたちが、様々な危険性から守られて健全な成長をとげていけるような環境づくりに取り組めます。

基本的視点3 子育て支援の充実

育児に対する負担や不安、孤立感を感じる人が増えています。また、子育て家庭の就業形態、生活形態の変化により子育て支援に対するニーズは多様化しています。

これらに対応した子育て支援のため、子育てに関する相談事業・情報提供、交流の場の提供、不定期的な保育ニーズに対応したサービスの提供、各種経済的支援等の取組を推進します。

基本的視点4 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止の取組が必要です。このため、関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等の強化に努め、対応を図ります。

発達障害を含む障害児については、障害児の健全な発達を支援するため、各種サービス等の充実や関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭については、経済的支援、保護者の就業支援、生活支援等の充実を図ります。

基本的視点5

子育てと社会参画の両立への支援

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域活動が両立できる環境整備が求められています。このため、家庭・地域・企業等の社会全体で「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、企業や従業員に対する啓発活動を行います。また、男女が協力して子育てを行えるよう、男女協働参画の推進に努めます。

就業形態の多様化などにより、保育サービスに対するニーズも増加・多様化しています。子育てと仕事の両立支援のため、休日保育・延長保育・一時保育等の保育サービスの充実や留守家庭児童クラブの充実に努めます。

基本的視点6

安全・安心まちづくりの推進

地域の人、身近な人とのふれあい・交流によって得られる経験は、子どもにとって「生きる力」を育むものとなります。このため、学校、家庭、地域の連携により、地域が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを推進します。

子どもを交通事故や犯罪の被害から守るため、地域の協力を得ながら交通安全対策や犯罪被害防止の取組を推進します。

子どもや子育て家庭が安心して生活できるように、親子が利用しやすい施設・設備の充実など、子育てにやさしい生活環境の整備に努めます。

4 計画の体系

基本理念		主要施策	
		基本目標①	基本的視点①
すべての人々が相互に協力し合い子どもを育てるまち いまり	基本目標① 未来を担う子ども達を育む環境づくり	基本的視点① 親と子どもの健康の確保と増進	①安心して妊娠、出産できる環境の確保
			②親子の健康への支援
			③食育の推進
		基本的視点② 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	①学校における教育環境の整備
			②家庭の教育力の向上
			③思春期の心と身体の健康づくり
			④体験活動の機会の創出
	基本目標② 全ての子どもと家庭を支える体制の充実	基本的視点③ 子育て支援の充実	①子育て支援サービスの充実
			②経済的負担の軽減
			③相談体制、情報提供の充実
		基本的視点④ 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実	①児童虐待の防止策の充実
			②障害のある子どもがいる家庭への支援
			③ひとり親家庭の自立支援
	基本目標③ 社会全体で子どもと子育てを支援する	基本的視点⑤ 子育てと社会参画の両立への支援	①就業環境の確保
			②保育サービスの充実
③留守家庭児童クラブの充実			
基本的視点⑥ 安全・安心まちづくりの推進		①子育てを支える地域社会の形成	
		②子どもの安全の確保	
		③子育てを支援する生活環境の整備	



第4章 主要施策の展開

基本的視点ごとの主要施策の展開を以下のように示します。

基本的視点1 親と子どもの健康の確保と増進

第1期計画の取組から見えた課題

- 早期の妊娠届出率が85.1%と全国平均の93%より低いため、関係機関と連携を図りながら、妊婦等に対して積極的な普及啓発に取り組む必要があります。
- 今後も産婦保健指導・産後ケア事業を通して、産後早期から産婦人科との連携を図り、産婦の適切な支援に努める必要があります。
- 母子の健康を守るため、妊婦健康診査や乳幼児の各種健診については、高い受診率を維持していく必要があります。
- 3歳児健診の結果、「むし歯のある者」の割合が22.8%と県平均の19.8%より高く、今後、事業のさらなる充実に努める必要があります。
- 平成28年度の意識調査では、郷土料理を食べたことがない、郷土料理という認識がない子どもたちが多くいたため、引き続き給食を通じた郷土料理の周知・普及を推進する必要があります。
- 望ましい食習慣の定着とバランスのとれた食生活を送るよう取り組む必要があります。また、食への感謝の気持ちをもち、郷土料理等、特色ある食文化を継承する必要があります。

アンケート調査結果等からみた新たな課題

- 子どもの発達や成長に関しての相談先としては、就学前、小学生ともに「かかりつけ小児科」がもっとも高く、かかりつけ医の必要性が示されています。

施策1 安心して妊娠、出産できる環境の確保

安心して出産し子育てに臨めるよう、妊娠期からの安定した環境づくりのため、母子健康手帳交付時からのきめ細やかな保健指導を充実させるとともに、妊産婦・乳幼児等訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査等の充実に努めます。

子どもを生み、自信を持って育児に取り組めるように、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、妊婦教室や育児学級を通じた仲間づくりの支援を行います。また若年・高齢妊婦や不安を持つ妊婦・母親への継続した支援を行いません。

出産前後の妊産婦の不安を軽減するため、産婦保健指導や産後ケア等の支援は重要ですが、現状では利用者はそれほど多くありません。このため産婦・産後支援施策の周知により、利用者数の増加を図ります。併せて、母親と子どもの健康管理のため、妊婦健康診査や乳児一般健診などの受診率の向上に努めます。

施策2 親子の健康への支援

母親と子どもの健康保持・増進に対し適切な支援を行っていきます。

母親の健康の確保を図るため、妊婦・乳児の健康診査の実施や、新生児・産婦家庭訪問を通じ相談や情報提供の一層の充実に努めます。

また、各種教室を開催し、母子保健知識の普及や啓発を図ります。

子どもの健康の確保を図るため、発達段階に合わせた健康診査、予防接種を推進するとともに、子ども自らが健康管理に興味を持つような健康教育の充実さらに小児医療体制の充実に努めます。

乳幼児健康診査においては、1歳6か月及び3歳児健診の高い受診率を維持し、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めます。

また、3歳児健診の現状をみると、「むし歯のある者」の割合が県平均より高くなっていることから、健診のさらなる充実やむし歯予防対策の充実に努めます。

なお、日常生活においては「かかりつけ医」を各保護者が持てるような支援を検討します。

施策3 食育の推進

楽しい食事は健康な身体をつくるだけでなく、人間性の形成と家族関係づくりの基本となるものです。そのために、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供、子どもを対象とした料理教室の開催等を行い、食育活動を推進します。

第1期計画の取組から見えた課題

- 「子どもたちの豊かな心の育成、学力向上、健やかな体づくりそれぞれの柱が相互に絡み合うことで「生きる力」につながると考えますが、新学習指導要領の実施による、新たな教育に向けての準備が必要です。
- 就労保護者が増加する中、学校と家庭が連携して家庭学習の在り方、正しい生活習慣の在り方を探る必要があります。
- 情報化社会の中で、子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応をとれるよう、さらに対策を図る必要があります。
- 子どもたちを対象に SNS を利用したインターネットを正しく、安全に使うことができるよう、正しい知識を持って適切な対応を身につけさせるための対策が必要です。
- 性教育については、学校が教科を超えて、関係機関等と組織的、継続的に連携していくことが必要です。
- 学校・家庭・地域が十分に連携できているとは言い切れません。今後とも、継続した取組を進めるために学校・家庭・地域の連携を図る必要があります。そのために、コミュニティ・スクール（学校・家庭・地域がより一体となって子どもを育む制度）の体制づくりに取り組みます。
- 全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童クラブと放課後子ども教室の両事業が、連携をより一層深めていく必要があります。

アンケート調査結果等からみた新たな課題

- 小学生においては「教育環境の充実」の満足度は 5.9%と低いものの、重要度は 34.3%と高いことから、今後、より重要な取組と位置づけられています。

施策1 学校における教育環境の整備

次代の担い手である子どもが健やかに成長するように、確かな学力の育成、豊かな心の育成を推進します。このため学校のほか、家庭や地域が連携して、子どもたちの豊かな心の育成、学力向上、健やかな体づくりの3本柱を通して子どもの「生きる力」を育成するための教育環境の整備に取り組んでいきます。

子どもたちが地域の人との関わりを持ち、地域行事への参加や交流、さらには乳幼児とのふれあいの機会等を通じて思いやりや郷土愛を育んでいけるような取組を推進します。

いじめや不登校等の子どもに適切に対応するため、家庭、学校及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して相談指導体制の強化を図ります。

幼稚園・保育所・小学校教育の連携を強化し、就学前の教育に関する情報交換等が行える体制づくりを進め、一貫した教育の充実に努めます。

施策2 家庭の教育力の向上

就労保護者が増加する中、家庭での教育力の低下が指摘されていることから、地域等での家庭教育への支援や学校と家庭が連携した取組を促進します。親としての自覚の醸成、基本的な生活習慣、親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

施策3 思春期の心と身体の健康づくり

思春期における心と体の健康づくりを推進するため、行政、学校、地域が連携して性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性等についての基礎知識の普及を図ります。また、喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険行動に陥りやすい子どもに対する相談体制の充実と保護者に対する意識啓発を推進します。

携帯電話等のインターネット普及が急速に進む中で、子どもたちの有害サイトへのアクセスの問題や「ネットいじめ」、携帯電話への依存等、大きな社会問題となっています。このため、様々な場面で情報モラル教育をさらに推進し、今後の自己目的を達成するための確かな情報リテラシーを身につけさせることは、情報化社会の中において喫緊の課題です。小学校、中学校及び高等学校の段階を通じて、情報モラル等に関する指導、情報モラル教育をさらに推進します。

施策4 体験活動の機会の創出

目まぐるしく変化する現代社会の中で、子どもが社会の変化に主体的に対応し、自ら学び、自ら考え、問題を解決していく創造性やたくましさや豊かな人間性を備えた「生きる力」を培うことが求められています。

この「生きる力」の育成は、学校・家庭・地域が一体となって、継続的な日頃の教育や育成活動で取り組むことが重要となっています。しかし現状では、学校・家庭・地域の連携は十分とは言えません。今後とも、継続した取組を進めるために、学校・家庭・地域の連携の強化を図ります。そのために、コミュニティ・スクール（学校・家庭・地域がより一体となって子どもを育む制度）の体制づくりに取り組みます。

子どもたちが、一人ひとりの個性を発揮し、主体的に生きていく力を育むために、子ども自身が主体的に文化・スポーツなどの活動や地域活動を実践し体験をしていくことは重要なことです。このため、子どもがこれらの活動に参加できるように、子どもの文化・芸術・スポーツ活動やイベント・各種体験活動に対する支援を行っていきます。また、週末や放課後に、勉強やスポーツ、文化活動等地域への参画による交流活動を行う放課後子ども教室事業については、留守家庭児童クラブとの連携を図って、引き続き実施していきます。

基本的視点3 子育て支援の充実

第1期計画の取組から見えた課題

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、地域の住民相互の援助活動であり、援助を行う人材の確保とサポートの質の向上が必要となっています。
- 不妊治療を受ける夫婦の心理的なストレスの軽減については、今後も佐賀県不妊専門相談センターを紹介し、心身の不安の軽減を図る必要があります。

アンケート調査結果等からみた新たな課題

- 就学前では子育て支援サービスの利用率は「健康づくり課の発達支援相談」が28.0%、「子育て支援センター「ぽっぽ」での子育て相談」が14.1%となっていますが、それ以外の子育て支援サービスは利用率が低いため、各種子育てサービスに関する事業の周知徹底を図る必要があります。
- 就学前、小学生ともに「子育て費用への支援」の重要度が過半数を超えており、重要な取組と位置づけられています。
- 子育て情報の入手先として、就学前、小学生ともにインターネットの割合が前回に比べ高くなっています。従来の市広報やパンフレット、ホームページ等のほか、スマートフォン等携帯端末の活用等、保護者が必要なときに必要な情報を入手できる多様な情報の発信手段を検討する必要があります。

施策1 子育て支援サービスの充実

子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談事業や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かり、高齢者等も含めた多世代の交流の場づくり等を実施しています。

今後とも、子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、事業の充実を図っていきます。

また、不定期的な保育ニーズに対応する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の充実と、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問により養育に関する相談、指導、助言等を行い適切な養育が行われるよう支援の充実に努めます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）については、保護者の多様化した保育ニーズに対応できるよう、援助を行う人材の確保とともに保育の質の向上のため、援助会員の研修等を行います。

子育て家庭と地域住民の交流の場を確保し、自治会や子ども会活動等と連携して、地域で子育て家庭を支援する仕組みづくりを行うとともに、子育てに悩みや不安を抱えている家庭を支援するために、身近な地域の民生委員児童委員や母子推進員等が相談支援を行います。

保護者の子育て支援サービスの利用状況として「健康づくり課の発達支援相談」、「子

育て支援センター「ぽっぽ」での子育て相談」以外は利用率が低いことから、各種子育てサービスに関する事業の周知と多様な情報発信手段による情報提供をより一層推進します。

施策2 経済的負担の軽減

保護者の養育費・教育費の負担軽減を図り、安心して子どもを生み、育てられるように、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援の充実を図ります。

また、少子化対策の一環でもある不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続を図ります。

子どもの貧困、貧困世帯の増加等が問題となっています。これらの問題は多様化・複雑化していることから、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう実態を調査し、課題に対する支援を効果的に行うため、貧困対策推進計画を策定します。

施策3 相談体制、情報提供の充実

近年核家族化が進み、人との結びつきが薄れつつある社会環境の中で、身近に相談する人がいない、子育て支援の内容を知らない、子育てを学ぶ機会がないといった理由から、育児に対する負担感や不安、孤立感を感じる母親が増えており、これらのことを背景に、子育てに関する相談は多様化、複雑化しています。

このため育児に関する相談体制、情報提供の一層の充実に努めます。特に妊婦については、子どもが生まれる前の段階から、子育て支援センター等の子育て支援事業の周知を広め、産後安心して子育てができるよう、支援していきます。

保護者の子育て情報の入手先としてインターネットの割合が高くなっていることから、各種子育て情報の発信については、従来の媒体に加え、スマートフォン等携帯端末の活用等について検討します。

基本的視点4 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

第1期計画の取組から見えた課題

- 児童虐待についての関係機関との連携や支援体制の在り方について検討していく必要があります。
- 児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、児童虐待防止対策の取組は重要です。このため、関係機関や地域等が緊密に連携し、児童虐待の早期発見に努める必要があります。
- 学校等においてより細かい対応ができるよう支援員の配置等の充実を図る必要があります。
- たん吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする子ども（医療的ケア児）の受け入れ可能な事業所が少なく、そうした子どもを養育する家庭への支援が必要となっています。
- 特別支援教育への理解が深まるにつれ、特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、補助に係る経費も増加傾向となっています。支援の充実を図るためにも、しっかりと財源を確保する必要があります。
- ひとり親家庭が、安定した経済基盤を確保するための支援が必要です。

アンケート調査結果等から見た新たな課題

- 発達障害に対する必要な支援としては、就学前、小学生とも「訓練機関、診断ができる医療機関についての情報提供」「障害の知識や発達の見通しについて相談できる場」等の情報提供や相談の場のニーズが高く、必要な情報やいつでも相談できる場の確保が求められています。

施策1 児童虐待の防止策の充実

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止の取り組みが必要です。

本市においては、伊万里市要保護児童対策協議会において、要保護児童の早期発見・早期対応を図るため、関係機関等の情報交換及び連携と適切な支援を実施しています。児童虐待については、今後の増加が想定されることから虐待防止ネットワークのさらなる強化を図るため、子どもに関するあらゆる問題に対応するための拠点を整備します。

また、育児等の健康支援を行なう「母子保健推進員活動事業」「妊産婦乳幼児相談」は、児童虐待の未然防止や早期発見にもつながることから、今後とも充実を図っていきます。

社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアも含め、施設養護をできる限り里親等家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

施策2 障害のある子どもがいる家庭への支援

障害や発達気になる子どもが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた切れ目のない相談、支援体制が求められます。

障害のある子どもとその保護者に対する支援の充実を図るため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援や就学支援等の一貫した総合的な取組を推進します。

発達障害については、佐賀県により「西部発達障害者支援センター蒼空」が新たに設置される等、支援体制の整備が進んでいます。

今後とも、発達障害を含む障害のある子どもの健全な成長を支援するため、相談体制の充実を図るとともに、様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援の体制づくりに継続して取り組みます。学校等においては、支援員の配置等により、きめ細かな対応を図ります。

また、たん吸引など医療的ケアを日常的に必要とする子どもを養育する家庭への支援及び受け入れ可能な事業所の確保に努めます。

施策3 ひとり親家庭の自立支援

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計を一人で担うことが多く、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、特に母子家庭に向けての就業促進のための支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。併せて、父子家庭に対する支援の充実を図ります。

第1期計画の取組から見えた課題

- 多くの職場は男性中心の職場環境となっており、男性の家事・育児等への積極的な参画を妨げる原因となっていることから、職場環境の整備が必要です。
- 働きながら子育てがしやすい環境づくりのため、職場の「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組が必要です。
- 公立保育所の運営については、建物の老朽化に伴い、民間への移譲も視野に入れた検討を進め、効率的な保育所運営を図る必要があります。
- 多くの子どもが「幼稚園」や「保育所」等を利用しており、今後についてもアンケート調査にみるように多くの保護者が利用を希望しています。保護者のニーズに沿った多様な教育・保育の提供体制の整備が必要となっています。
- 留守家庭児童クラブについては、利用時間の延長、平日だけではなく夏休み等長期休業期間の利用、施設・設備の改善等を望む声が多く、ニーズへの的確な対応を図る必要があります。
- 留守家庭児童クラブの利用児童の増加と受け入れ対象学年の拡大により、待機児童が見込まれる状況にあることから、今後は、待機児童への対応が求められます。

アンケート調査結果等からみた新たな課題

- アンケート調査では就労する母親は増加しているものの、育児休業の取得状況は母親、父親で大きな開きがあり、「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、母親、父親ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを促進する必要があります。
- 多くの保護者が「幼稚園」や「保育所」等の利用を希望しています。保護者のニーズに沿った多様な教育・保育の提供体制の整備が必要となっています。
- アンケート調査の結果をみると、留守家庭児童クラブへの要望として、利用時間の延長を望む声が40.3%と多く、次いで、施設・設備の改善が23.1%となっており、今後、ニーズへの対応を検討する必要があります。

施策1 就業環境の確保

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。

そのため、「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発や育児休業制度を定着・促進し子育てがしやすい環境づくりに企業を含めた関係機関で継続して取り組んでいきます。

さらに「固定的な性別役割分担意識」を解消し、男性の家事・育児等への積極的な参画を促進するため、男女協働参画に関する意識改革の推進に取り組みます。

施策2 保育サービスの充実

既婚女性の労働力率の高まりや夜間の勤務、休日の勤務など働き方が多様化しており、その結果、保護者の保育ニーズの増加と多様化が進んでいます。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図っていきます。

また、公立保育所の運営については、建物の老朽化に伴い、民間への移譲も視野に入れた検討を進め、効率的な保育所運営を図ります。

延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めます。

多様化する保育ニーズに対応していくため保育士等人材の確保及び保育士の質の向上とともに、既存施設における施設・設備の充実に図ります。また、幼児・児童の体質（アレルギー等）に配慮した給食設備や専門の人材確保等の支援について検討します。

施策3 留守家庭児童クラブの充実

保護者の仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成のため、学校等と連携して、放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりとして、留守家庭児童クラブの充実に努めます。

留守家庭児童クラブについては、利用時間の延長、夏休みや冬休み等長期休業期間の利用希望の増加、施設・設備の改善等保護者のニーズへの対応について検討します。

また、利用希望児童の増加と、受け入れ対象学年の拡大により、待機児童が見込まれる状況にあるため、待機児童解消のための対策、さらには障害児等の配慮を要する児童の受入れのための人材確保・育成についても検討します。

第1期計画の取組から見えた課題

- 体験活動が学校・家庭・地域のそれぞれで実施できていることから、今後は、家庭・学校・地域が連携できるよう、活動を支援する仕組みづくりが必要です。
- 情報化社会において、子どもたちに情報モラル教育をさらに推進し、今後の自己目的を達成するための確かな情報リテラシーを身につけさせることは、喫緊の課題です。小学校、中学校及び高等学校の発達段階に応じた情報モラル等に関する指導を地域や家庭と連携してさらに推進する必要があります。
- 子どもと同伴で安心して楽しく遊べる場所や安心して買い物ができる環境の整備が必要です。

アンケート調査結果等からみた新たな課題

- 市内の子どもの遊び場については、就学前、小学生とも「遊べる場所が少ない」「遊具等の種類が充実していない」が目立って高く、遊べる場所の確保や遊具等の充実が求められています。

施策1 子育てを支える地域社会の形成

就労保護者が増加傾向にある中、学校はもとより、地域全体で子どもを育てる必要があります。

人とふれあう機会が少なくなっている今の子どもたちに、地域の人たちの関わりの中で基本的な生活習慣を教えていくための取組は重要です。

そのため、保育所、幼稚園、認定こども園における世代間交流等、地域が主体または地域とともに行う子育て支援に継続して取組めます。

また、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動に対する支援や、子どもの体験活動等の充実を図るため、学校、家庭、地域等の連携と活動のための仕組みづくりの強化に努めます。

特に、学校教育においては、地域住民に対してボランティア支援や協力を要請し、開かれた学校づくりに努めます。

施策2 子どもの安全の確保

子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことは、保護者の大きな不安要因のひとつです。このため地域と学校、警察等の関係機関と連携して、子どもを交通事故や犯罪から守るための取組を推進するとともに、子どもや保護者に対する事故・犯罪に対する情報提供や意識啓発に努めます。

子どもを交通事故から守るため、自治会の協力のもと、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の充実を図ります。また、伊万里市交通対策協議会を中心に、関係団体との連携を図り、子どものみならず、大人の交通安全に関する知識と意識の普及・高揚も図ります。併せて、安心して通行できるような道路整備を推進します。

子どもは自分で自分の身を守ることが難しく、犯罪等の被害を未然に防止するため、防犯意識の高揚を図るとともに、子ども見守り隊の取組強化や情報メディアの適切な利用ができるように、情報モラル教育の推進を図ります。

施策3 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを連れてた親が、安心して市役所を利用できるよう市役所内に授乳室を整備したり、市主催の大型イベントであるハーフマラソンにおいて託児所を開設する等、子育てにやさしい環境を整備しています。

今後とも、妊婦や子どもを連れてた親、また、子ども自身が生活する上で、ニーズの高い遊び場を含め親子が利用しやすい施設・設備の整備や歩行者にやさしい道路整備を図り、子育てにやさしいまちづくりを進めます。



第5章 計画の目標値等（量の見込みと確保方策）

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしています。また、同様に地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」や「確保の方策」を記載します。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

市内の幼稚園及び保育所、認定こども園については、利用者の居住地区にかかわらず、保護者の選択等により市内施設を広域的に利用しています。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も市全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、第1期計画同様、市全体を1つの区域に設定することとします。

◆教育・保育の提供区域の設定

認定区分	区域
1号認定（教育標準時間認定、3～5歳）	全市
2号認定（保育認定、3～5歳）	
3号認定（保育認定、0～2歳）	

◆地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

事業名	区域
①利用者支援事業	全市
②地域子育て支援拠点事業	
③妊婦健康診査	
④乳児家庭全戸訪問事業	
⑤養育支援訪問事業	
⑥子育て短期支援事業	
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
⑧一時預かり事業	
⑨時間外保育事業	
⑩病児保育事業（病後児分）	
⑪放課後児童健全育成事業	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

2 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

(1) 認定区分

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 特定地域型保育

(2) 目標事業量 (供給目標量)

(実績)

2018年度 (平成30年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
実績値(利用者数)	279人	1,216人	716人	183人

(年度別目標事業量)

2020年度 (令和2年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	164人	1,273人	657人	301人
②目標事業量(供給目標量)	306人	1,259人	695人	241人
特定教育・保育施設 ^{※1}	306人	1,259人	602人	198人
特定地域型保育 ^{※2}	0人	0人	93人	43人
②－①＝	142人	△14人	38人	△60人

2021年度 (令和3年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	155人	1,202人	657人	289人
②目標事業量(供給目標量)	306人	1,259人	695人	241人
特定教育・保育施設 ^{※1}	306人	1,259人	602人	198人
特定地域型保育 ^{※2}	0人	0人	93人	43人
②－①＝	151人	57人	38人	△48人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

2022年度 (令和4年度)	教育		保育	
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	147人	1,144人	635人	277人
②目標事業量(供給目標量)	306人	1,259人	695人	241人
特定教育・保育施設 ^{※1}	306人	1,259人	602人	198人
特定地域型保育 ^{※2}	0人	0人	93人	43人
②-①=	159人	115人	60人	△36人

2023年度 (令和5年度)	教育		保育	
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	138人	1,072人	609人	266人
②目標事業量(供給目標量)	306人	1,259人	695人	241人
特定教育・保育施設 ^{※1}	306人	1,259人	602人	198人
特定地域型保育 ^{※2}	0人	0人	93人	43人
②-①=	168人	187人	86人	△25人

2024年度 (令和6年度)	教育		保育	
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	136人	1,058人	584人	256人
②目標事業量(供給目標量)	306人	1,259人	695人	241人
特定教育・保育施設 ^{※1}	306人	1,259人	602人	198人
特定地域型保育 ^{※2}	0人	0人	93人	43人
②-①=	170人	201人	111人	△15人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(確保方策)

3号認定、特に0歳児については、現状では供給量が不足するため、既存の保育所の定員増による受け入れ態勢の見直しや新規参入などについて検討を行い、需要量の見込みに対する供給量を確保する必要があります。

2号認定については、2020年度（令和2年度）に供給量は不足するものの、それ以降は利用者の減少を想定して供給量は確保しています。

1号認定については、供給量の確保が可能となっています。

その上で、第1期に引き続き、就学前の子どもに教育、保育等の総合的な提供を行う認定こども園については、移行を希望する施設が出てきた場合は、スムーズに移行できるように支援するとともに、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

また、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善

の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

さらに、令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり保育等の利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、各施設においてとりまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。



3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策

(1) 対象事業

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法において13事業が定められています。それぞれの事業について、計画期間における各年度の「量の見込み」を定め、提供体制の整備を図ります。

①利用者支援事業	⑧一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑨時間外保育事業
③妊婦健康診査	⑩病児保育事業（病後児分）
④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童健全育成事業
⑤養育支援訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥子育て短期支援事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	

(2) 目標事業量（供給目標量）

①利用者支援事業

（事業概要）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

（算出根拠・単位）

現在の情報提供、相談、関係機関との連絡調整の実施箇所数：3か所

（需要量の見込み及び供給量）

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②目標事業量(供給目標量)	3か所 (実績)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

（確保方策）

現在と同様、国の指針等に基づき、子育て支援センターぽっぽ、子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室の3か所で取り組みます。

②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

（事業概要）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

(算出根拠・単位)

「子育て支援センターぽっぽ」の月平均の利用者数と利用日数を基に算出：人日/月

(需要量の見込みと供給量)

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	972人日	509人日	488人日	434人日	375人日	320人日
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	509人日	488人日	434人日	375人日	320人日

(確保方策)

本事業については、2018年度(平成30年度)までの実績の推移を踏まえ、2020年度(令和2年度)以降の需要量の見込みを決定し、それに合わせて供給量を設定しました。

第1期に引き続き、働き方改革を踏まえた就労形態の多様化に対応し、多様な相談が可能な利便性の高い体制づくりに努めます。また、市民による子育て支援活動の支援とともに、親子で集い、ふれあう機会の充実を図ります。

③妊婦健康診査事業

(事業概要)

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

(算出根拠・単位)

対象妊婦数に受診回数を乗じた延べ受診回数：人回/年

(需要量の見込み及び供給量)

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
a 対象者数		394人	382人	371人	360人	351人
b 受診回数	5,168人回	14回	14回	14回	14回	14回
①需要量の見込 a×b	(実績)	5,516人回	5,348人回	5,194人回	5,040人回	4,914人回
②目標事業量(供給目標量)		5,516人回	5,348人回	5,194人回	5,040人回	4,914人回

(確保方策)

本事業は2018年度(平成30年度)までの実績から判断して、需要量を見込んでいます。

本事業は母子保健の要であるとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から妊産婦等への保健指導なども含め大切な事業であり、第1期に引き続き取り組み、確実に供給量の確保を図ります。

④乳児家庭全戸訪問事業

(事業概要)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

(算出根拠・単位)

当該年度の0歳児の推計人口：人/年

(需要量の見込み及び供給量)

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	418人	444人	427人	412人	396人	383人
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	444人	427人	412人	396人	383人

(確保方策)

本事業は2018年度(平成30年度)までの実績から、需要量を見込んでいます。本事業を通して、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に引き続き取り組み、乳児家庭の支援を図り、確実な供給量の確保を図ります。

⑤養育支援訪問事業

(事業概要)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

(算出根拠・単位)

支援対象となっている対象年齢の子どもの数：人/年

(需要量の見込みと供給量)

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	237人	185人	177人	170人	170人	170人
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	185人	177人	170人	170人	170人

(確保方策)

本事業は2018年度(平成30年度)までの実績から、需要量を見込んでいます。本事業は養育支援を必要とする保護者にとっては欠かせない事業であり、今後も育児や家事等の養育能力を高める支援として引き続き取り組み、確実な供給量の確保を図ります。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

（事業概要）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

（算出根拠・単位）

児童養護施設等を短期間利用した人数と利用日数により算出：人日/年

（需要量の見込みと供給量）

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	2人日	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日

（確保方策）

本事業に対するニーズ調査での利用希望はありませんでしたが、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスの一つとして民間事業での対応を引き続き要請することし、最低1名の利用を見込んでいます。

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

（事業概要）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

（算出根拠・単位）

平成18年度から平成30年度までの平均延利用人数で算出：人日/年

（需要量の見込みと供給量）

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	118人日	101人日	100人日	97人日	94人日	90人日
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	101人日	100人日	97人日	94人日	90人日

（確保方策）

本事業については、2006年度（平成18年度）から2018年度（平成30年度）までの平均延利用人数を基に推計しました。実績が上回っているため、供給量としては十分可能なものとして設定しました。

今後とも、引き続き、利用者へのファミリー・サポート・センターの継続的なPRを通して、入会時の指導や確認を確実にを行い、供給量の確保を図ります。併せて、援助会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望

（事業概要）

1号認定：保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う事業。

2号認定：共働き世帯で幼稚園を利用している子どもを、定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行う事業。

（算出根拠・単位）

公立及び私立幼稚園の年間延利用人数を月平均にして算出：人/月

（需要量の見込みと供給量）

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	412人	372人	352人	335人	314人	310人
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	372人	352人	335人	314人	310人

⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

（事業概要）

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育園で保育を行う事業。

（算出根拠・単位）

公立及び私立保育園の年間延利用人数を月平均にして算出：人/月

（需要量の見込みと供給量）

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	112人	80人	68人	57人	48人	41人
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	80人	68人	57人	48人	41人

（確保方策）

本事業については、⑧-2は実績がないため、実績がある⑧-1を一体と考え、2015年度（平成27年度）から2018年度（平成30年度）の4年間の実績の推移を踏まえ、2020年度（令和2年度）以降の需要量の見込みを決定し、それに合わせ、供給量を設定しました。

⑧-3についても、2016年度（平成28年度）から2018年度（平成30年度）の3年間の実績の推移を踏まえ、2020年度（令和2年度）以降の需要量の見込みを決定し、それに合わせ、供給量を設定しました。

今後とも、緊急時における保護者の一時的に預けたいという保護者のニーズに対応するための供給量の確保を行うとともに、預かり時間中での安全・安心の確保のための人材や設備等質的な充実を図ります。

⑨時間外保育事業（延長保育）

（事業概要）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

（算出根拠・単位）

「短期時間認定」分と「標準時間認定」分の合計1日当り延利用者数：人/日

（需要量の見込みと供給量）

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	107人日	93人日	85人日	77人日	67人日	62人日
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	93人日	85人日	77人日	67人日	62人日

（確保方策）

本事業については、2016年度（平成28年度）から2018年度（平成30年度）の3年間の実績の推移を踏まえ、2020年度（令和2年度）以降の需要量の見込みを決定し、それに合わせ、供給量を設定しました。

今後とも、第1期に引き続き、働き方改革を踏まえた就労形態の多様化に対応し、さらなる時間延長等保護者のニーズに対応できる供給量の確保を図ります。質的な面では、今後とも設備等整備や人材の確保等についての事業者の協力を求めています。

⑩病児保育事業（病後児分）

（事業概要）

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

（算出根拠・単位）

「病後児保育室すこやか」における年間延利用者数：人日/年

（需要量の見込みと供給量）

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日

（確保方策）

本市では病後児のみを対象としており、利用者については、2015年度（平成27年度）43人、2016年度（平成28年）34人、2017年度（平成29年）28人、2018年度（平成30年度）20人と年々減少しているものの、子どもの病気に対するニーズが高い事業であることから、2020年度（令和2年度）以降は、2018年度（平成30年度）

並の20人で推移するものとして需要量の見込みを想定するとともに、供給量の確実な確保を想定しました。

保護者からの子どもの病気による突発的・単発的な保育ニーズがあることから、今後も継続していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）

（事業概要）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業期間中に、小学校の余裕教室や専用施設において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

（算出根拠・単位）

市内全児童クラブの登録児童数：人/年

（需要量の見込みと供給量）

低学年	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	749人	793人	791人	796人	790人	767人
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	793人	791人	796人	790人	767人
高学年	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	160人	135人	134人	135人	134人	130人
②目標事業量(供給目標量)	(実績)	135人	134人	135人	134人	130人

（確保方策）

低学年については、過去の実績の推移を見て設定するとともに、高学年については、2017年度（平成29年度）の24人に対し、2018年度（平成30年度）は98人、2019年度（令和元年度）にいたっては、160人と急激に増加しており、その推移を踏まえ、需要量の見込みを設定するとともに、供給量の確保を設定しました。

また、学校等と連携し、放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりを推進し、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき留守家庭児童クラブと放課後子ども教室との一体的推進に努めます。

本市における「新・放課後子ども総合プラン」の考え方は次ページのとおりです。

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室事業の実施などを盛り込む国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、次のとおり放課後における児童の居場所の充実を図ります。

■「新・放課後子ども総合プラン」の推進■

- ① 一体型の留守家庭児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成される目標事業量
 - 2023年度までに、留守家庭児童クラブと放課後子ども教室との一体型の整備について検討します。
- ② 放課後子ども教室の2023年度までの実施計画
 - 一体型を前提とした放課後子ども教室を新規で開催できるよう検討していきます。
- ③ 留守家庭児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
 - 教育委員会、留守家庭児童クラブの運営事業者や放課後子ども教室の関係者が、活動プログラムの企画段階から連携して、学校施設等を活用した事業の開催などに取り組んでいきます。
- ④ 小学校の余裕教室等の留守家庭児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
 - 教育委員会と学校とが連携し、小学校の教室の活用状況を把握し、可能な範囲で、余裕教室等の活用を図ります。
- ⑤ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
 - 特別な配慮を必要とする児童が、放課後に安心して過ごすことができるように、環境の整備を図るとともに、学校・家庭と連携し、適切な対応に努めます。
- ⑥ 地域の実情に応じた留守家庭児童クラブの開所時間の延長に係る取組
 - 留守家庭児童クラブの利用児童の保護者に、定期的にアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めます。
- ⑦ 留守家庭児童クラブの役割をさらに向上させるための方策
 - 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っていることを踏まえ、子どもの自主性・社会性の向上に努める育成を行います。
- ⑧ 留守家庭児童クラブの育成支援の内容について、利用者や地域住民へ周知するための方策
 - 留守家庭児童クラブでの過ごし方について、十分に保護者等と情報交換するとともに、地域組織や子どもに関わる関係機関等との情報交換や情報共有、相互交流を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

(事業概要)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業。

(確保方策)

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(事業概要)

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業。

(確保方策)

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

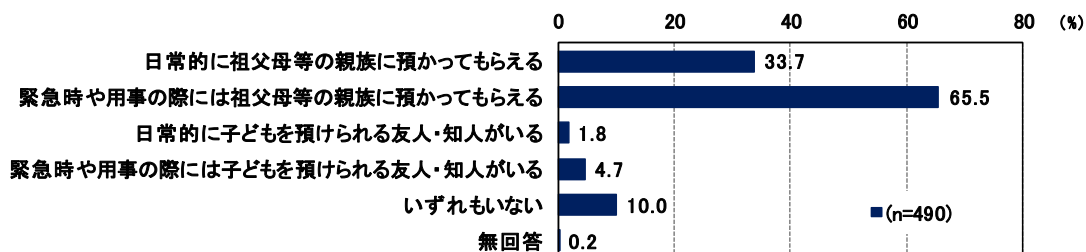
資料編

1 アンケート調査主要結果

(1) 預かってもらえる人について

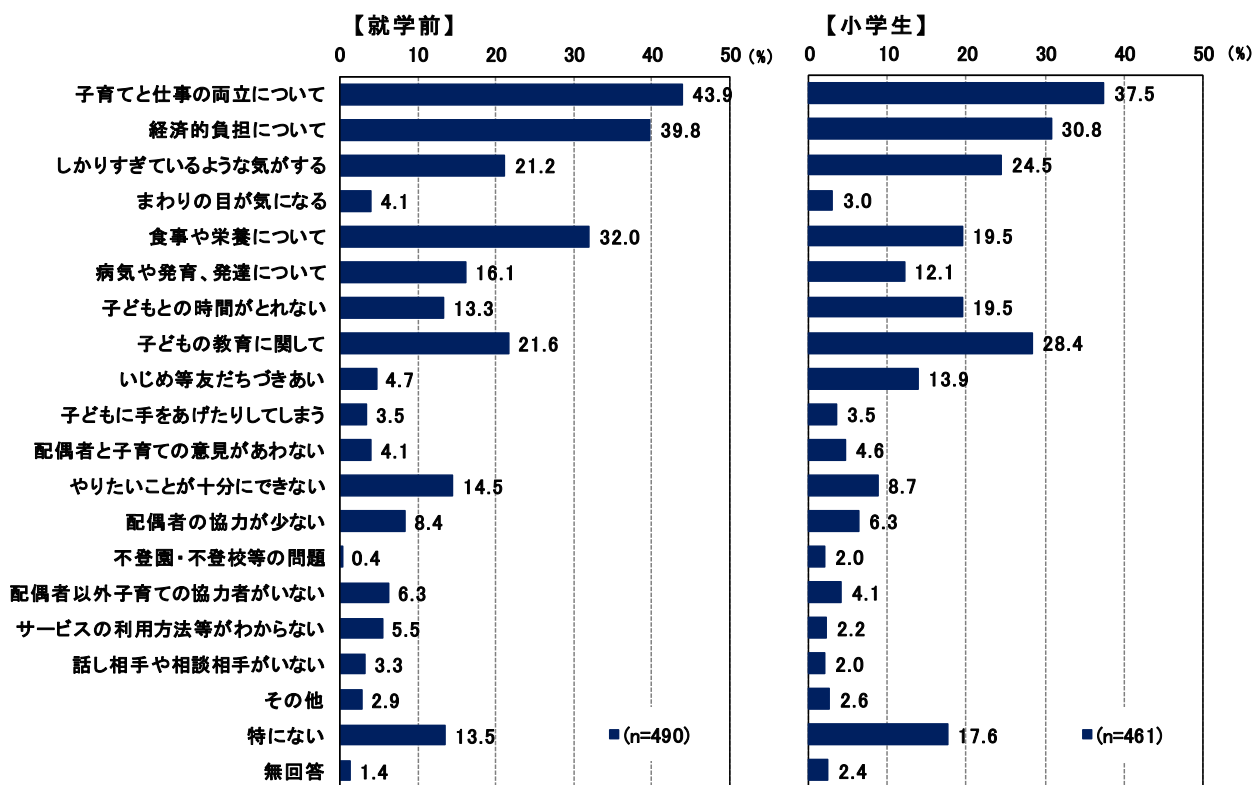
① 預かってもらえる人

■ 日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人 ■ (就学前のみ)



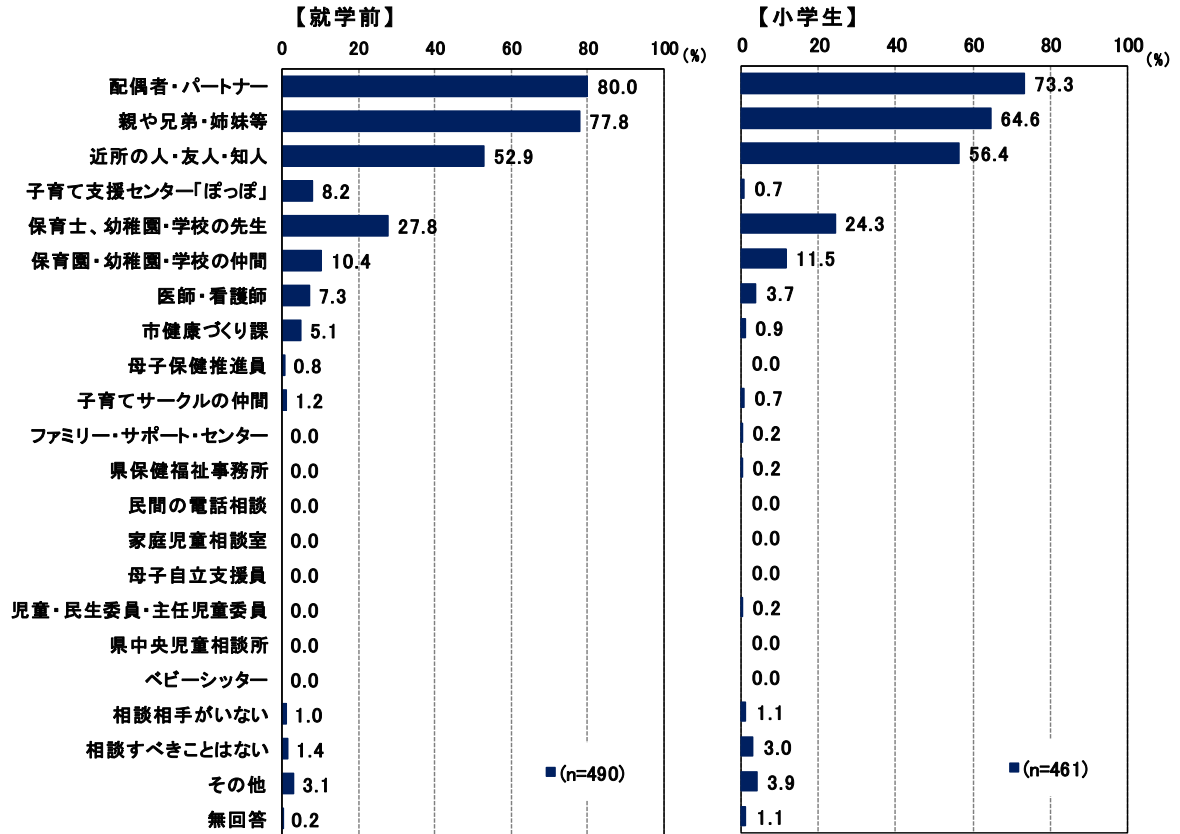
② 子育てに関する悩み

■ 子育てに関する悩み ■



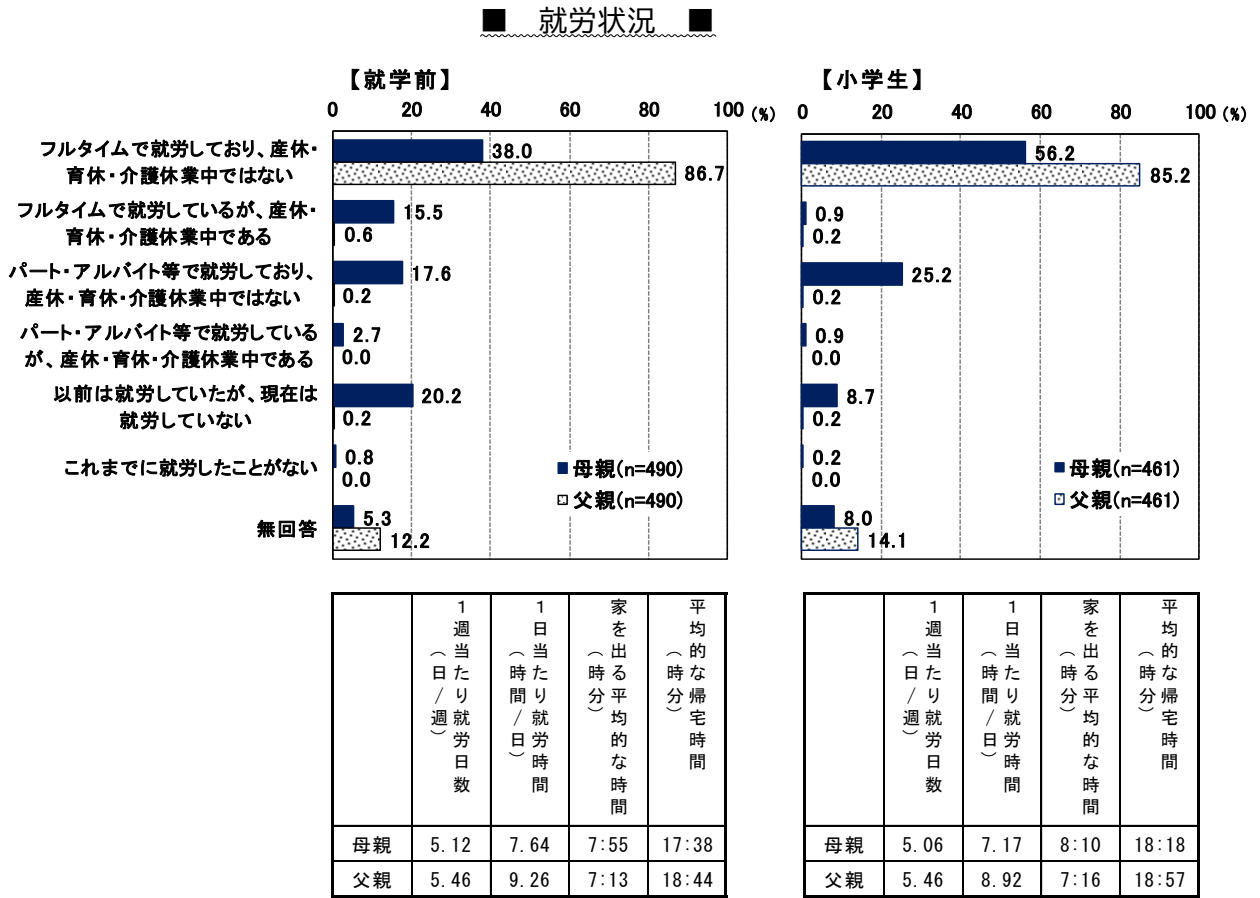
③子育ての悩みや不安についての相談場所・相談相手

■ 悩みや不安についての相談場所・相談相手 ■

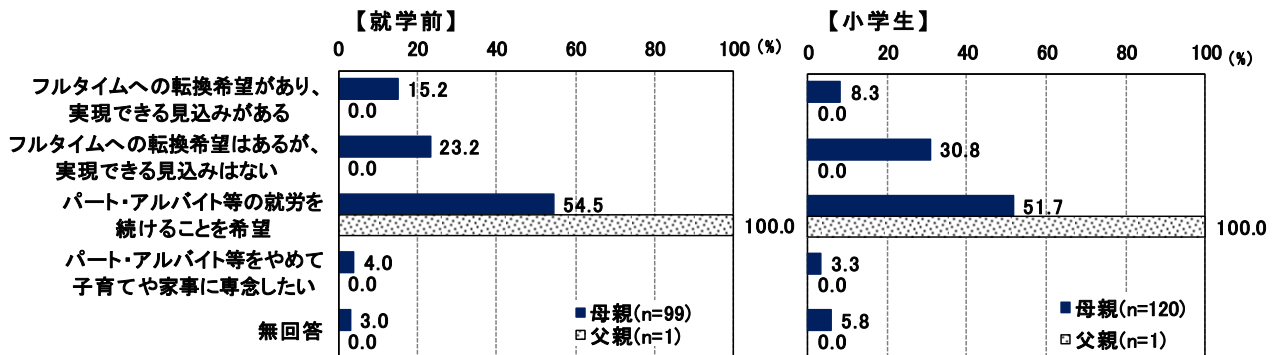


(2) 保護者の就労状況について

① 就労状況

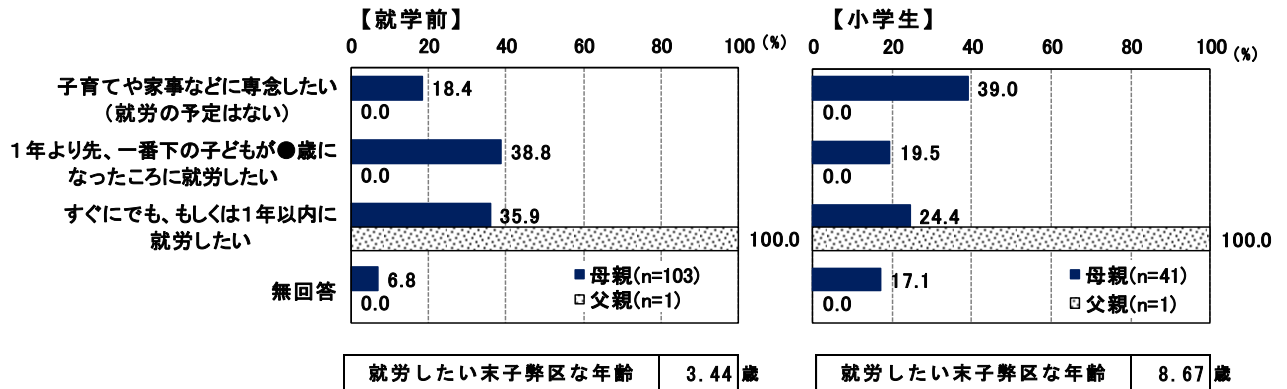


② パートタイム・アルバイトからフルタイムへの転換希望

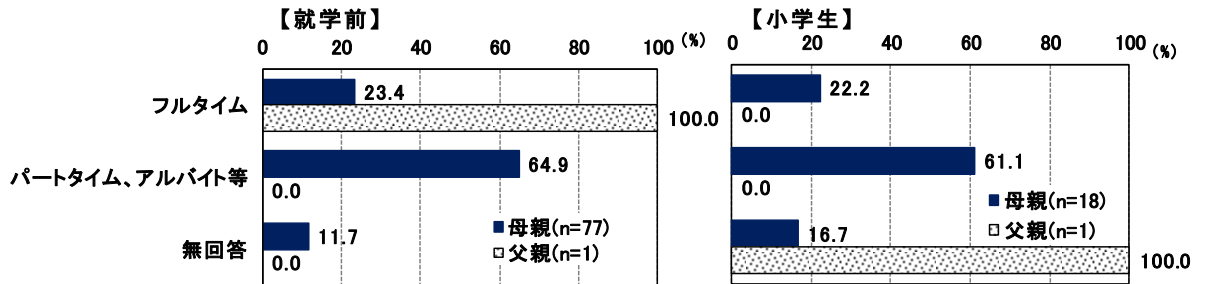


③現在就労していない人の就労意向

■ 現在就労していない人の就労意向 ■



■ 希望する就労形態 ■



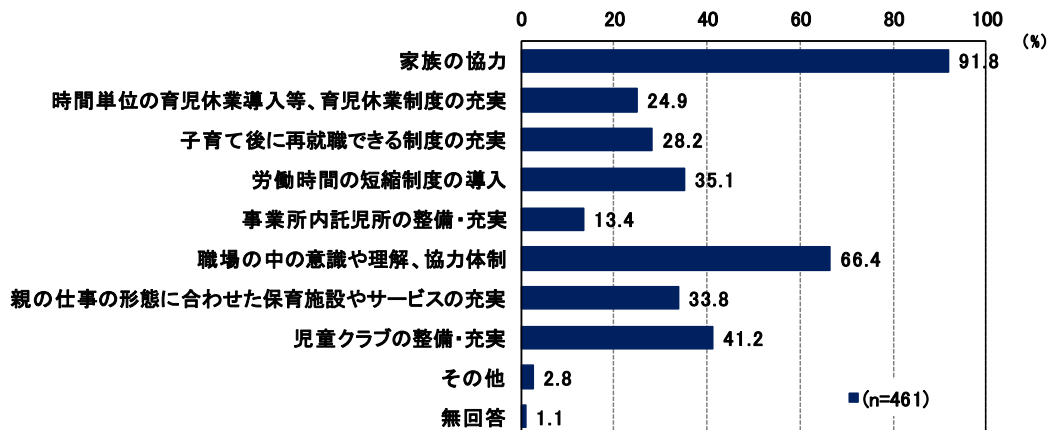
■ パート・アルバイト等の希望する就労形態

性別	1週当たり就労日数		1日当たり就労時間	
	母親	4.24	日	5.43
父親	-	日	-	時間

性別	1週当たり就労日数		1日当たり就労時間	
	母親	4.40	日	5.00
父親	-	日	-	時間

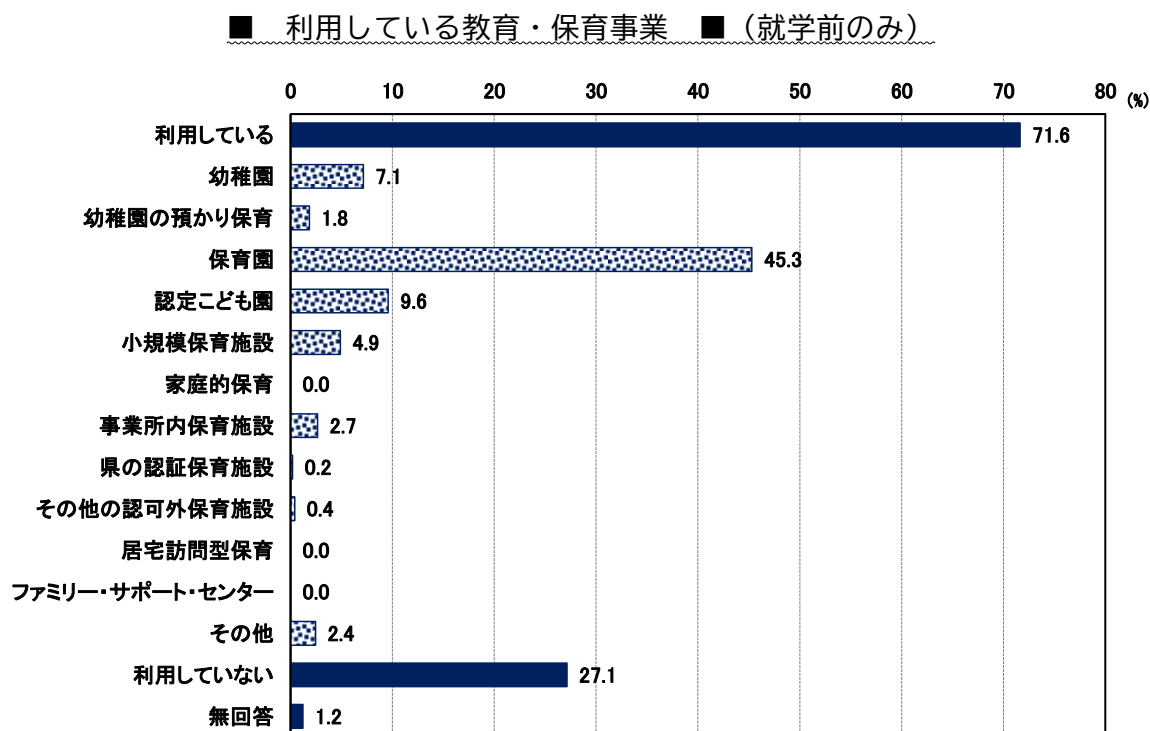
④仕事と子育てを両立するために必要なこと

■ 仕事と子育てを両立するために必要なこと ■ (小学生のみ)



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前）

①利用している教育・保育事業



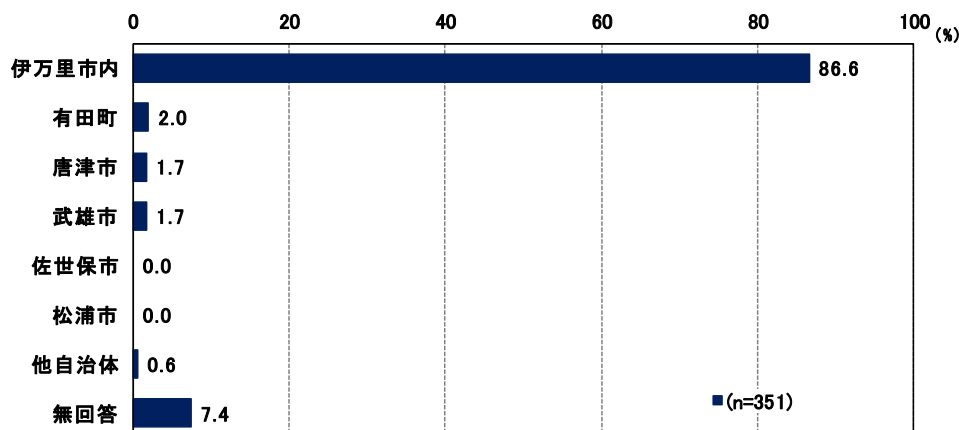
②教育・保育事業の利用日数、時間

■ 利用日数、教育・保育時間、開始・終了時刻の平均 ■ (就学前のみ)

	利用日数 (日/週)	教育・保育時間 (時間/日)	開始時刻 (時刻)	終了時刻 (時刻)
現在	5.3	8.39	8時19分	16時55分
希望	5.3	8.71	8時18分	17時17分

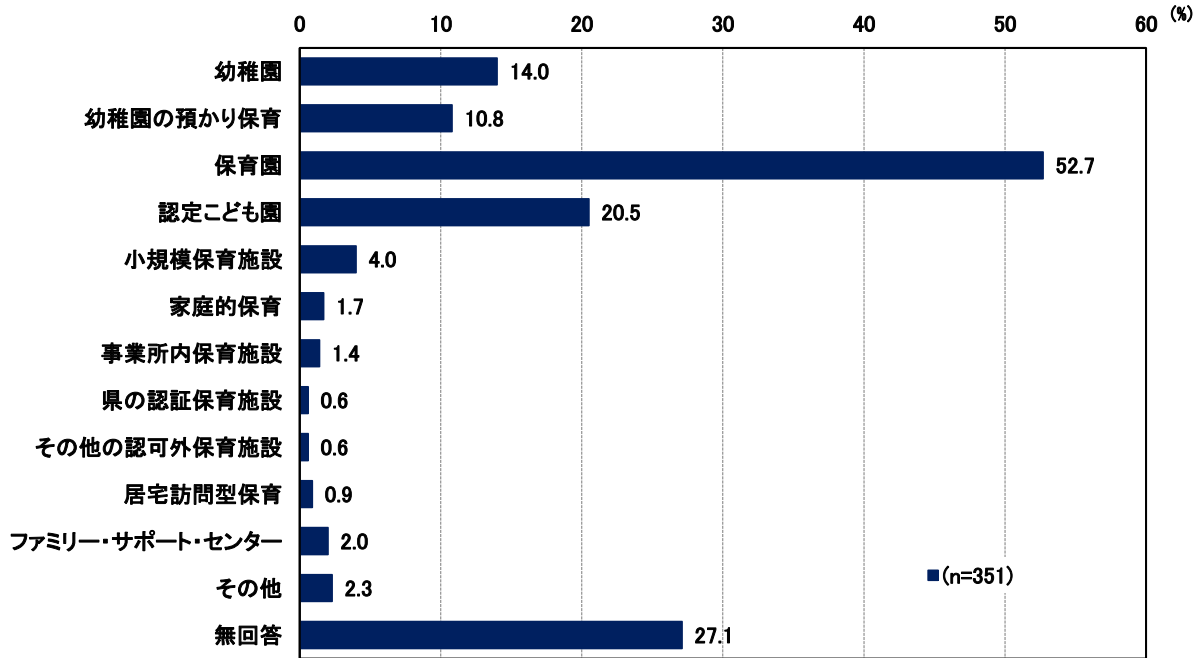
③教育・保育事業を利用している場所

■ 現在、利用している教育・保育事業の実施場所 ■ (就学前のみ)



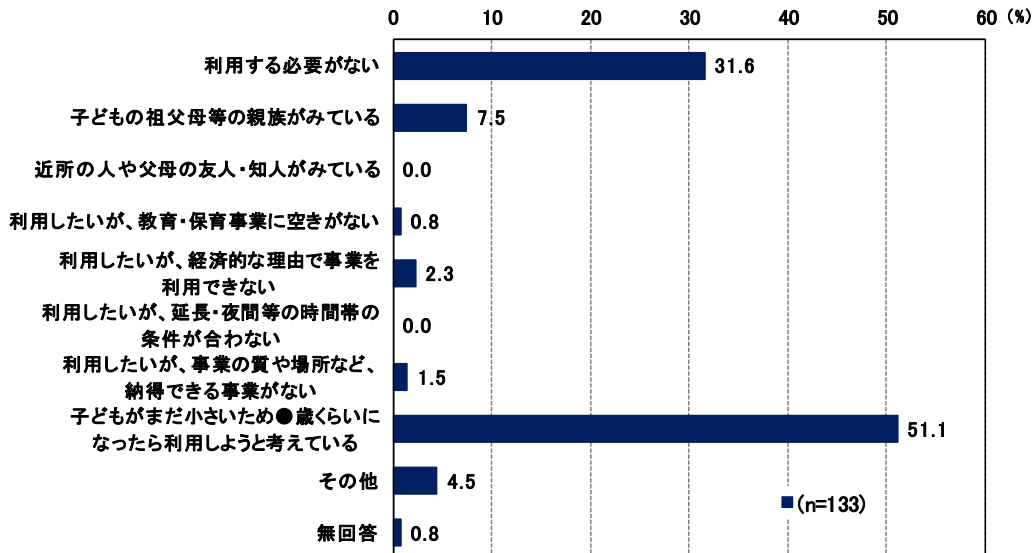
④教育・保育にかかる負担が無償または上限付き補助となった場合の利用変更意向

■ 無償または上限付き補助となった場合の利用変更意向 (就学前のみ)



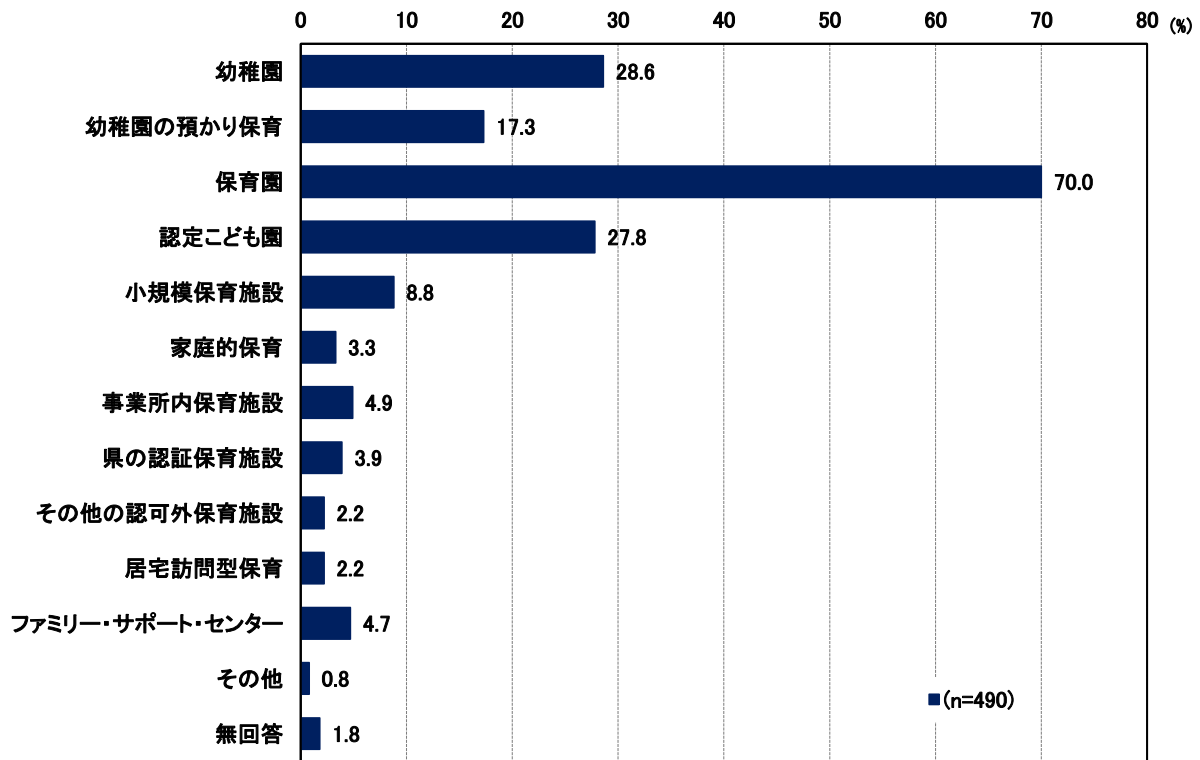
⑤教育・保育事業を利用していない理由

■ 教育・保育事業を利用していない理由 (就学前のみ)



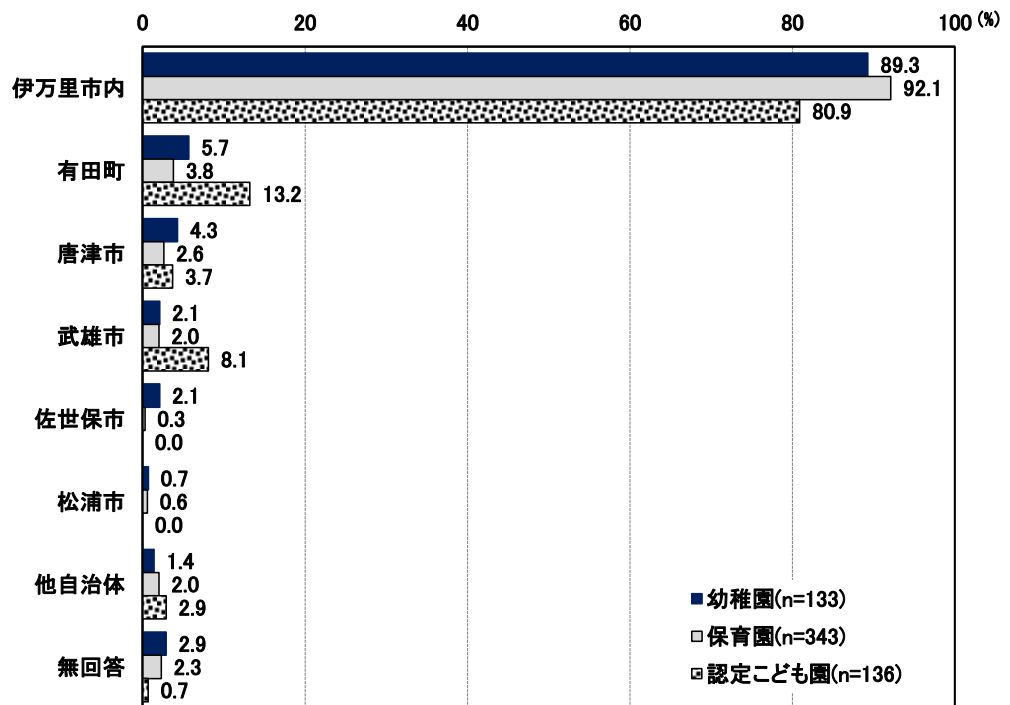
⑥今後、利用したい教育・保育事業

■ 今後利用したい教育・保育事業 ■ (就学前のみ)

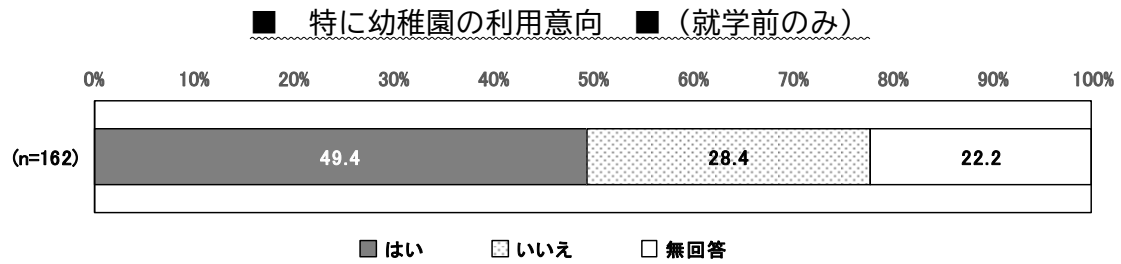


⑦今後、利用したい教育・保育事業の利用場所

■ 今後、利用したい教育・保育事業の利用場所 ■ (就学前のみ)



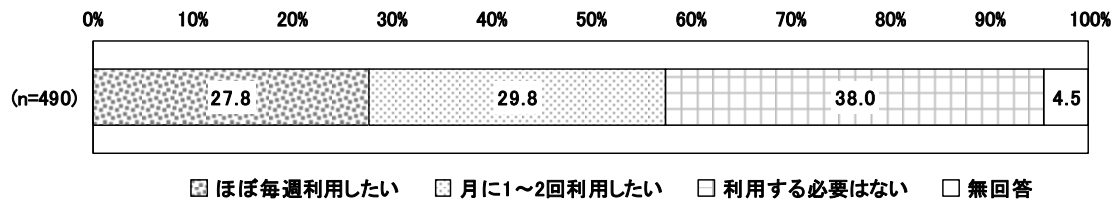
⑧特に幼稚園の利用意向



(4) 土曜日、日曜日・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用意向について

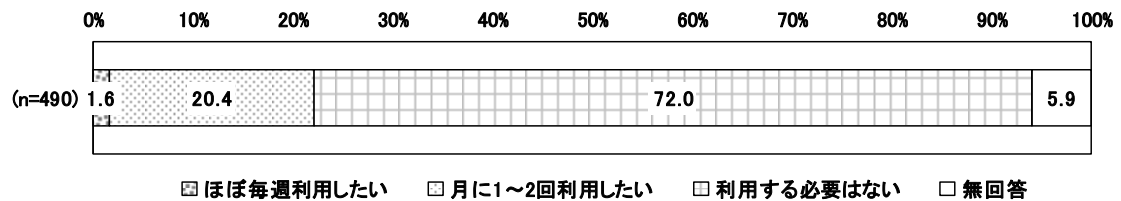
■ 利用状況 ■ (就学前のみ)

【土曜日】



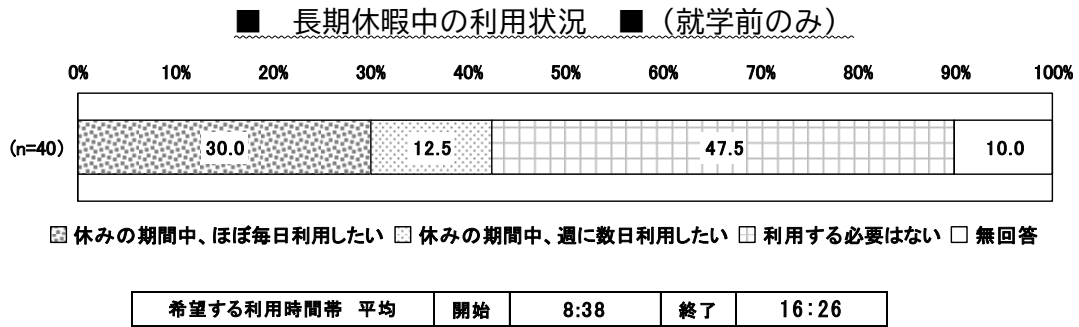
希望する利用時間帯	平均	開始	終了
		8:11	16:44

【日曜日・祝日】



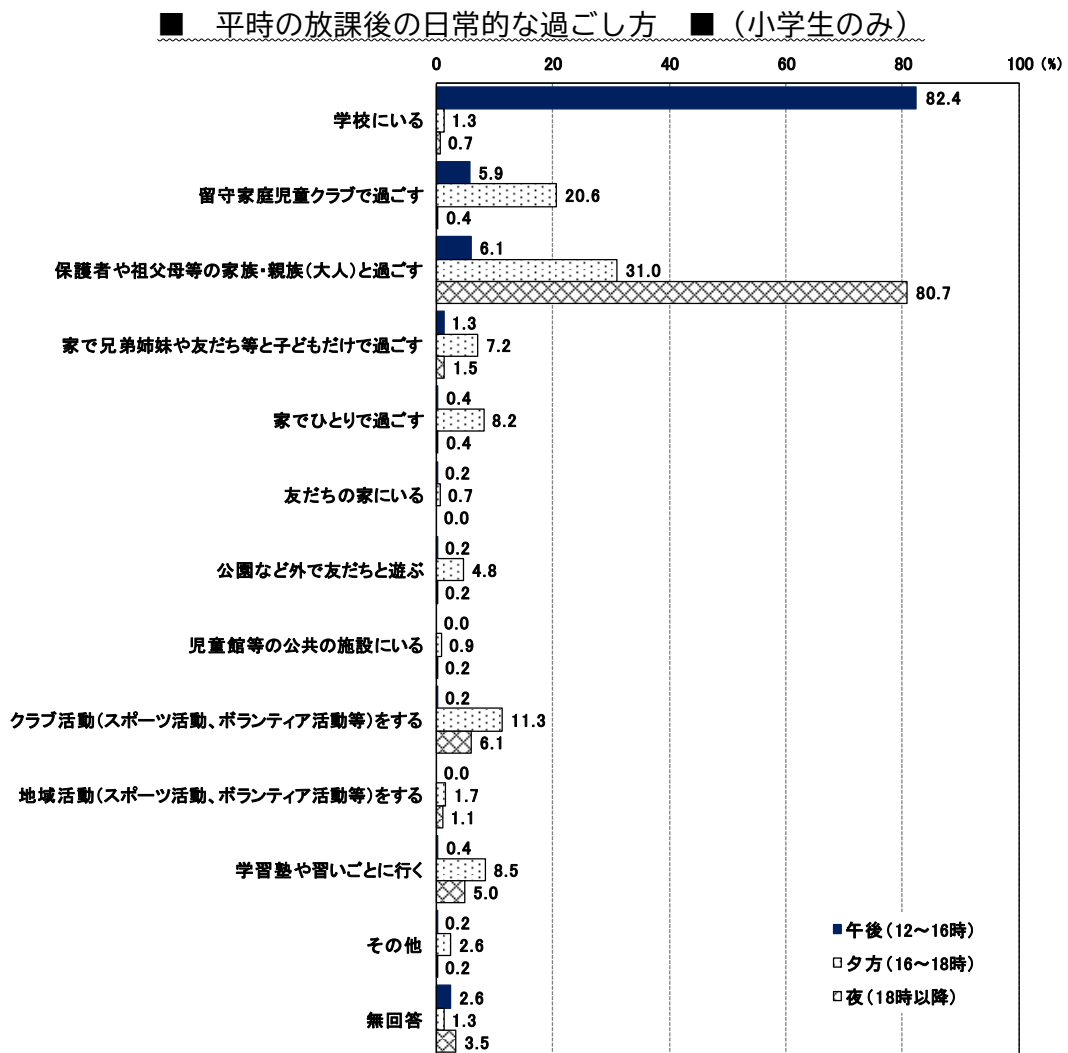
希望する利用時間帯	平均	開始	終了
		8:13	17:00

(5) 長期休暇中の教育・保育の利用希望について（現在、幼稚園を利用している人のみ）



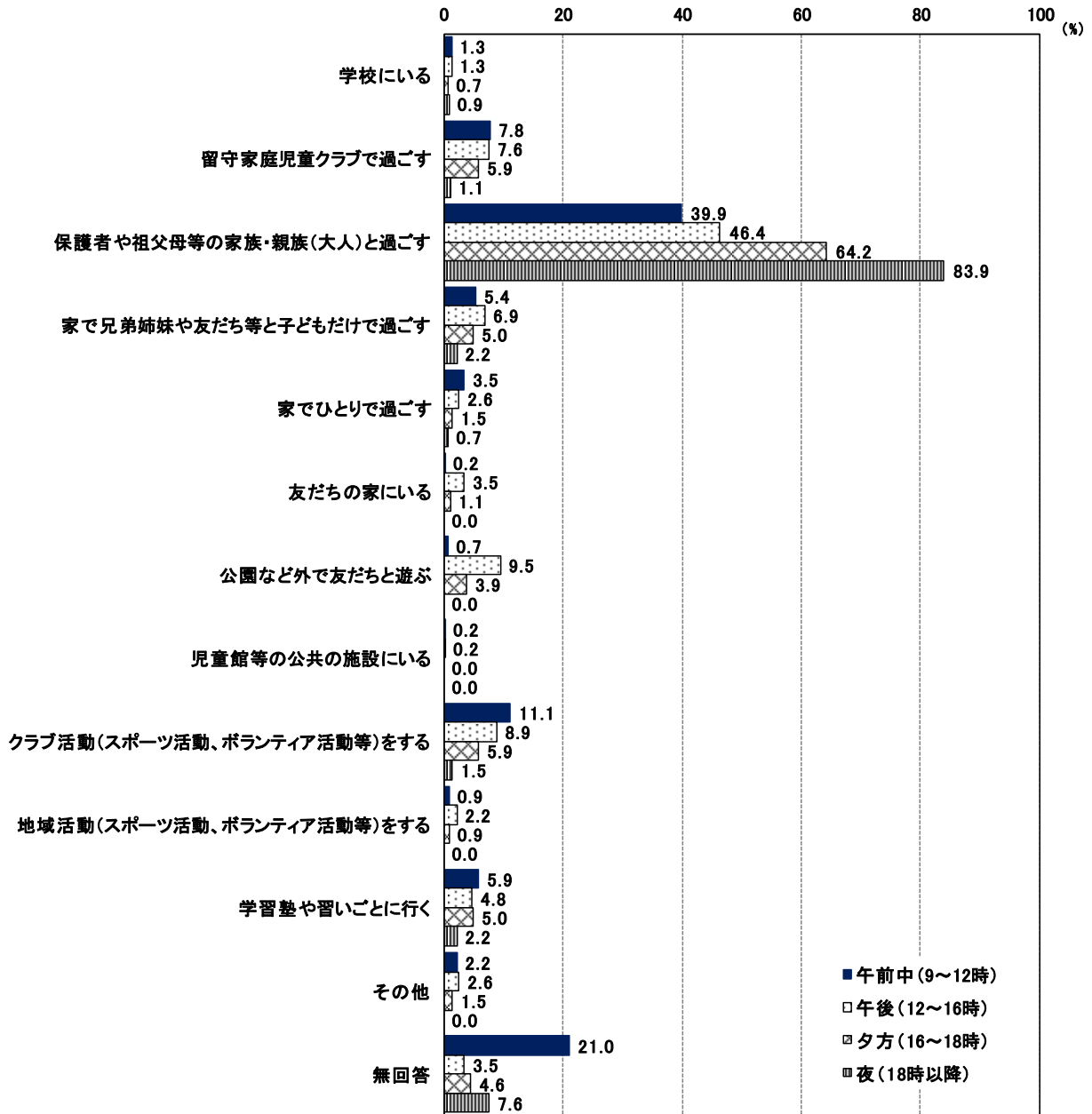
(6) 小学生の日常的な過ごし方（小学生のみ）

① 平日の放課後の日常的な過ごし方



②土曜日の日常的な過ごし方

■ 土曜日の日常的な過ごし方 ■ (小学生のみ)

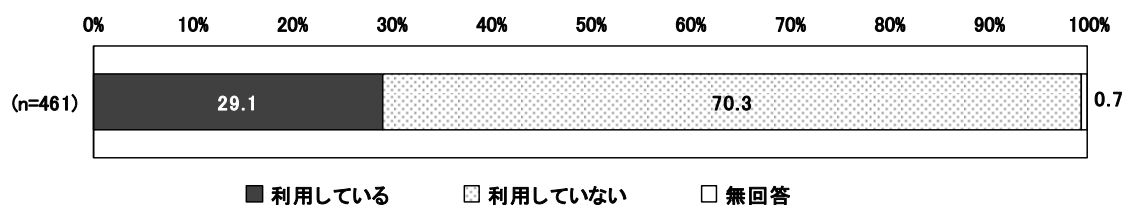


(7) 留守家庭児童クラブの現在の利用状況

①利用状況

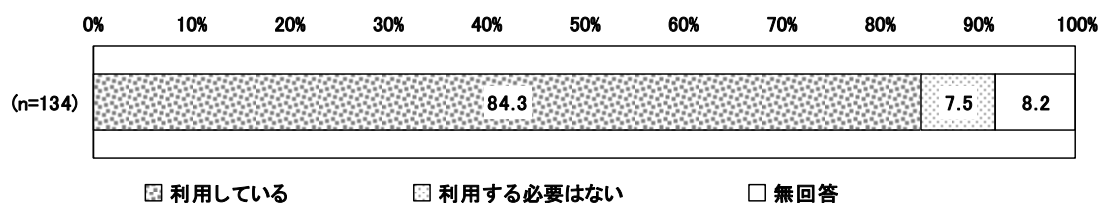
■ 全体としての利用状況 ■ (小学生のみ)

【利用有無】



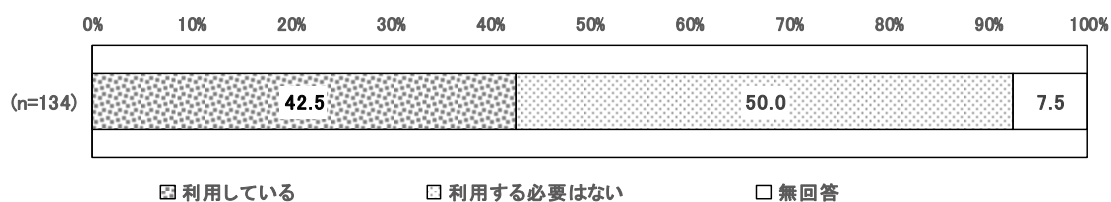
■ 曜日別の利用状況 ■

【平日】



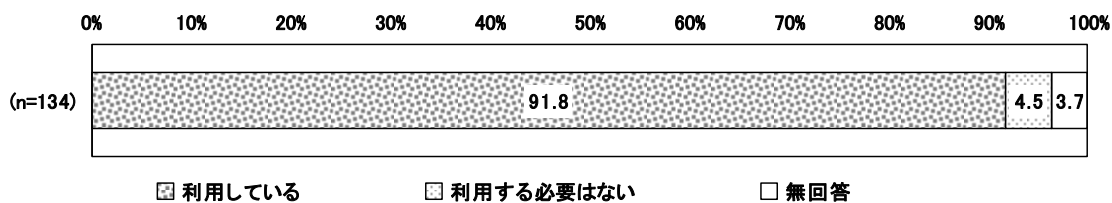
利用時間帯	平均	開始	15:19	終了	17:34

【土曜日】



利用時間帯	平均	開始	8:15	終了	16:35

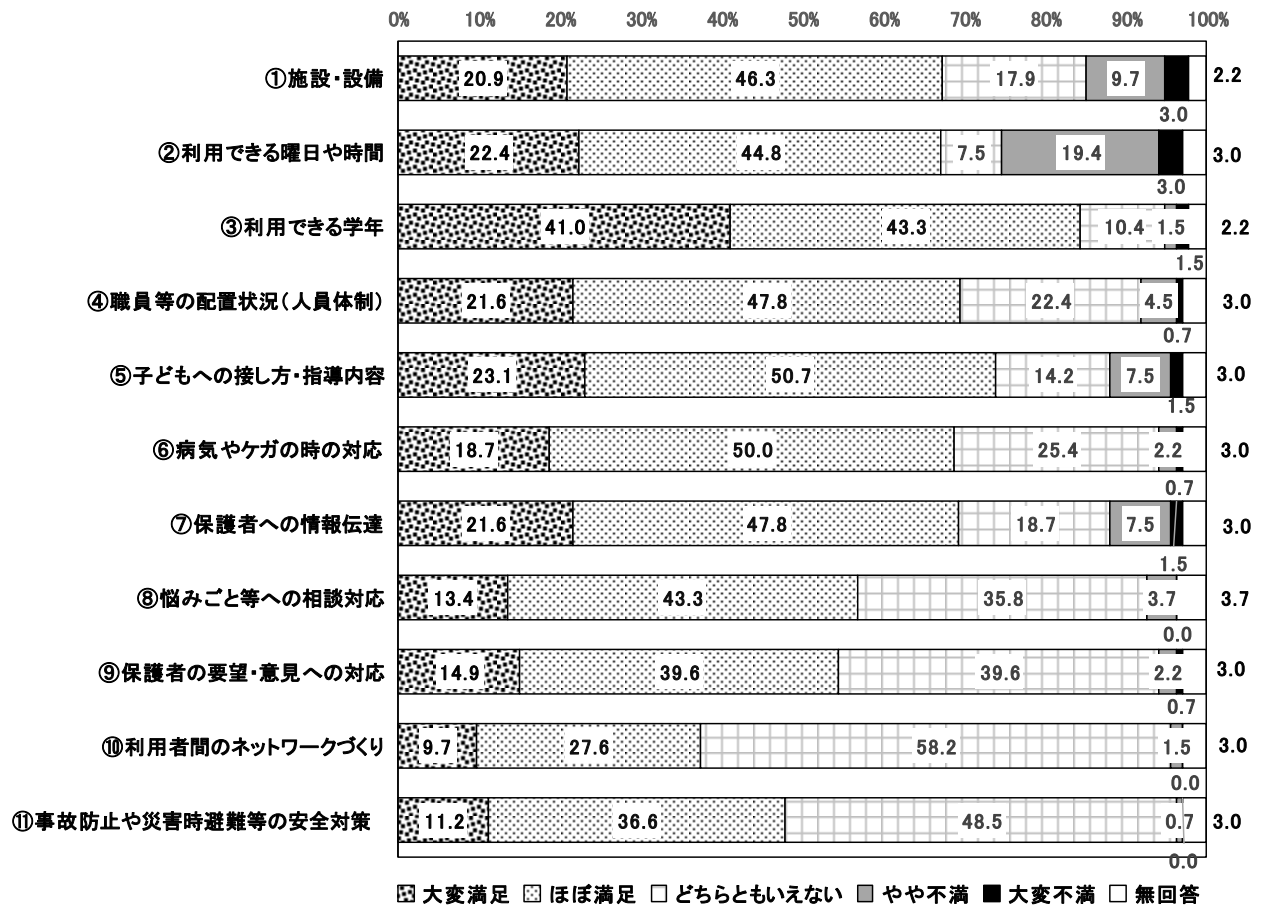
【夏休みや冬休みなどの長期の休業期間中】



利用時間帯	平均	開始	8:11	終了	17:17

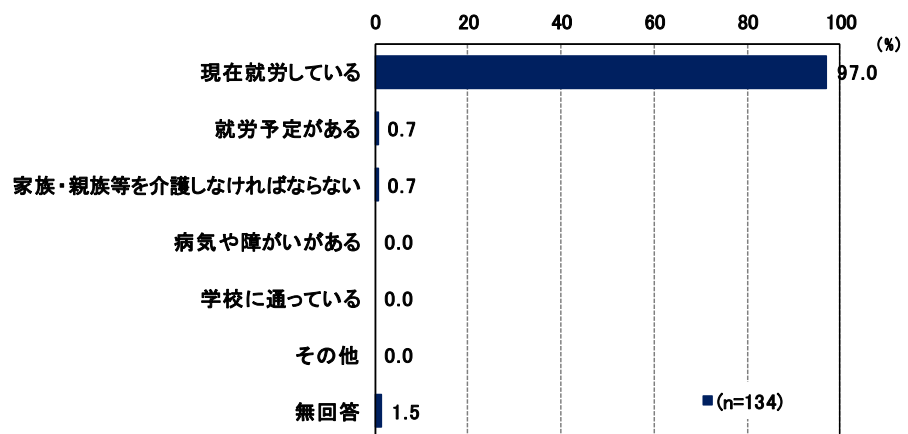
② 評価

■ 留守家庭児童クラブの評価 ■ (小学生のみ) (n=134)

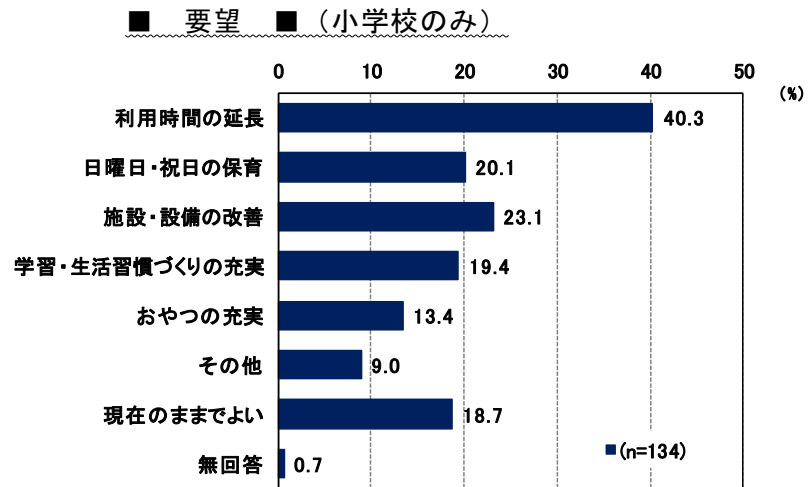


③利用している理由

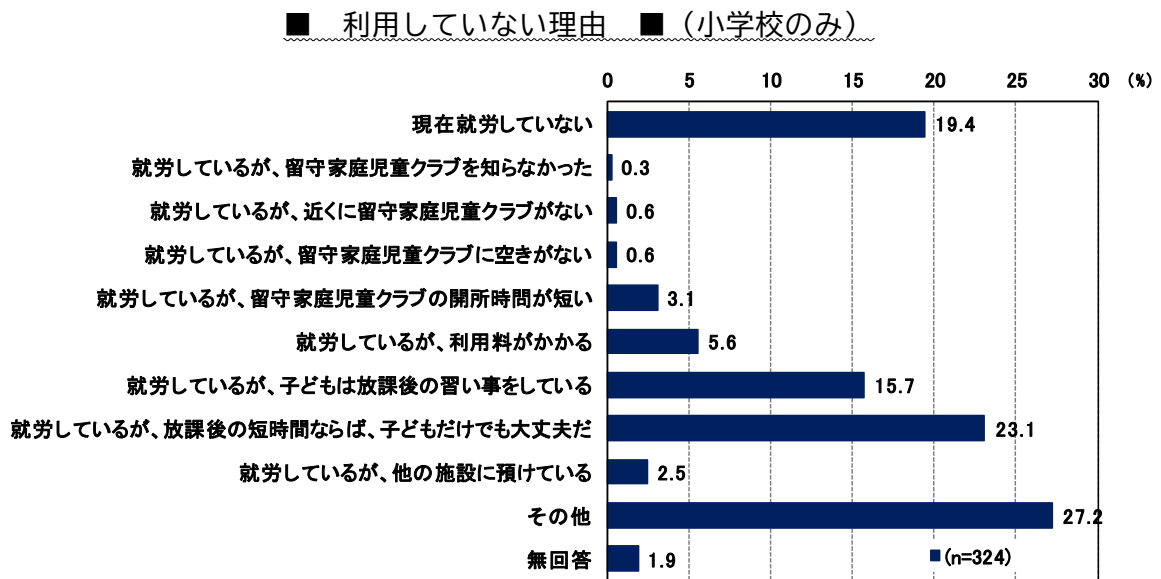
■ 利用している理由 ■ (小学校のみ)



④ 要望



⑤ 利用していない理由



(8) 今後の放課後等の日常的な過ごし方

①小学生になった時（1～3年生）の放課後の過ごし方（就学前、5歳以上回答）

■ 小学校低学年（1～3年生）時の放課後の過ごし方 ■（就学前5歳以上回答）

	0	20	40	60 (%)	週当たり日数
自宅			33.3		4.00
祖父母や友人・知人宅		21.7			3.70
習い事		21.7			1.92
留守家庭児童クラブ				55.8	4.75
放課後子ども教室		15.5			4.21
児童センター	3.9				3.75
ファミリー・サポート・センター	0.0				-
その他	0.8			(n=129)	1.00
無回答		9.3			

留守家庭児童クラブの終了時間

就学前	17:54
-----	-------

②小学校高学年（4～6年生）になった時の放課後の過ごし方

（就学前5歳以上、小学校低学年回答）

■ 小学校高学年（4～6年生）になった時の放課後の過ごし方 ■

	【就学前】（5歳以上回答）				【小学生】（低学年回答）				週当たり日数	
	0	20	40	60 (%)	0	20	40	60 (%)	就学前	小学生
自宅				55.8				54.9	4.02	3.58
祖父母や友人・知人宅		24.0				14.7			3.76	2.87
習い事			39.5				49.5		2.31	2.73
留守家庭児童クラブ				30.2				34.8	4.64	4.53
放課後子ども教室		8.5				7.1			4.00	2.40
児童センター	2.3				2.2				3.00	4.00
ファミリー・サポート・センター	0.0				0.0				-	-
その他	4.7			(n=129)	4.3			(n=184)	2.60	2.00
無回答		8.5				1.6				

留守家庭児童クラブの終了時間

就学前	17:59
-----	-------

小学生	17:44
-----	-------

③小学校高学年（４～６年生）の放課後の過ごし方（小学校高学年回答）

■ 小学校高学年（４～６年生）の放課後の過ごし方 ■

	0	20	40	60	80 (%)	週当たり日数
自宅	74.0					3.64
祖父母や友人・知人宅	14.3					2.58
習い事	46.0					2.50
留守家庭児童クラブ	9.1					3.96
放課後子ども教室	9.4					2.17
児童センター	1.1					3.67
ファミリー・サポート・センター	0.0					-
その他(公園など)	9.4 (n=265)					2.35
無回答	8.7					

留守家庭児童クラブの終了時間

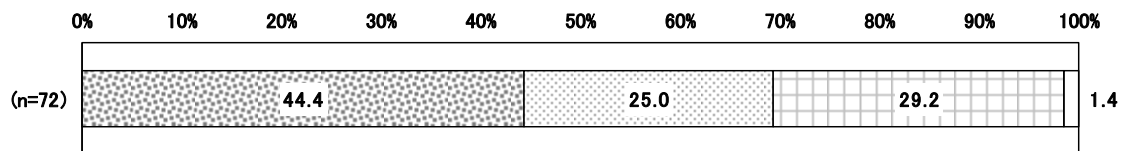
小学生	18:13
-----	-------

(9) 土曜日、日曜日・祝日、長期の休業期間中の留守家庭児童クラブの利用意向

①就学前児童（５歳以上）が小学生になった時の利用意向

■ 利用意向 ■ (就学前 5歳以上回答)

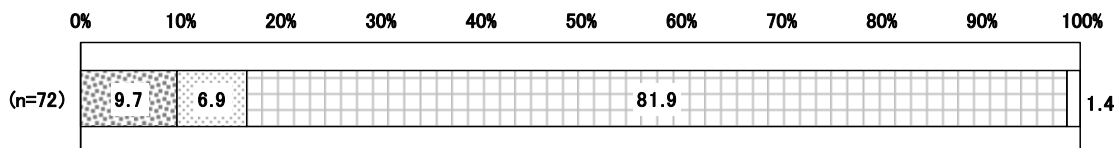
【土曜日】



低学年(1～3年生)の間は利用したい 高学年(4～6年生)になっても利用したい 利用する必要はない 無回答

希望する利用時間帯 平均	開始	8:5	終了	17:13
--------------	----	-----	----	-------

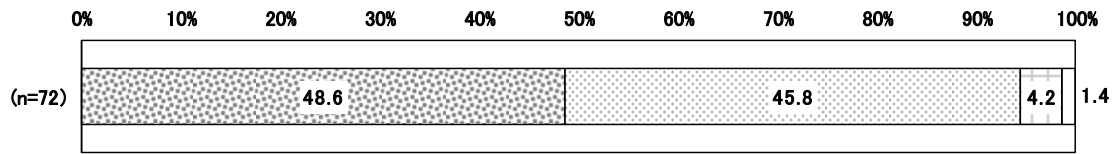
【日曜日・祝日】



低学年(1～3年生)の間は利用したい 高学年(4～6年生)になっても利用したい 利用する必要はない 無回答

希望する利用時間帯 平均	開始	8:5	終了	18:0
--------------	----	-----	----	------

【夏休みや冬休みなどの長期の休業期間中】



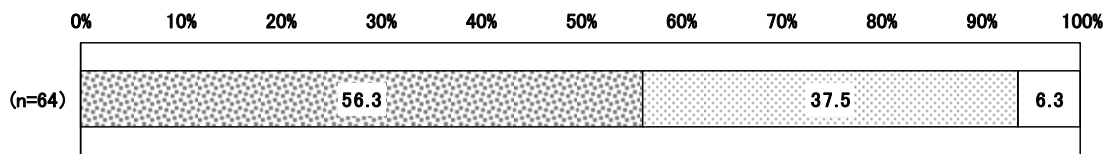
低学年(1~3年生)の間は利用したい 高学年(4~6年生)になっても利用したい 利用する必要はない 無回答

希望する利用時間帯	平均	開始	終了
		8:4	17:41

②小学校低学年が高学年になった時の利用意向

■ 利用意向 ■ (小学校1~3年生回答)

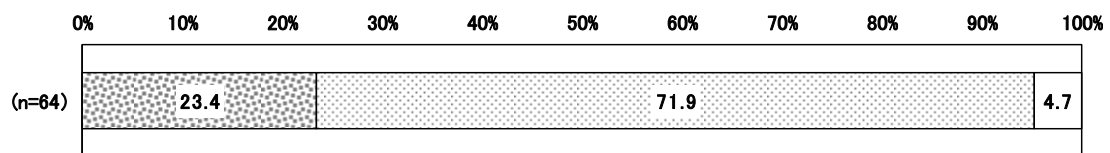
【土曜日】



利用したい 利用する必要はない 無回答

利用時間帯	平均	開始	終了
		8:10	17:8

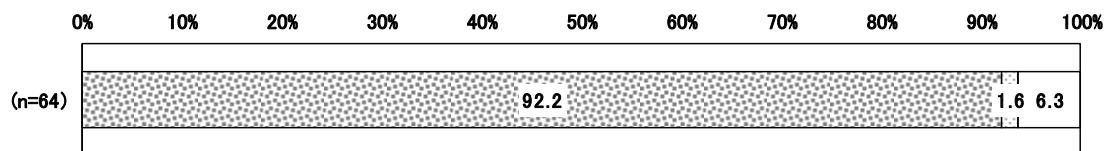
【日曜日・祝日】



利用したい 利用する必要はない 無回答

利用時間帯	平均	開始	終了
		8:6	17:26

【夏休みや冬休みなどの長期の休業期間中】



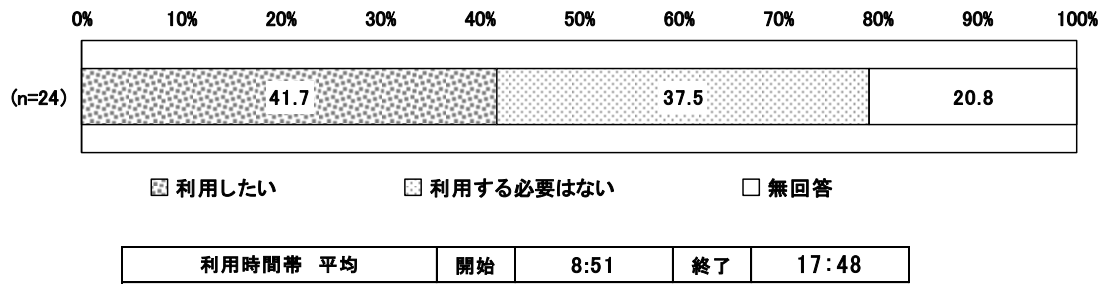
利用したい 利用する必要はない 無回答

利用時間帯	平均	開始	終了
		8:8	17:41

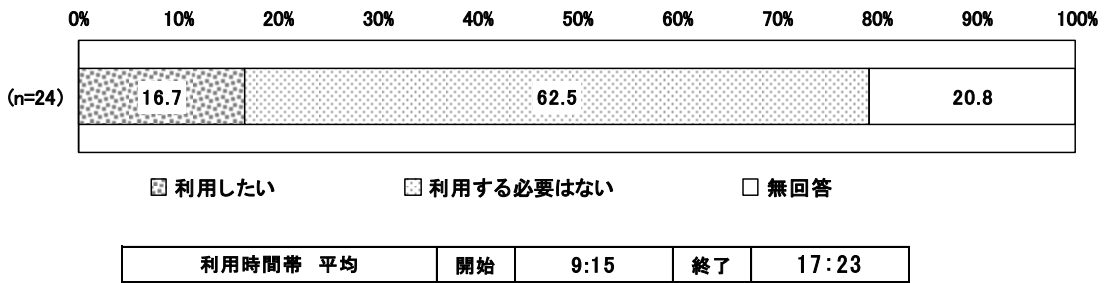
③小学校高学年（4～6年生）の利用意向

■ 利用意向 ■ (小学校4～6年生回答)

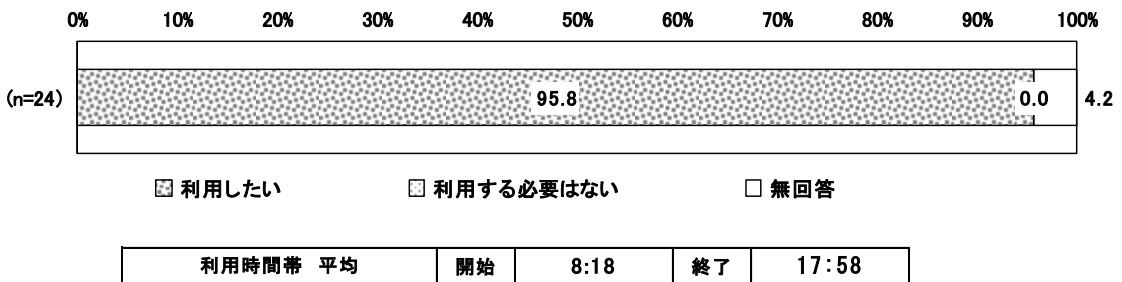
【土曜日】



【日曜日・祝日】

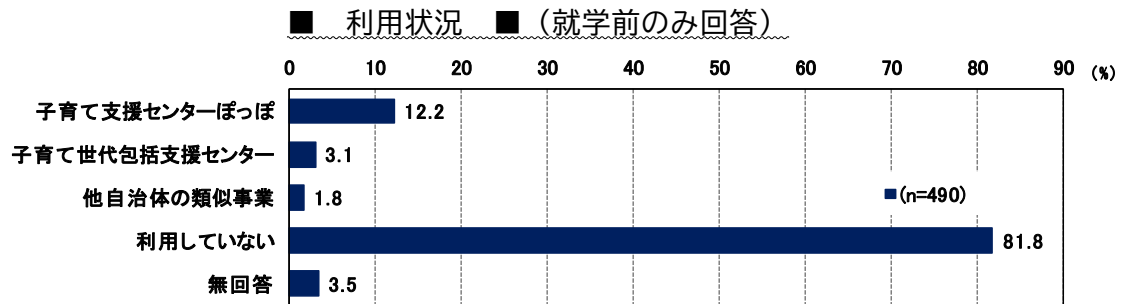


【夏休みや冬休みなどの長期の休業期間中】



(10) 地域子育て支援事業の利用状況について

①利用状況

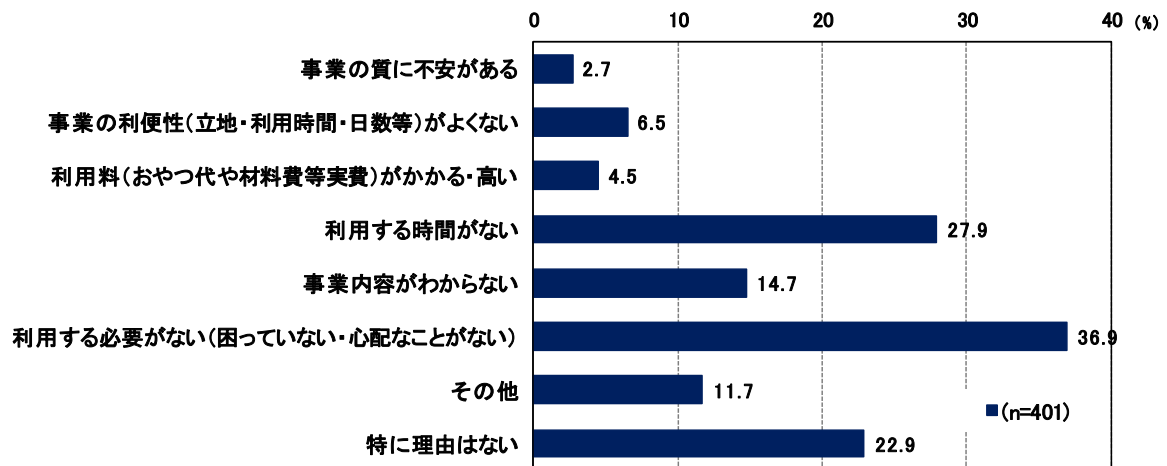


■ 1ヶ月当たりの利用回数

子育て支援センターぽっぽ	3.14	回/月
子育て世代包括支援センター	1.07	回/月
他自治体の類似事業	4.22	回/月

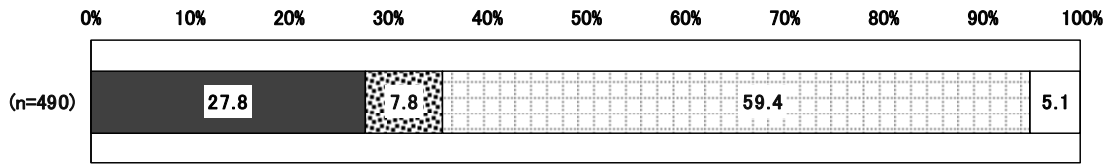
②利用していない理由

■ 利用していない理由 ■ (就学前のみ回答)



③今後の利用意向

■ 今後の利用意向 ■ (就学前のみ回答)



- 利用していないが、今後利用したい
- ▣ すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
- 無回答

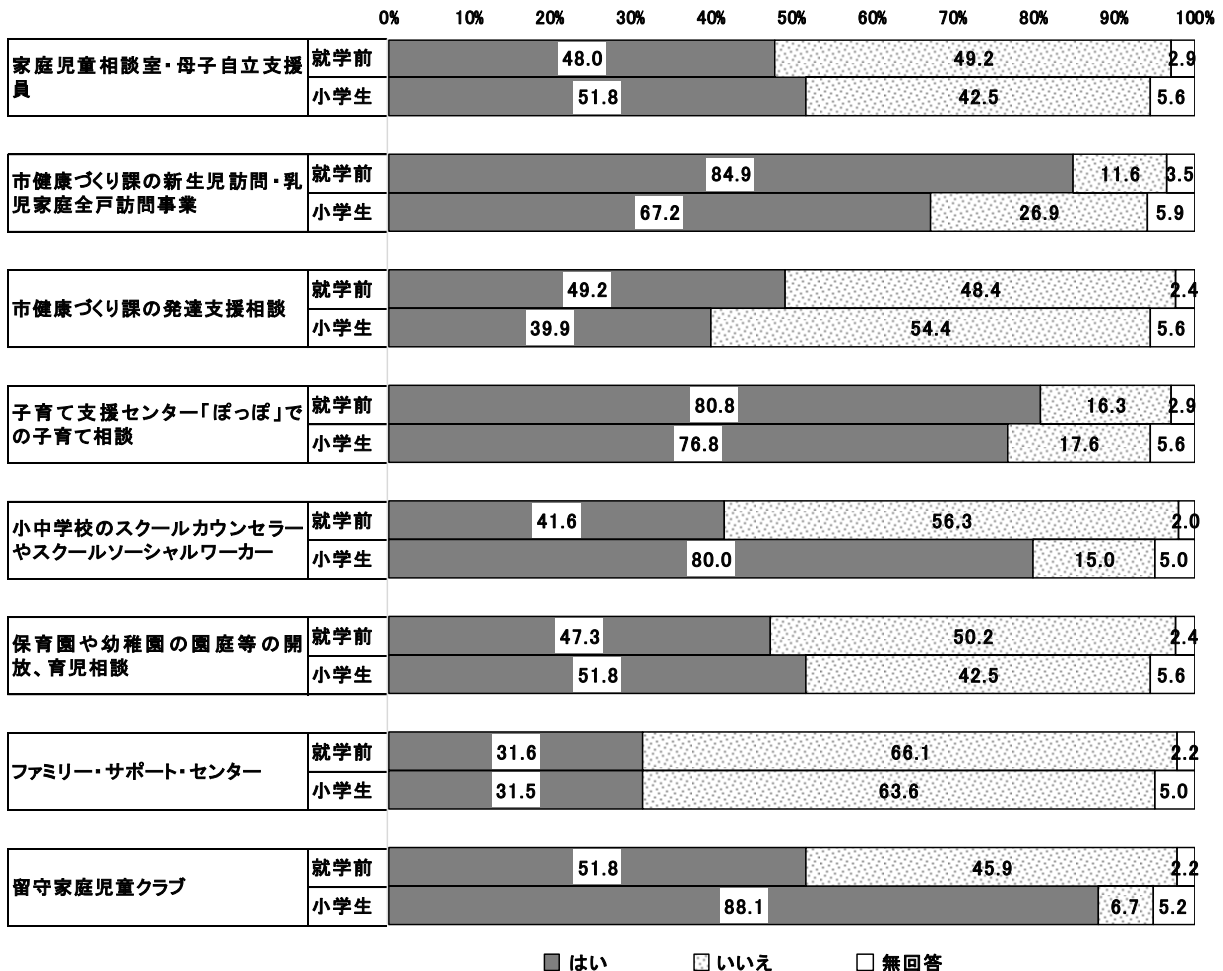
■ 1ヶ月当たりの利用回数

利用していないが、今後利用したい	2.32	回/月
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	5.50	回/月

(11) 各種子育て支援事業等の利用状況について

①認知状況

■ 認知状況 ■ (就学前 n=490 小学生 n=461)



②利用経験

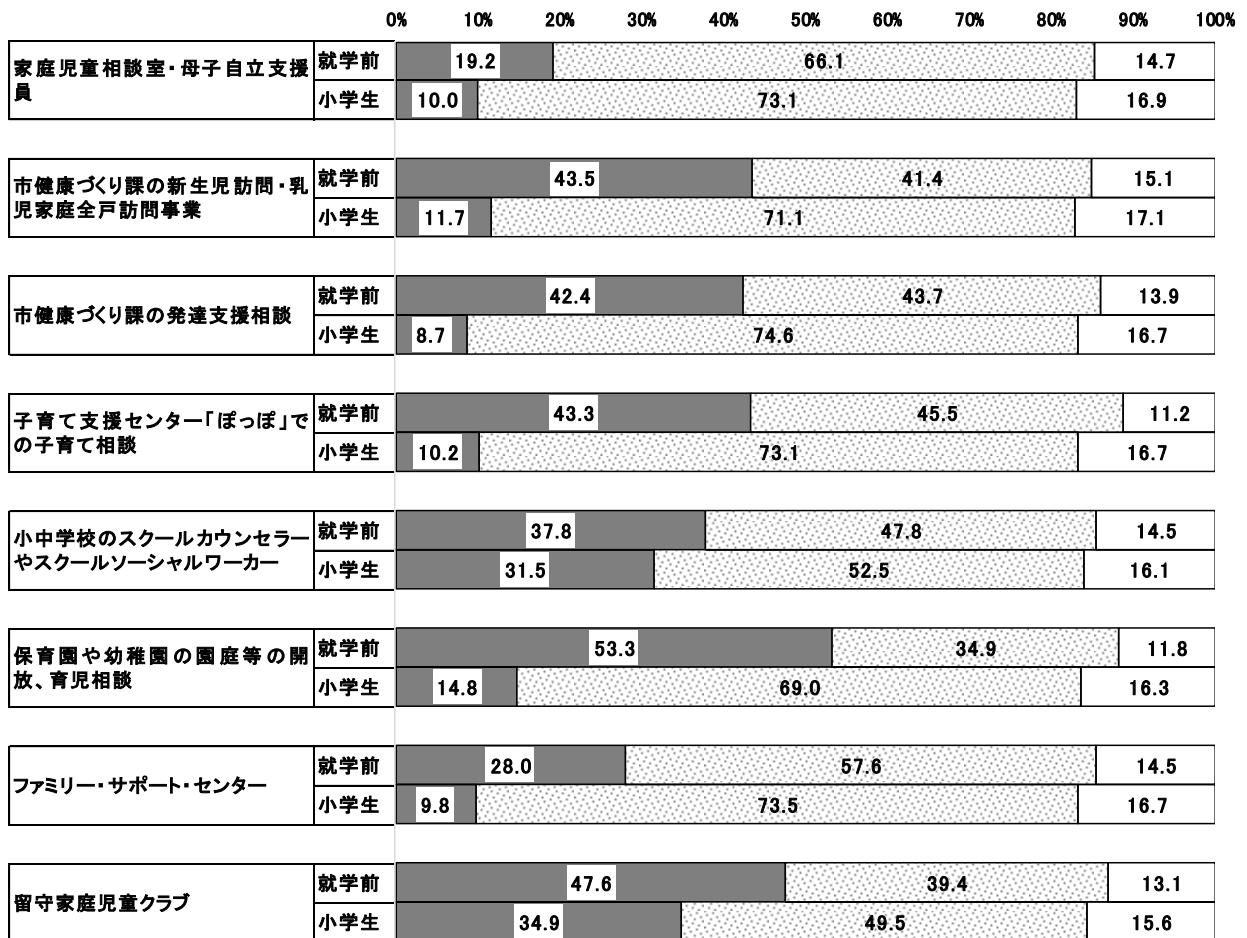
■ 利用経験 ■ (就学前 n=490 小学生 n=461)

		0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
家庭児童相談室・母子自立支援員	就学前	2.0	86.9								11.0	
	小学生	3.3	83.1								13.7	
市健康づくり課の新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業	就学前		69.0						23.1	8.0		
	小学生		39.3	48.6						12.1		
市健康づくり課の発達支援相談	就学前		28.0	65.3						6.7		
	小学生		11.1	76.8						12.1		
子育て支援センター「ぼっぼ」での子育て相談	就学前		14.1	75.5						10.4		
	小学生		23.0	65.5						11.5		
小中学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー	就学前	2.9	87.1								10.0	
	小学生		18.4	70.5						11.1		
保育園や幼稚園の園庭等の開放、育児相談	就学前		12.2	78.8						9.0		
	小学生		15.6	71.4						13.0		
ファミリー・サポート・センター	就学前	1.4	88.0								10.6	
	小学生	1.1	85.2								13.7	
留守家庭児童クラブ	就学前	3.7	86.7								9.6	
	小学生		56.0	34.1						10.0		

■ はい □ いいえ □ 無回答

③今後の利用意向

■ 今後の利用意向 ■ (就学前 n=490 小学生 n=461)

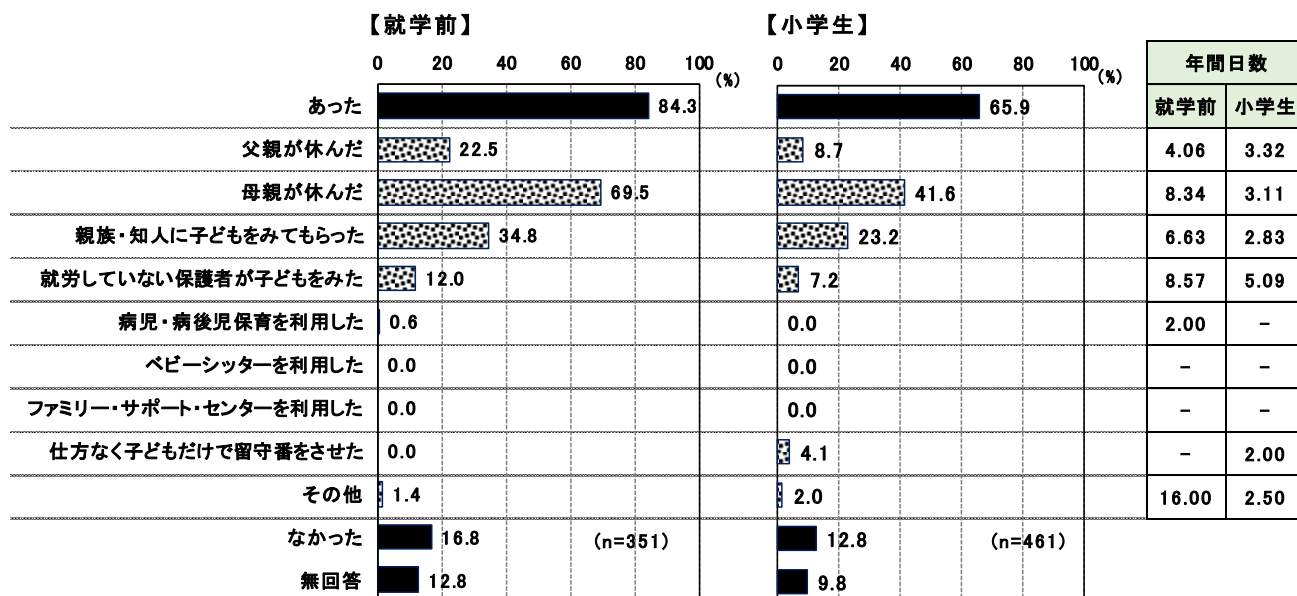


■ はい □ いいえ □ 無回答

(12) 子どもの病気やけがの際の対応について（平日の教育・保育利用者のみ）

① 過去 1 年間に子どもが病気やけがで通常の保育サービスが利用できなかった経験

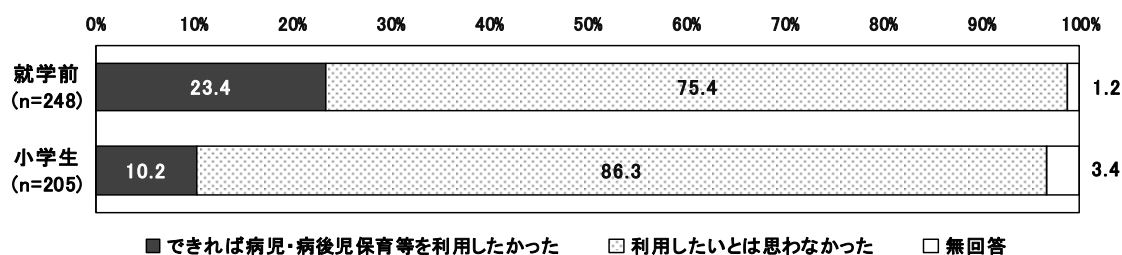
■ 経験の有無とその時の対処方法 ■



(13) 病児・病後児保育

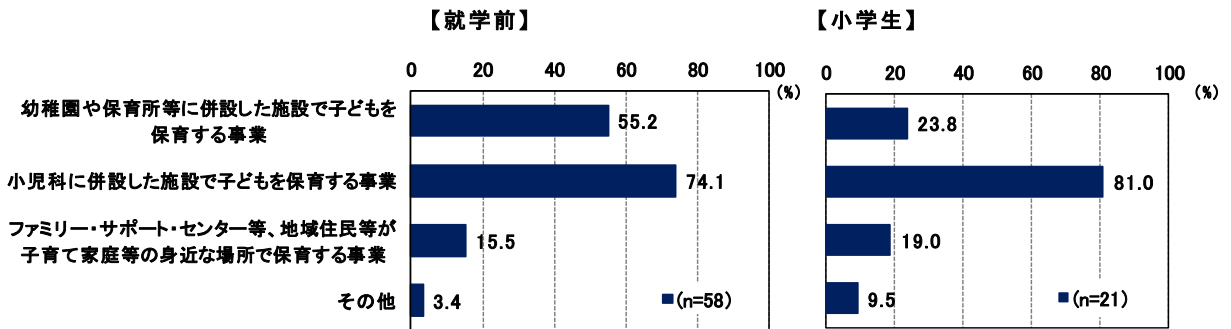
① 利用意向と事業形態

■ 利用意向 ■



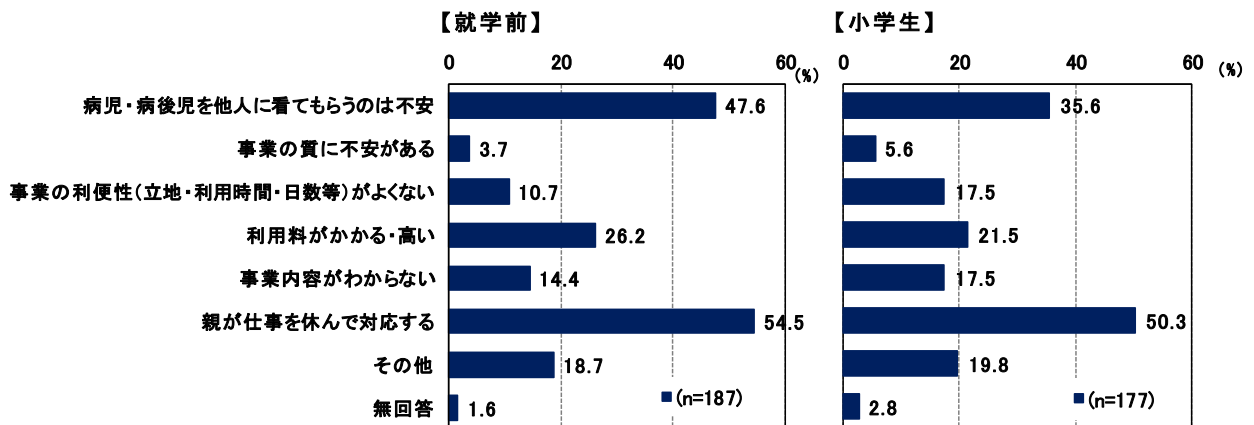
できれば病児・病後児保育等を利用したかった		
就学前	4.95	日/年
小学生	3.20	日/年

■ 望ましい事業形態 ■



② 利用したくない理由

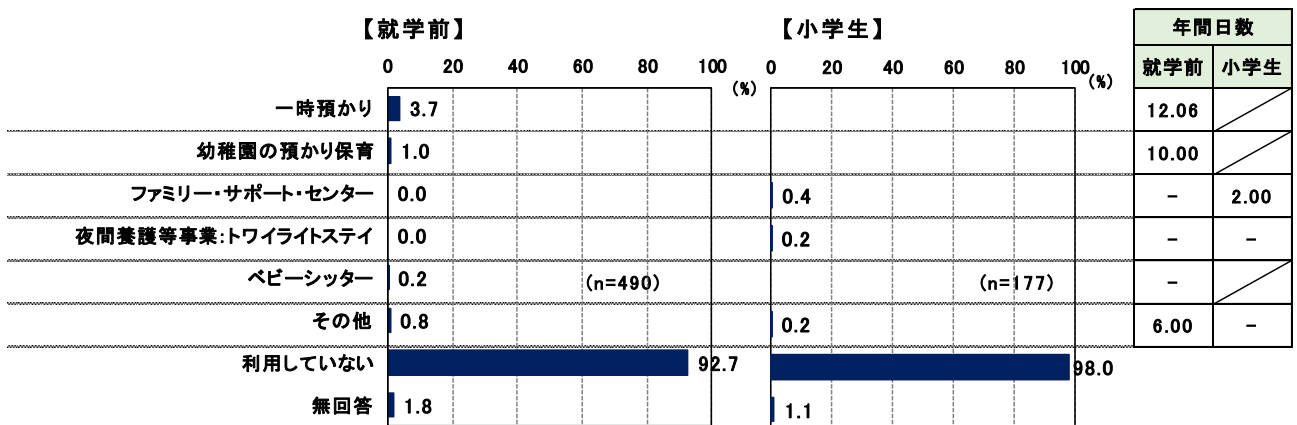
■ 利用したくない理由 ■



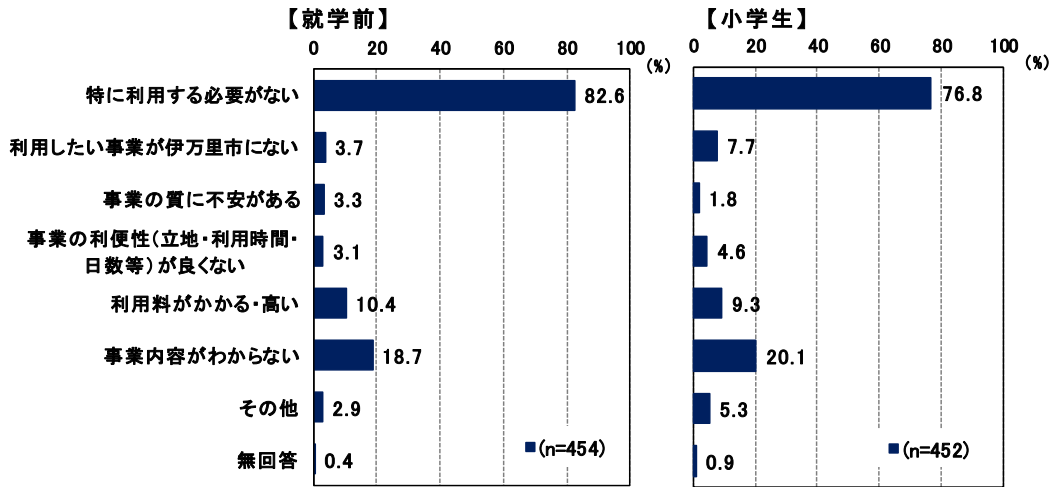
(14) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

①過去1年間に家族以外に一時的に預けたこと

■ 不定期の利用状況 ■

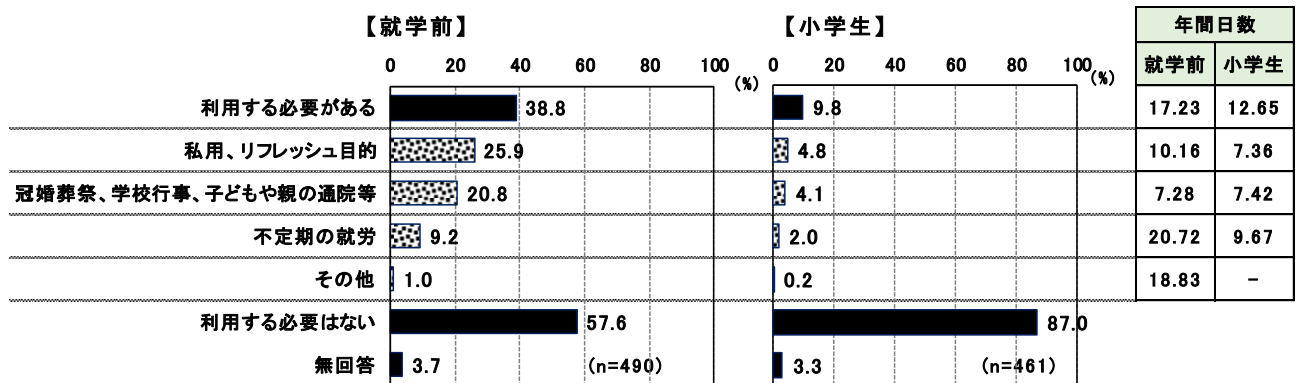


■ 利用していない理由 ■

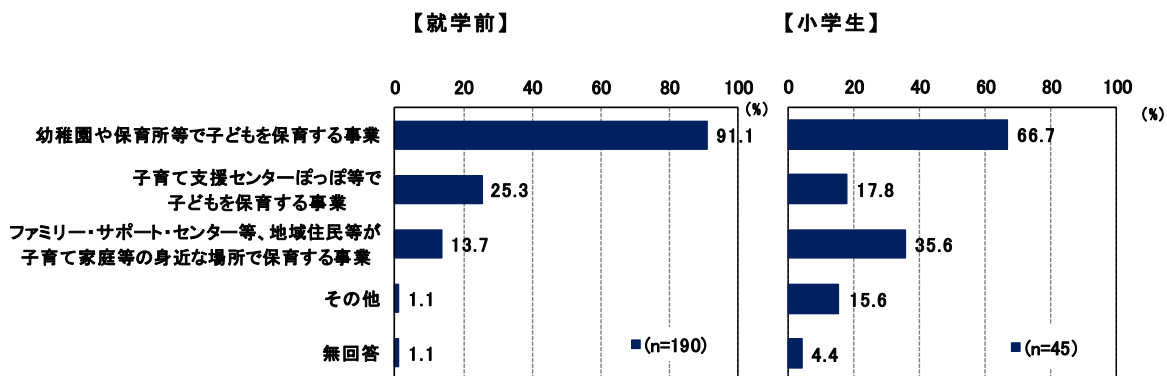


②一時預かり等を利用したい目的

■ 利用の必要生と利用したい目的 ■

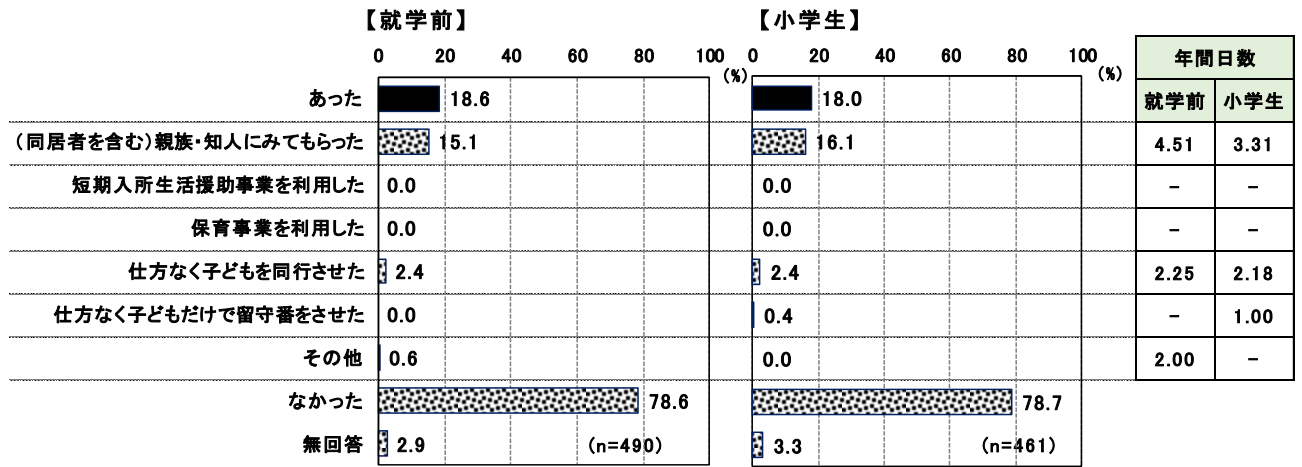


■ 望ましい事業形態 ■

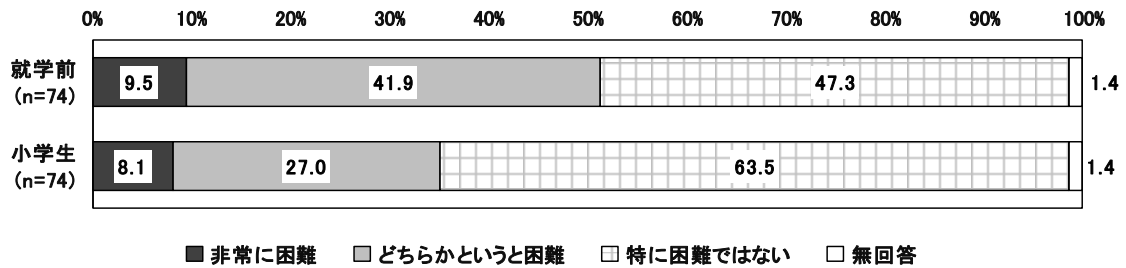


③宿泊を伴う一時預かり

■ 利用状況 ■



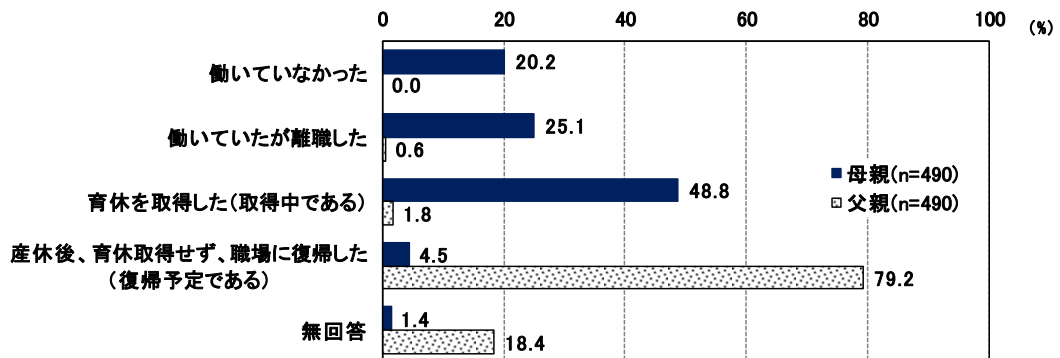
■ 親族・知人にみてもらうことの困難度 ■



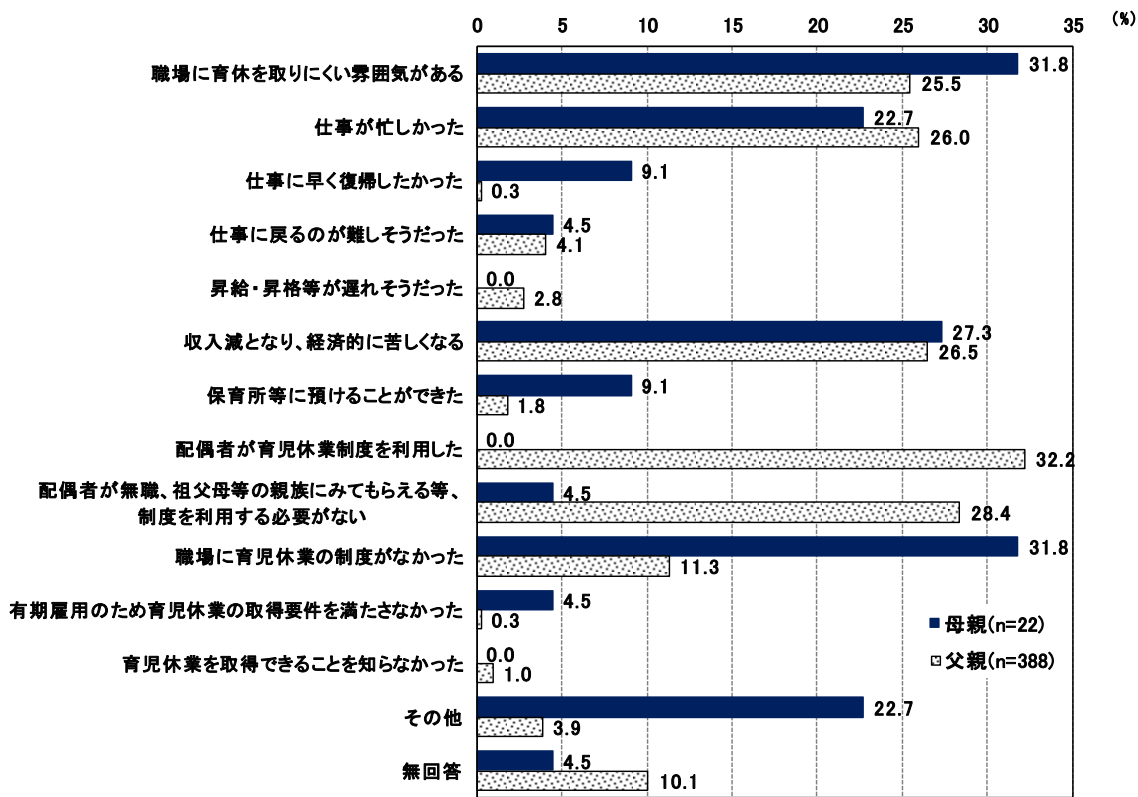
(15) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

①育児休業の取得状況

■ 育児休業の取得状況 ■

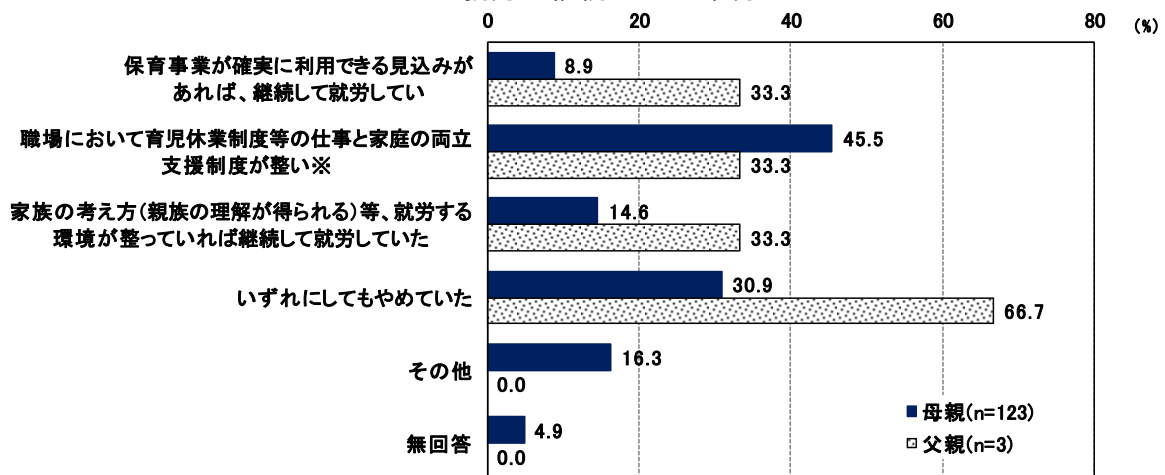


■ 育児休業を取得していない理由 ■



②就労を継続できる環境

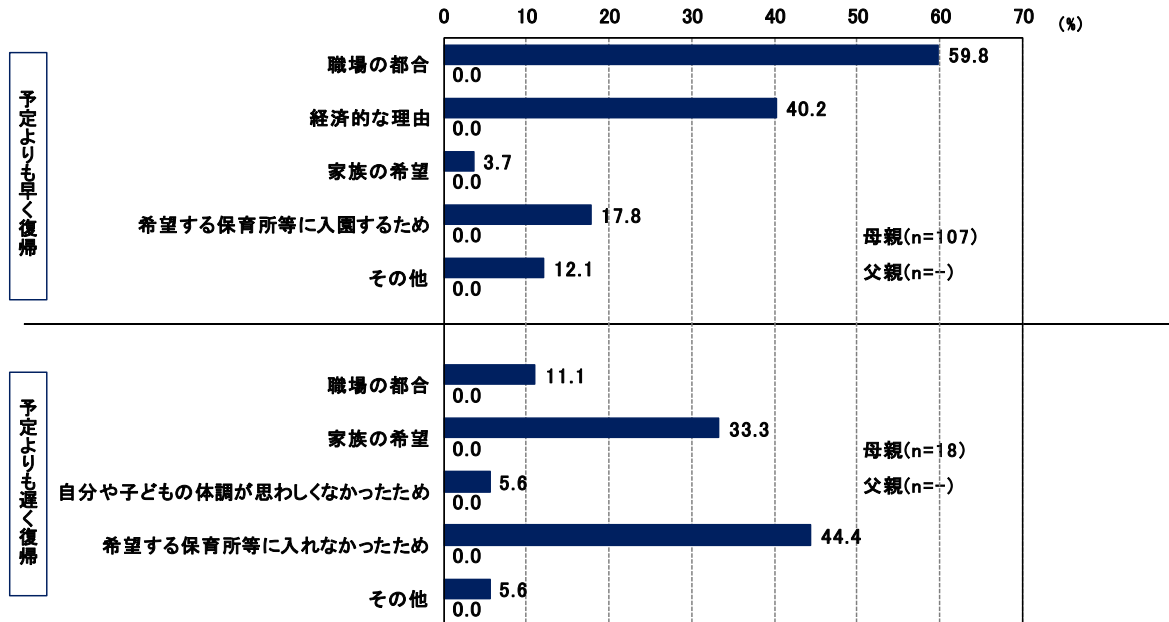
■ 就労を継続できる環境 ■



※職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、また、職場の中の理解や協力体制等、働き続けやすい環境が整っていれば継続して就労していた

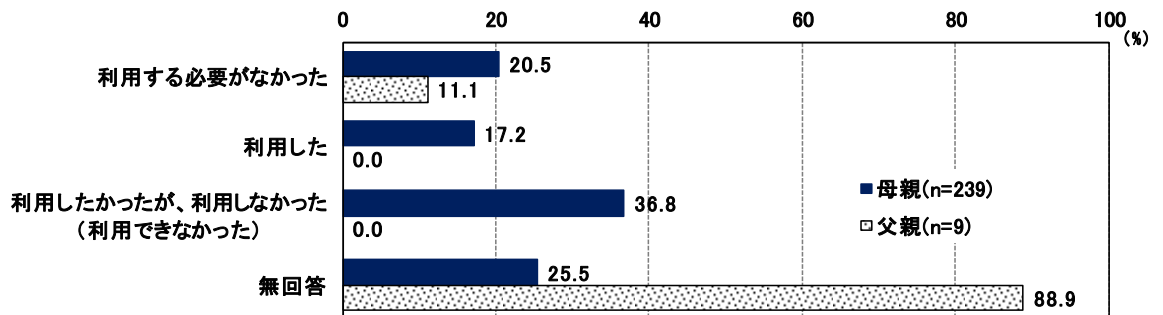
③育児休業取得後の職場復帰

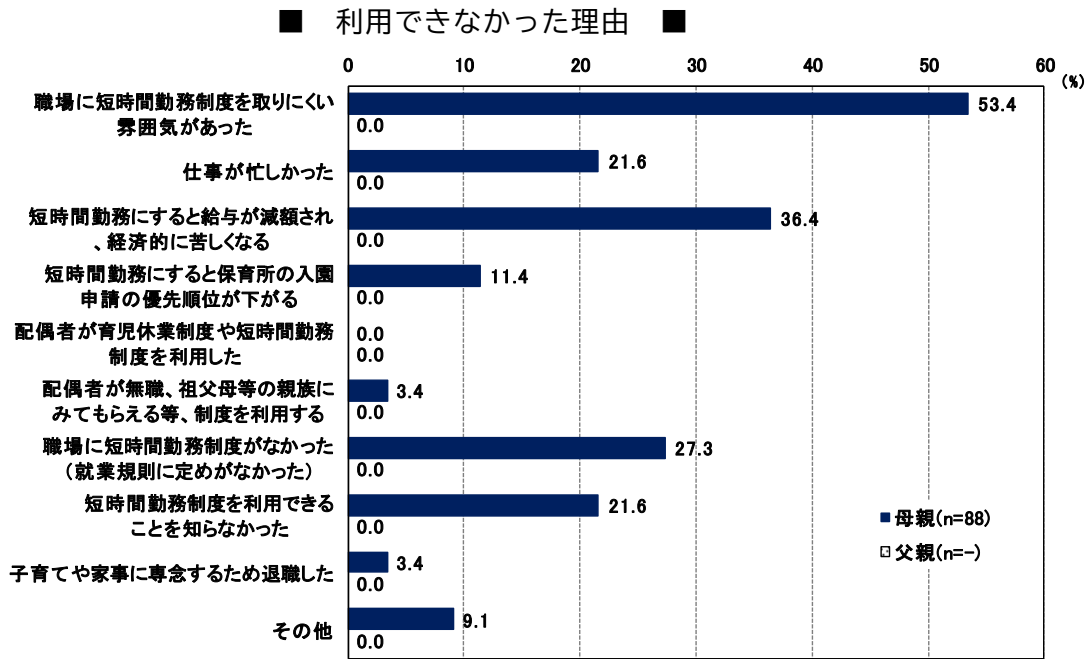
■ 希望より早く・遅く復帰した理由 ■



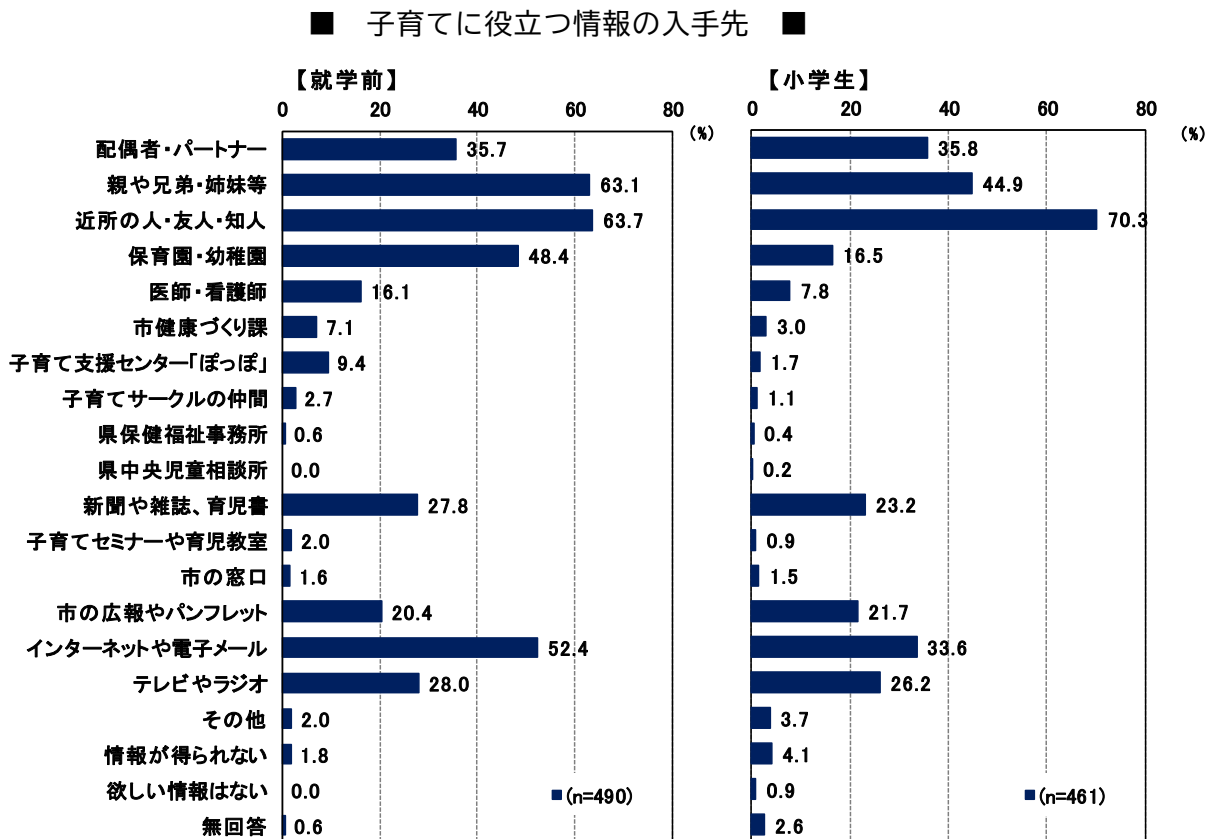
④短時間勤務制度の利用

■ 利用状況 ■



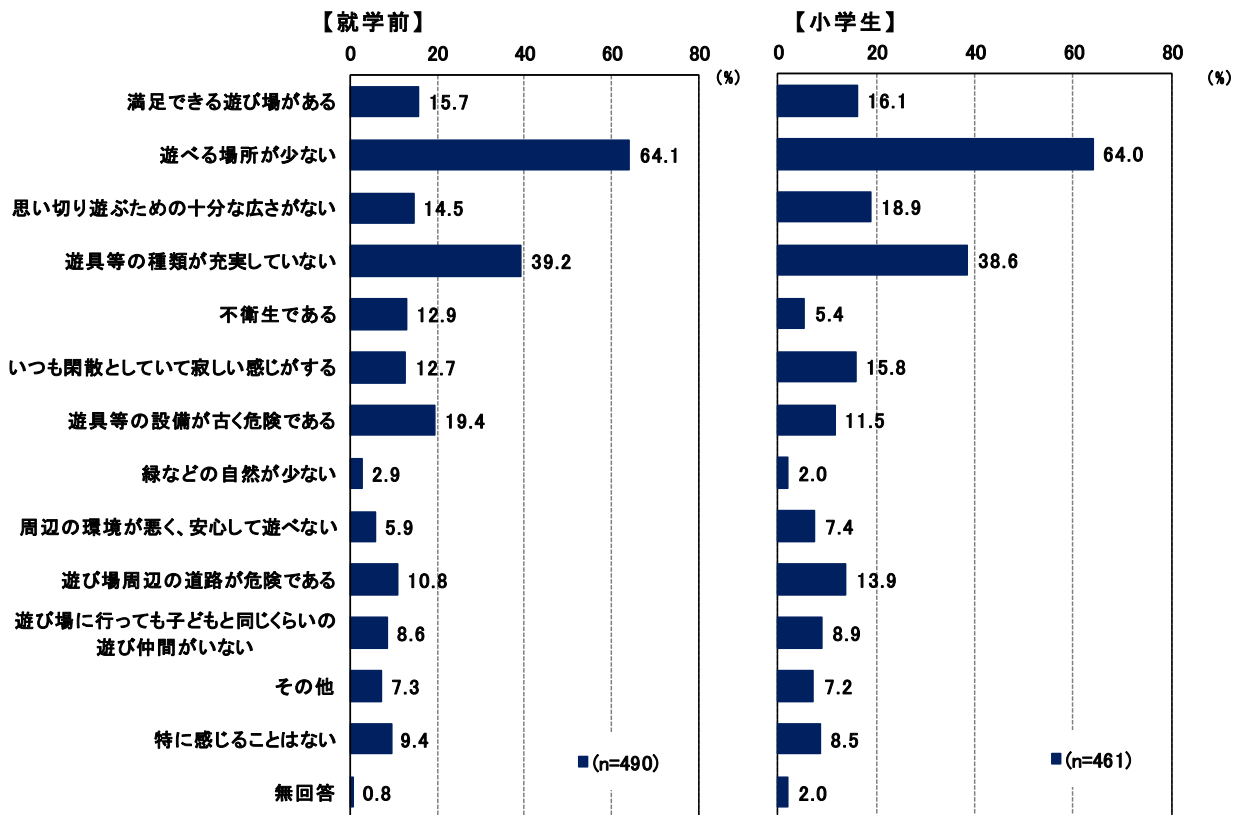


(16) 子育てに役立つ情報の入手先



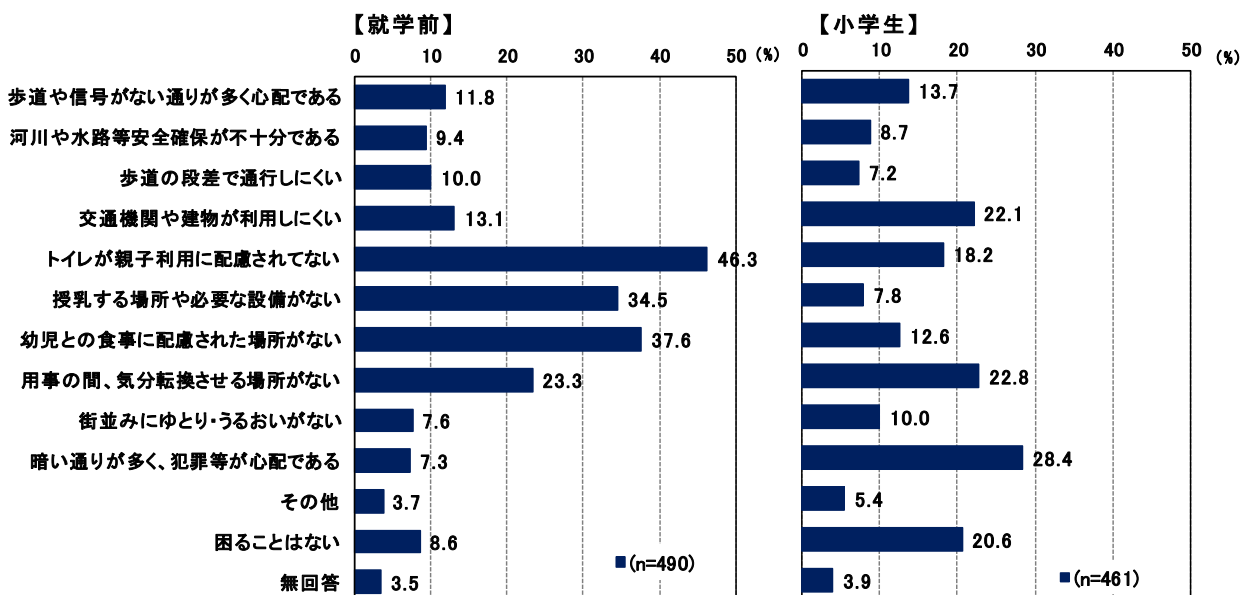
(17) 市内の子どもの遊び場について、日頃感じていること

■ 市内の子どもの遊び場について、日頃感じていること ■

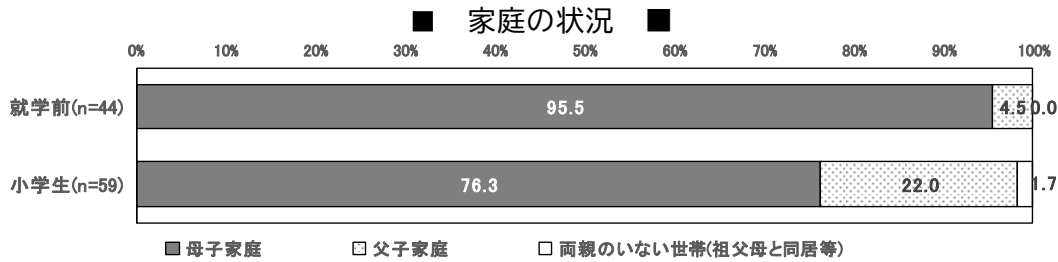


(18) 子どもと外出するときに、困ること・困ったこと

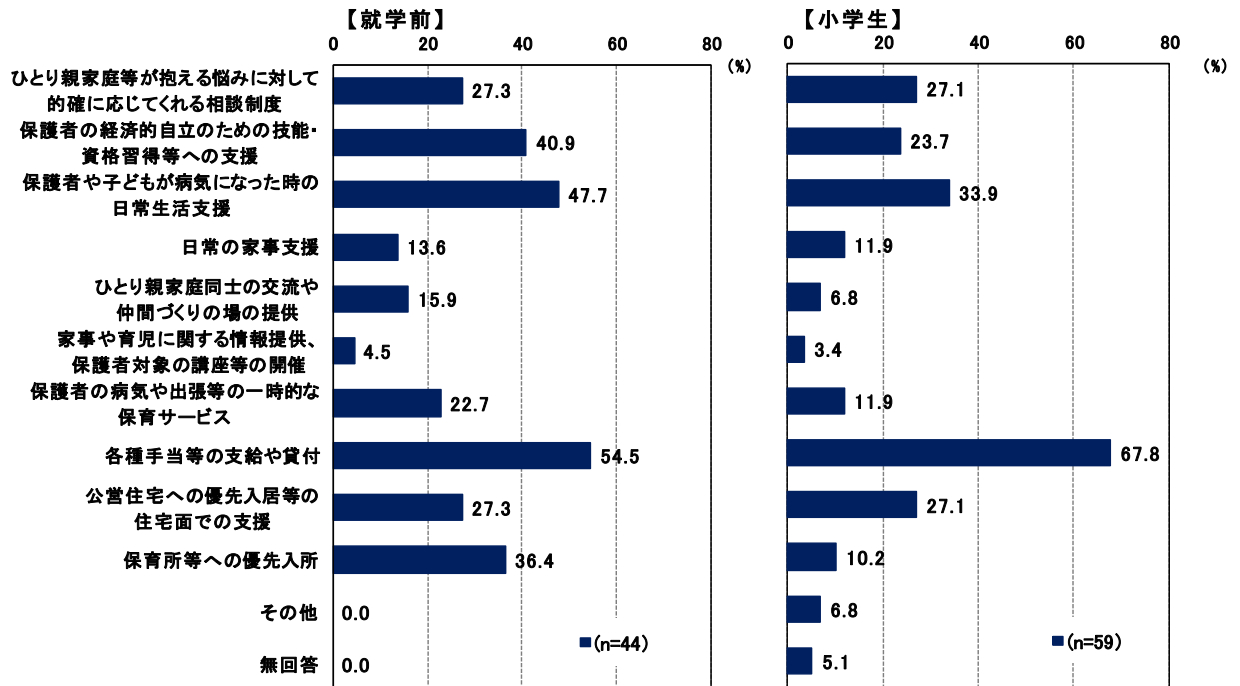
■ 子どもと外出するときに、困ること・困ったこと ■



(19) 母子・父子家庭の状況

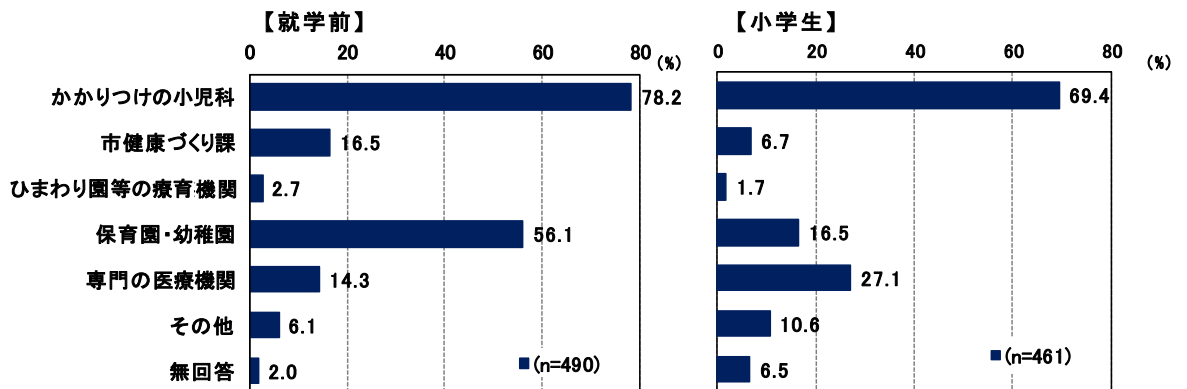


■ 支援を希望するサービス ■

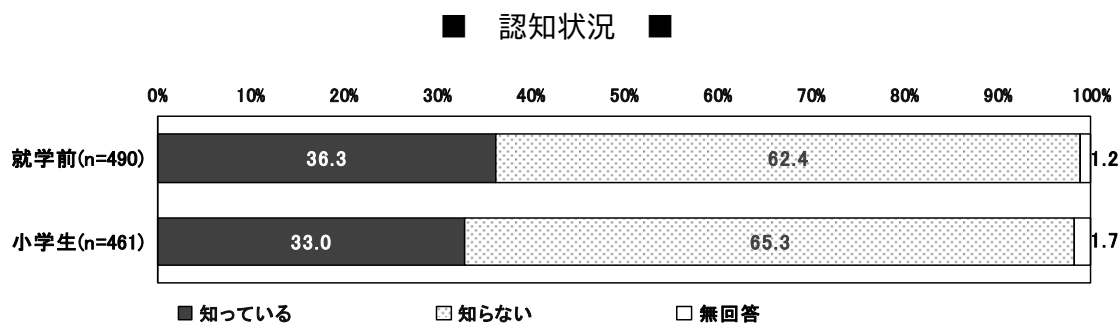


(20) 子どもの発達や成長に関する相談先

■ 子どもの発達や成長に関する相談先 ■

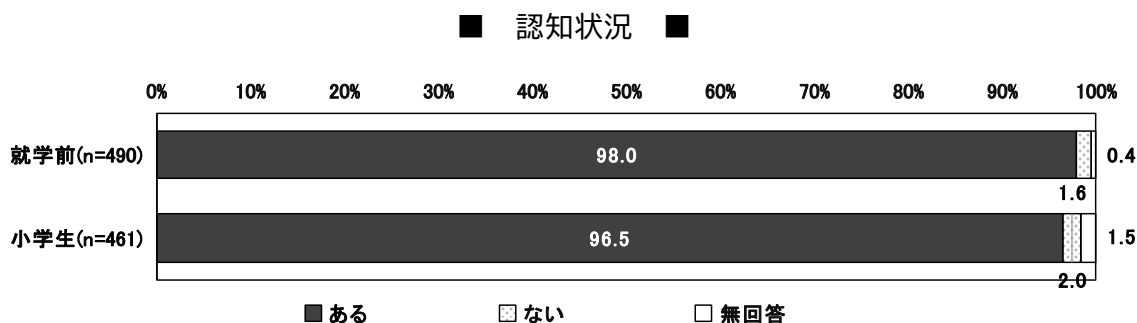


(21) 「就学支援相談会」「5歳児わんぱく相談」「のびっこ相談」「すくすく相談」等の認知状況

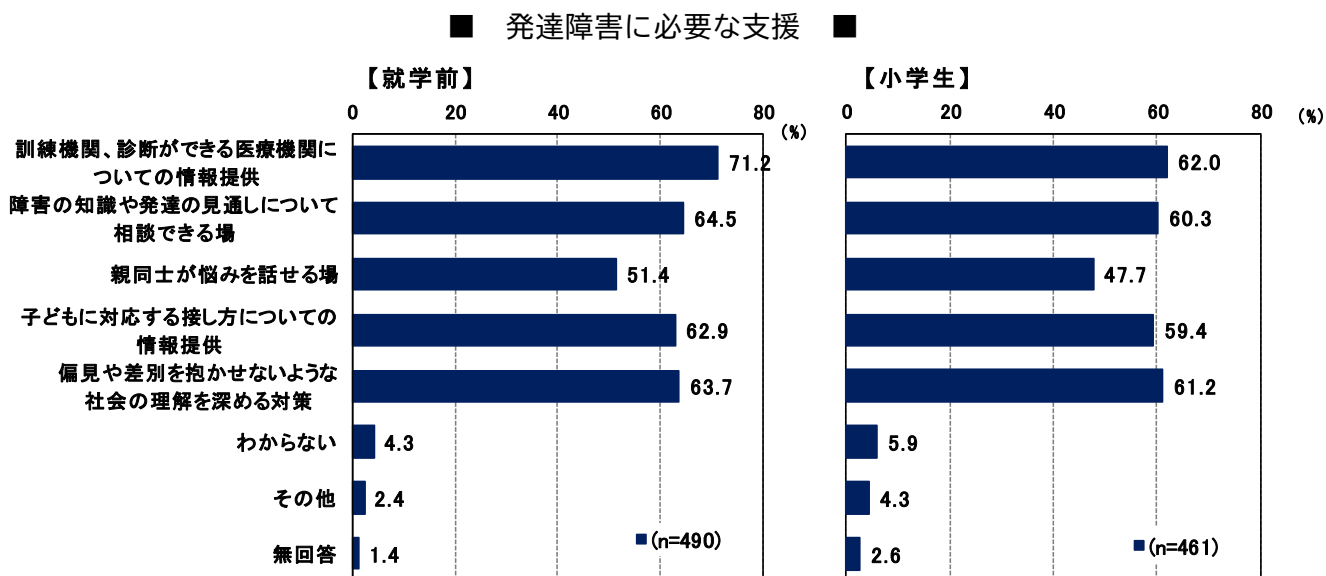


(22) 発達障害について

① 認知状況

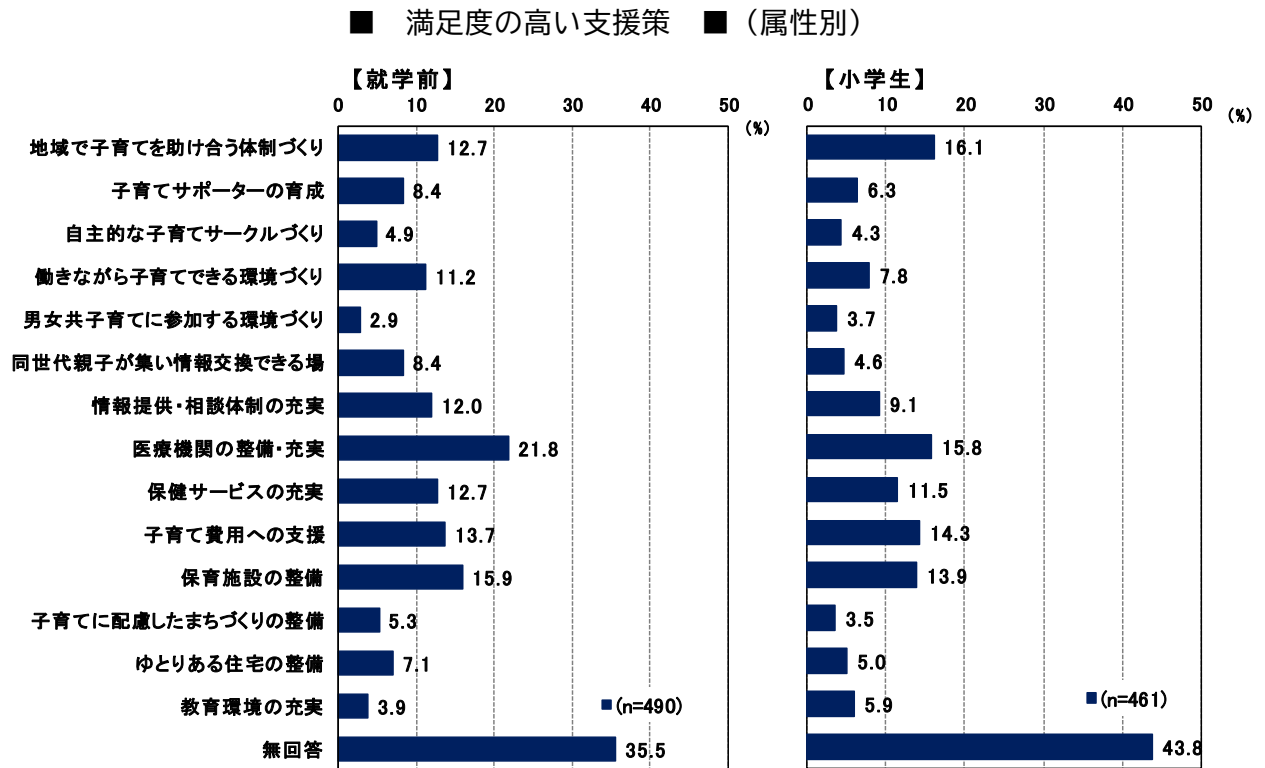


② 必要な支援

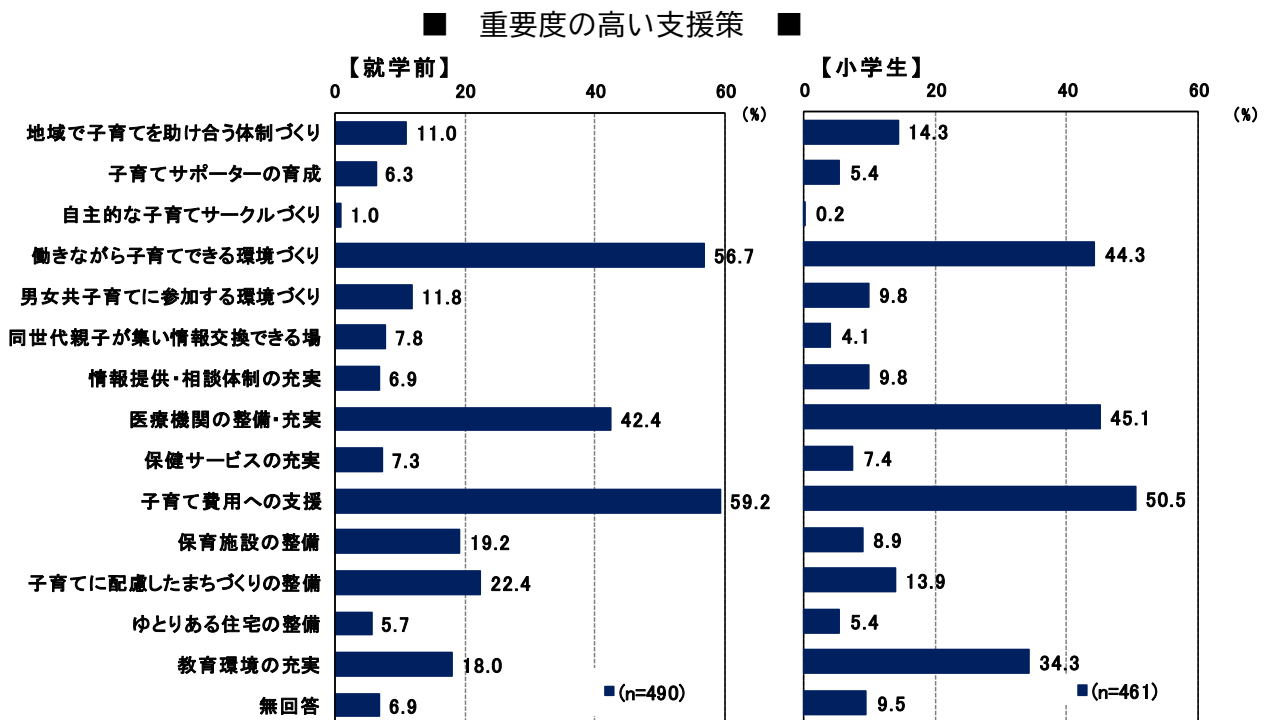


(23) 伊万里市の支援策について

①満足度の高い支援策



②重要度の高い支援策



2 実施事業一覧

(1) 親と子どもの健康の確保と増進

■妊産婦等保健事業■

事業名	事業概要	2017年度 実施内容
妊婦健康診査	医療機関に委託。妊婦の疾病異常を早期発見し、早期に治療することを目的とし、乳児死亡、周産期死亡の低減及び障害児の出生を未然に防ぐ。	受診者数 5,293 人 (内訳) 異常なし 3,591 人、要医療 647 人、 要精密 65 人、要観察 845 人、要指導 145 人
妊婦訪問指導	妊娠中に保健師等が家庭訪問を行い、安心して出産育児に臨むことができるよう適切な指導助言をする。	実人数 11 人 延べ人数 36 人
新生児訪問指導	新生児期に児童の健康状態を確認し、具体的な育児の方法等を助言することにより、不安を軽減し、育児の自信と喜びにつなげていく。	実人数 17 人 延べ人数 30 人
妊娠届出時相談	妊婦を的確に把握するとともに、妊婦の状況に応じた保健指導を行う。また、母子保健制度について情報提供を行う。	要支援妊婦人数 118 人
産婦保健指導	心身に不安を抱える産後4か月未満の産婦を対象に、市内の産婦人科に委託し、助産師・看護師等の専門家の相談事業を行い、産婦の孤立感の解消を図る。	利用者 30 人
産後ケア	市内の産婦人科に委託し、年間3日を上限とし、ショートステイ(宿泊型)とデイサービス(日帰り型)を提供する。授乳や沐浴のアドバイス、育児相談、産婦の健康管理などを行う。	デイサービス 2 人

■乳幼児健康診査事業■

事業名	事業概要	2017年度 実施内容
乳児一般健康診査	医療機関委託。乳児について異常の早期発見早期治療を目的とし、乳児の健康管理の向上を図る。	受診率:82.5% (対象者 439 人、受診者 362 人)
3か月児健康診査	集団健診。乳児の発育発達の確認及び疾病の異常の早期発見を図るとともに、必要な保健指導により乳児の健全育成と保護者の育児支援を図る。	受診率:99.8% (対象者 453 人、受診者 452 人)
1歳6か月児健康診査	集団健診。異常の早期発見に努め、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、栄養その他育児に関する指導により幼児の健全育成と保護者の育児支援を図る。	受診率:99.6% (対象者 494 人、受診者 492 人)
3歳児健康診査	集団健診。内科、歯科、視力、耳鼻科を含む総合的な健診を行い、疾病の早期発見のみならず幼児の健全育成と保護者の育児支援を図る。	受診率:97.7% (対象者 520 人、受診者 508 人)
幼児精密健康診査	医療機関委託。各種乳幼児健診の結果、診断の確定について不十分な点を補うため、専門医療機関の協力を得て実施。	対象者 25 人 (内訳) 異常なし 9 人、経過観察 13 人、要治療 3 人
3歳児精神精密検査	児童相談所の心理士がことばや発達の悩みを持つ保護者を対象に相談に応じている。予約制。	開催回数:年 4 回 利用者:19 人

■ 予防接種事業 ■

事業名	事業概要	2017年度 実施内容
集団接種 :BCG 個別接種 :ヒブ・肺炎球菌・ B型肝炎・不活化ポリオ・4種混 合・BCG・水痘・MR・日本脳炎・ 子宮頸がん	予防接種法に基づき、各予防接種を実施する。 (実施場所) 集団接種:市民センター 個別接種:医療機関	集団接種:12回(月1回) 467人 個別接種:延べ接種人数 10,721人

(2)子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

■ 児童館の状況 ■

施設名	2017年度 年間登録者数(人)			施設概要・活動内容
	児童	保護者	計	
大川児童センター	10,593	84	10,677	・設置・運営主体 伊万里市 ・設置年月日 昭和54年4月1日 ・敷地総面積 859.09㎡ ・設備状況 集会室、遊戯室、図書室、便所

(3)子育て支援の充実

■相談事業(母子家庭含む)■

活動項目	2017年度 実施内容
ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立促進に向け、相談・支援・援助を行っている。 相談日:月・火・水・金曜日 時間:9:00~15:45
家庭児童相談室	家庭児童相談員を配置し、家庭における児童の養育のほか、児童に関する問題について相談に応じている。 相談日:月~金曜日 時間:9:00~15:45
妊産婦乳幼児相談	乳幼児の発育や栄養について、保健師・助産師・管理栄養士が相談に応じている。毎月第3月曜日に開催。 定例相談回数:12回 利用人数:妊婦4人・産婦46人・乳児385人・幼児188人
7か月児相談	BCGの予防接種実施日に合わせて乳児相談を開催し、発育測定と育児相談を実施。 相談日:毎月第1水曜日 開催回数:12回 利用人数:469人
市民健康相談	生活習慣病予防や食生活、運動に関する相談を保健師・栄養士が受けている。また、健診結果に合わせた特定保健指導も実施している。 相談日:毎月第1火曜日
ストレスケア相談	40歳以下を対象とし、自分自身や家族の健康のこと、職場の人間関係や子育ての悩み、それに伴うストレスについて、臨床心理士の相談を開催している。 相談日:毎月第1火曜日(予約制) 開催回数:12回 利用人数:36人
すくすく子育て相談	子どもの発育や発達を支援するため、専門の相談員が保護者の相談に応じている。 開催回数:6回(2か月に1回 予約制) 利用人数:19人
のびっこ相談	臨床心理士がことばや発達の悩みを持つ保護者を対象に相談に応じている(予約制)。 開催回数:15回 利用人数:18人
赤ちゃん訪問事業	乳児のいる全家庭を3か月児健診前に訪問している。また、育児不安の強い保護者に対しては養育支援として継続訪問を実施している。年間を通して実施。 訪問件数:272件
電話相談	妊娠中から就学前までの子育て等に関する電話相談を実施している。 相談件数:1,021件
法律相談	弁護士による無料法律相談 相談日:毎月第2、第4水曜日 10:00~15:00(予約制)
人権相談	人権擁護委員2名による無料人権相談 相談日:毎月第1、第3火曜日(10:00~12:00)
女性相談	DVや夫婦関係・家庭内の心配ごと、子育てに関する事など、女性が抱える悩みに対応するための相談窓口を設置し、専門相談員1名による面接、電話相談を行う。 相談日:毎週月、水、金曜日 9:00~16:00 相談件数:528件 相談者数:76人
青少年相談室	相談員数:6人(交替勤務) 相談種類:電話相談、個別相談(平日 9:00~17:00、土日・祝日・年末年始休み) 相談件数:延べ155件

■地域子育て支援拠点事業■

活動項目	2017年度 実施内容
育児相談	相談日:毎週月～金曜日、日曜日 9:00～16:00
育児講座、 子育て支援センター行事	ぽっぽママのつどい:毎月第1水曜日 10:30～11:30 つくしんぼランド:毎月第2水曜日 10:00～12:00
子育て支援センター開放	わくわく広場:毎週月・火・木・金曜日 10:00～15:00
支援活動	子育てファミリーサポート事業
機関紙の発行	つくしんぼ通信:月1回発行

■留守家庭児童クラブの状況■

対象児童	小学校全学年の児童(平成29年度までは、小学校1年生から3年生まで)
実施時間	授業がある日:授業の終了後～19:00(平成30年度までは、13:00～18:00) 小学校の休業日:8:00～19:00(平成30年度までは、8:00～18:00)
障害児受入れ状況	既存の施設において受入れが可能な範囲内で、受入れを行っている。

■医療費助成事業■

事業名	事業概要	2017年度 実施内容
子どもの医療費助成事業	中学生までの子どもの医療費の一部負担金から、自己負担額を控除した額を助成。 ◎自己負担額 ○就学前児童 入院 月 1,000 円 通院 月 500 円×2 回 ○小中学生 入院・通院 月 1,000 円	支給件数:98,770 件 支給金額:147,477,584 円
ひとり親家庭等医療費助成事業	20歳未満の児童を扶養する母子・父子家庭に対し、医療費の一部負担金から月 500 円の自己負担額を控除した額を助成する。	支給件数:11,687 件 支給金額:23,401,918 円
身体障害児育成医療給付事業	身体に障害のある児童や現在の状態を放置すると将来的に障害を残すと認められる児童(18歳未満)に対し、障害の除去や軽減が期待できる手術等の治療に係る医療費を給付する。	認定件数:17 件 給付金額:1,352,569 円
重度心身障害者医療費助成事業	重度の障害のある人(①身障手帳1・2級②療育手帳所持者で知能指数35以下③身障手帳3級かつ療育手帳所持者で知能指数50以下)の医療費の一部負担金から月 500 円の自己負担額を控除した額を助成する。	支給件数:29,227 件 支給金額:101,370,859 円

■手当の給付■

事業名	事業概要	2017年度 実施内容
児童手当の支給	中学校修了前までの児童を養育している家庭に対し、児童手当を支給する。 ・3歳未満 月額 15,000 円 ・3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 月額 10,000 円 第3子以降 月額 15,000 円 ・中学生 月額 10,000 円	支給件数:89,307 件 支給金額:1,016,015,000 円
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、母子・父子家庭等に児童扶養手当を支給する。	支給人数:656 人 支給金額:313,500,940 円
特別児童扶養手当	身体又は精神に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を監護・養育する保護者等に対し、手当を支給する。	※支給決定、支払は佐賀県が実施している。
障害児福祉手当	心身に重度の障害があり特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の者に対し手当を支給する。	支給人数:37 人 支給金額:5,672,900 円

■育児等健康支援事業■

事業名	事業概要	2017年度 実施内容
母子保健推進員活動事業	地域の中での身近な相談員として、自分の子育て経験を通じての助言や心理的サポートを行う。	学習会・研修会参加人数:156 人 予防接種・健診等受付介助人数:64 人
7か月児相談	BCG 予防接種と同時開催し、発育測定と育児相談を実施し、育児の悩みや発育の悩みに対する支援を行う。	相談回数:12 回 利用人数:469 人
妊産婦乳幼児相談	子育てに関する相談等に対応し、育児不安の軽減を図るとともに育児の孤立化を防ぐ。また離乳食を始める時期において、離乳食の目的意義及び進め方について情報の提供を行う。	定例相談:12 回及び随時相談 利用者合計: 妊婦 709 人・産婦 114 人 乳児 476 人・幼児 328 人
養育支援訪問	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる幼児及び保護者に対し、その養育が適切に行われるよう居宅を訪問し、相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	保健師訪問:154 人 助産師訪問:47 人
すくすく子育て相談	発育や発達に不安を持つ保護者を対象に個別相談を開催し、必要に応じて専門相談機関を紹介している。	相談回数:6 回 利用人数:19 人
妊婦わくわくクラブ	妊婦や配偶者、家族を対象に、母子保健の公的サービスの紹介、予防接種やスキンケア、むし歯予防などの子育て情報、赤ちゃんモデルを使った両親学級などを開催し、出産後の子育てに関する支援を行っている。	開催回数:4 回コースを年 3 回 参加者数:妊婦 71 人、配偶者 30 人
ベビーマッサージ教室	母と子のスキンシップ等の大切さについての育児学級を開催し、母子愛着の大切さを保護者に情報提供している。	開催回数:10 回 利用人数:188 人
5歳児わんぱく相談	スムーズに就学できるように、年中児を対象に、コーディネーター(相談員)が幼稚園・保育園を巡回して行う相談。	利用施設数:17 園 利用人数:65 人 延べ 260 人

(4) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

■児童虐待の状況■

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
相談件数	1,099 件	869 件	982 件	978 件	1,378 件

■虐待防止ネットワークの設置状況■

事業名	事業概要(設置年度、内容、参加状況等)
家庭児童相談事業	要保護児童対策協議会の設置(H18.12.1) 構成団体数:17 団体 全体会議:年 1 回 実務者会議、ケース会議:適宜

■障害児の保護者に対する福祉サービス■

事業名	事業概要	2017年度 実施内容
心身障害者扶養共済制度	保護者が生存中に一定額の掛金を納付することで保護者が死亡、または、重度障害者になったとき、障害者に終身一定額の年金を支給する。	受給者:6 人 加入者:21 人
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付を行う。	件数:395 件 金額:11,107,658 円
補装具交付事業	身体障害者の障害を補い、より日常生活や社会生活を容易にするための補装具の購入及び修理に係る給付を行う。	件数:158 件 金額:15,179,427 円
軽度・中度難聴児補聴器給付事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児に対し、補聴器の購入及び修理に係る給付を行う。	件数:1 件 金額:182,600 円
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童等(障害者総合支援法による施策の対象とならない場合に限る)に対し、日常生活用具の給付を行う。	件数:2 件 金額:215,626 円
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに障害者支援施設などに短期間の入所をさせ、食事や入浴、排泄等の介護を行う。	件数:382 件 金額:35,451,706 円
児童発達支援	小学校就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。	件数:556 件 金額:33,664,592 円
放課後等デイサービス	学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練などを行う。	件数:742 件 金額:59,322,678 円

(5)子育てと社会参画の両立への支援

■子育てと社会参画の両立への支援に対する福祉サービス■

事業名	対象者等	事業概要
子育て講座	市民	男性の家事・育児参画を促進するため、パパセミナーや親子ふれあい講座、両親教室など、「子育て講座」をテーマごとに開催(年4回)。
ワーク・ライフ・バランスセミナー	市民、事業所、高校生	市民や事業所、高校生等を対象にワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、働き方や暮らし方の見直しや、働きやすい職場環境づくりを促進している。
家庭や地域における性別役割分担意識の是正	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・男女協働参画に関する学習会や出前講座を実施 ・広報いまりに啓発記事(年4回)と特集記事(年1回)掲載 ・情報紙「プラザだより」の発行(年2回) ・啓発パネル展の開催(年3回)

■保育所等のサービス■

事業名	事業概要	2017年度 実施内容
障害児保育	保育が必要で集団保育が可能な障害児を、健常児との集団保育が適切に実施できる人数の範囲内で受け入れて行う保育	すべての保育園・認定こども園等で実施
延長保育	通常の保育所開所時間の前後に、時間を延長して行う保育	すべての保育園・認定こども園等で実施
一時預かり	保護者の勤務・病気・育児疲れ解消等の理由により、一時的に(週3日以内程度)保育が必要な児童に対して行う保育	すべての保育園・認定こども園1園で実施
休日保育	日曜や祝祭日等に保護者の勤務等により、保育が必要な児童に対して行う保育	保育園・認定こども園等での実施なし 子育て支援センターぽっぽにおいて実施
病後児保育	病気の回復期にある就学前の児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが預かる保育	保育園・認定こども園等での実施なし 伊万里市立母子生活支援施設すまいる内において、市直営で事業を実施

(6)安全・安心まちづくりの推進

■子ども等の安全の確保に係る事業等の実施状況■

事業名	事業概要
子ども見守り隊	市内各地区において、登下校時の立哨指導や、公用車(自主防犯活動用自動車)によるパトロールなどを実施。

■子どもや親に対する交通安全教室、防犯指導等の実施状況■

事業名	対象施設	事業概要(時期、内容、参加者数)
交通安全啓発事業 交通安全指導員事業 交通対策協議会支援事業 防犯協会支援事業	保育園、幼稚園、 小学校、中学校	<p>子どもの交通安全対策については、交通対策協議会や関係団体と連携し、保育園、小学校、中学校において交通教室が開催される際に地元の駐在所、交通安全指導員が講師として参加し、子どもの交通安全意識の向上を図った。</p> <p>また、通学時には交差点等において交通安全指導員による街頭指導を行い、小、中学生の通学路における安全を確保した。</p> <p>このほか、小学校の新1年生全員に黄色いランドセルカバーを贈呈するとともに、「新入学児童を交通事故から守る日」には、各小学校の通学路において新入生の保護者及び交通安全役員等による通学指導を市内一斉に行った。</p> <p>さらに、警察や防犯協会と連携し、新入学児童全員への防犯ブザーの給付や学校において不審者対策・防犯講話を実施した。</p>

■「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置状況■

事業名	事業概要(設置件数等)
子ども110番の家	<p>伊万里市小学校連合 PTA で把握している。</p> <p>平成 27 年度 住宅 443 件 店舗 268 件 その他 11 件 平成 28 年度 住宅 453 件 店舗 287 件 その他 12 件 平成 29 年度 住宅 441 件 店舗 292 件 その他 11 件 平成 30 年度 住宅 265 件 店舗 197 件</p> <p>※伊万里市小学校連合 PTA において、例年4月1日現在で調査を依頼。 ※小学校区で登校経路が同じで、中学校も含む。 ※西九州道路の工事により、施工業者の協力もいただいている。</p>

3 伊万里市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日

条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、伊万里市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の議事に関係のある者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
(伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 伊万里市報酬及び費用弁償条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 計画策定の経緯

平成30年度

月 日	内 容
平成30年 10月11日	ワーキンググループ（第1回） ・第2期子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査内容の協議
10月18日	策定委員会（第1回） ・第2期子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査内容の協議
10月24日	子ども・子育て会議（第1回） ・第2期子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査内容の協議 ・子育て支援に関する意見交換
11月～令和元年6月	ニーズ調査実施及び集計、分析

令和元年度

月 日	内 容
令和元年 6月14日	ワーキンググループ（第2回） ・第1期子ども・子育て支援事業計画の評価 ・ニーズ調査を踏まえた教育・保育の「量の見込み」の検討
7月12日	策定委員会（第2回） ・第1期子ども・子育て支援事業計画の評価 ・ニーズ調査を踏まえた教育・保育の「量の見込み」を審議
11月15日	ワーキンググループ（第3回） ・事業計画書（素案）の協議
11月21日	策定委員会（第3回） ・事業計画書（素案）の協議
12月17日	子ども・子育て会議（第3回） ・事業計画書（素案）の協議
令和2年 1月6日～31日	パブリックコメント実施
2月～3月	県との協議及び計画案調整
3月31日	第2期伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定

5 伊万里市子ども・子育て会議委員名簿

平成30年度

		団 体 名		氏 名
子どもの保護者	1	子育てサークル	代表	中島 千秋
	2	保育園保護者	みなみ保育園 保護者会代表	橋口 浩二
	3	幼稚園保護者	黒川幼稚園 育友会長	石丸 万里
	4	伊万里市小中学校連合PTA	会長	前田 勉
子ども・子育て支援関係従事者	5	保育園（伊万里市保育会）	会長	樋渡 智子
	6	幼稚園（カトリック幼稚園）	主幹教諭	松尾佐起子
	7	認定こども園（伊万里幼稚園）	園長	梶山 紀生
	8	地域型保育事業所（愛育園）	会長	草場 里美
	9	伊万里市小中学校校長会	会長	小田 幹之
事業所	10	伊万里市農業協同組合	人事係	岡 龍太郎
	11	伊万里信用金庫	総務部長	谷口 周作
その他	12	伊万里市民生委員・児童委員協議会	会長	清水 正彰
	13	伊万里有田地区医師会	理事	伊東 雅樹
	14	伊万里市母子保健推進委員会	代表	古場伊津子
		14団体		14名

令和元年度

		団 体 名		氏 名
子どもの保護者	1	子育てサークル	代表	平島 秋菜
	2	保育園保護者	川東保育園 保護者会代表	加藤奈津美
	3	幼稚園保護者	黒川幼稚園 育友会長	塚本 直子
	4	伊万里市小中学校連合PTA	会長	前田 勉
子ども・子育て支援関係従事者	5	保育園（伊万里市保育会）	会員	池田 まみ
	6	幼稚園（カトリック幼稚園）	主幹教諭	松尾佐起子
	7	認定こども園（伊万里幼稚園）	園長	梶山 紀生
	8	地域型保育事業所（愛育園）	会長	草場 里美
	9	伊万里市小中学校校長会	会長	木寺 仁史
事業所	10	伊万里市農業協同組合	人事係	岡 龍太郎
	11	伊万里信用金庫	総務部長	谷口 周作
その他	12	伊万里市民生委員・児童委員協議会	会長	清水 正彰
	13	伊万里有田地区医師会	理事	伊東 雅樹
	14	伊万里市母子保健推進員会	代表	古場伊津子
		14団体		14名

6 伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員

職名	役職	氏名
委員長	市民部長	桑本 成司
副委員長	教育部長	中野 大成
委員（市民部）	健康づくり課長	樋口奈美江
委員（ 〃 ）	子育て支援課長	前田 文博
委員（教育委員会）	教育総務課長	梶原 貴英
委員（ 〃 ）	学校教育課長	中尾 聡彦

7 ワーキンググループ員

所属	役職	氏名
健康づくり課	保健予防係長	城島ゆかり
子育て支援課	子育て支援係長	松永 智江
	保育係長	井上 泰志
	子育て支援センター ぽっぽセンター長	山口 弥生
保育園	主任保育士	福田 和子
教育総務課	留守家庭児童クラブ係長	太田 美鈴
学校教育課	指導主事	西 大輔
幼稚園	教務主任	地原 直美